平成22年度包括外部監査結果報告書

平成23年3月 秋田県包括外部監査人 公認会計士 渡辺雅章

第1.	包括外部監査の概要	頁
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	外部監査の方法	1
5.	外部監査の実施期間	2
6.	外部監査の実施者	2
7.	利害関係	3
第2.	包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	
1	コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. 2.	地域計画推進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
∠. 3.	選手強化対策費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
3. 4.	在外県人会活動費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
 5. 	福祉施設経営指導事業費補助金	16
6.	軽費老人ホーム事務費補助金	18
7.	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金	19
8.	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金	20
9.	秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
10.	保険医療機関指導費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
11.	放課後児童健全育成事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
12.	母体健康増進支援事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
13.	フッ素洗口推進事業費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
14.	厚生連病院改築促進支援事業費補助金(利子補給分)	30
15.	広域的医療機能施設運営費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
16.	総合周産期母子医療センター運営費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
17.	救急医療支援事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34
18.	医療提供体制推進事業費補助金(救命救急センター運営事業)・・・・・・・	35
19.	死因調査研究事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
20.	看護師等養成所運営費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
21.	医療関係者養成確保対策費等補助金(看護師等養成所運営事業)・・・・・・	37

22.	青少年育成秋田県民会議補助金	42
23.	秋田県芸術文化振興基金補助金	45
24.	アスベスト対策資金保証料補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
25.	ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	50
26.	産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金 ·····	55
27.	生活衛生営業指導センター補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
28.	フロンティア農業者育成事業費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
29.	集落型農業法人育成総合支援事業費補助金 ·····	62
30.	農地保有合理化事業費補助金	68
31.	大潟村方上地区関係補助金 ·····	70
32.	就農促進サポート事業費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
33.	農業近代化資金特別準備金補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
34.	農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金	78
35.	地籍調査費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81
36.	特定野菜価格安定事業費補助金	83
37.	秋田県園芸作物価格補償事業費補助金 ·····	83
38.	あきたの水田農業チャレンジ対策事業費補助金	87
39.	数量調整円滑化推進支援事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
40.	秋田米総合支援対策事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
41.	自衛防疫強化対策事業補助金 ·····	94
42.	優良雌牛導入促進事業費補助金	96
43.	水土里直播支援事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	97
44.	森林整備活性化造林事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
45.	緑化推進活動事業費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
46.	植樹・育樹ふれあい支援事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
47.	森林ボランティア支援事業費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
48.	秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
49.	観光地バージョンアップ事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
50.	秋田韓国交流促進事業補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	113
51.	秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
52.	冬季誘客イベント支援事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
53.	国際定期便運航推進費補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	116
54.	地方鉄道運営費補助金(秋田内陸縦貫鉄道)	118
55.	地方鉄道運営費補助金(由利高原鉄道) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	119
56.	地方バス路線維持費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
57.	生活バス路線等維持費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122

58.	建設業新展開トライアル活動助成事業補助金	123
59.	道路環境整備活動推進事業補助金	124
60.	環境整備活動推進事業補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	127
61.	空港保安対策事業補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	128
62.	私立学校運営費補助金(一般補助) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	129
63.	私立学校運営費補助金(特別支援教育費補助)	136
64.	私立学校運営費補助金(預かり保育推進事業費補助)・・・・・・・・・・・	138
65.	私立学校運営費補助金(生徒指導の充実費補助)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
66.	日本私立学校振興,共済事業団補助金	143
67.	秋田県高等学校体育連盟補助金	146
68.	防犯協会連合会補助金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	147

第1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める秋田県との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件

秋田県における補助金の執行事務について

3. 特定の事件を選定した理由

県の支出に占める補助金の割合は大きなものとなっているにもかかわらず、秋田県 の過去の包括外部監査では取り上げられていないテーマであった。

これに加え、県財政が厳しい中、県の第4期行財政改革推進プログラムでは、県単独の補助金について「すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から見直します。」と記載される一方で「本県の自立と発展に向けて真に必要なものについては、財政改革で財源を確保し、対応していきます。」とあり、メリハリのある補助事業を執行する旨記載されている。また、平成22年度からスタートした新行財政改革大綱においても「全ての分野の県単独補助金について、負担の適正化、県民ニーズの再検討、各種団体等の事務の効率化の観点から見直しを行います。また、終期の設定、計画的縮減等についても検討します。」とする一方、「本県の将来の発展に向けて必要な事業や、県民の安全・安心につながる事業等については、財政改革により財源を確保し、積極的に対応します。」とされており、その精神は受け継がれている。県のこのような補助金に対する考えが、実際の事務に反映されているかについては県民にとっての関心事であり、包括外部監査のテーマとして取り上げることは意義のあることと判断した。

なお、補助金の中には県単独の補助金の他に、国の施策に基づき県が一定の割合を 負担する補助金なども含まれるが、いずれもこの精神は反映させるべきであり、県単 独の補助金だけではなくこれらも含めた補助金全体を包括外部監査の対象とすること とした。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

① 補助対象事業に公益性があり適切であるか

- ② 補助金の申請、決定、交付といった事務手続は定められた手続によって いるか
- ③ 補助金の額の算定方法並びに交付方法は適切か
- ④ 補助事業の実績報告は適切に行われており、その内容は適正に確認されているか
- ⑤ 補助金交付先への指導、監督は適切か
- ⑥ 補助事業の効果は適正に把握されており、補助金支出に見合った効果をあげているか
- ⑦ 補助金交付先の決算内容を検討し、補助金は正しく計上され、補助事業 の目的に従って適正に補助金が使用されているか

(2) 主な監査手続

- ① 要綱、要領等規定の整備・運用状況の確認
- ② 補助金申請書、実施報告書等の閲覧、照合
- ③ 証憑、関連書類等の閲覧、照合
- ④ 財務資料等の比較・分析
- ⑤ 所管部署へのヒアリング、ディスカッション

(3) 監査対象年度

平成 21 年度に係わる補助金の執行事務を中心とするが、必要に応じて前後 の年度にも触れることにする。

5. 外部監査の実施期間

平成22年6月25日から平成23年3月31日まで

6. 外部監査の実施者

包括夕	卜 部監査人	公認会計士	渡辺雅	推章
同	補助者	公認会計士	畑山	稔
同	補助者	公認会計士	森谷苕	5也
同	補助者	公認会計士	津村	隆
同	補助者	公認会計士	八島領	点子

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

監査対象とした157補助金のうち68補助金については、次ページ以降において、監査の結果は「指摘事項」として記載し、結果に添えて提出する意見については「意見」として補助金毎に記載している。「指摘事項」と「意見」は別建てで記載する方法もあるが、同一場所に記載したのは、補助事業の内容の記載や指摘事項との関連で理解されやすいと考えたことによる。

なお、報告書は各補助金の概要を説明した後に「指摘事項」「意見」の順に記載を行っているが、概要説明の表に記載した項目(担当部課、根拠要綱等、補助目的、主な補助対象者、補助対象経費、事業費の負担割合)は定型句であり、例えば補助対象者が1名であっても「主な補助対象者」といった記載としている。

また、担当部課は平成22年度における担当部課名を、根拠要綱等の名称は監査対象である平成21年度における名称を記載している。

注)報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と 一致しない場合があります。

1. コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金

担当部課	企画振興部 地域活力創造課
根拠要綱等	·秋田県生活環境文化部県民文化政策課関係補助金等交
	付要綱
	・コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金実施要領
	(以下この項で「実施要領」という)
補助目的	コミュニティビジネスを立ち上げようとする者等に対
	し、開業経費等を支援する。
主な補助対象者	地縁組織及び市民活動団体(以下この項で「団体等」と
	いう)
補助対象経費	コミュニティビジネスの立ち上げに要する経費
事業費の負担割合	補助対象経費の 1/2 以内、20 万円を限度(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 切 並 領	846	1, 033	915

(指摘事項)

(1) 事業計画書の記載方法について

この補助金の申請時に県に提出することが求められる事業計画書には、当該 事業の損益計画を記載する様式になっているが、申請者の中には収支計画を記 載している団体等もあり記載が徹底されていない。なお、県はこの補助金の申 請者には小規模の事業者も想定していることから、より作成しやすい収支計画 の提出を意図している。県はこの様式を収支計画を記載するように修正すると ともに、申請者に対し、損益計画ではなく収支計画を提出するよう徹底すべき である。

(2) 申請書の記載内容について

この補助事業は、ビジネスの手法を活用するものであるから、本来利益が出るような事業計画を補助対象と認めるようにすべきである。申請者の事務負担を考慮し、収支計画の提出に統一するという県の考えも理解できるが、借入も収入として計上される収支計算書では利益が出るビジネスなのか判らない場合がある。一例として、NPO法人Aが行った事業総額450千円、助成額200千円を要した「秋田杉屋台を用いた街のにぎわい・コミュニティ創出」では、収支計画において事業実施後3年間の利益が0円となっているが、役員借入金収

入、借入金返済支出が計上されているため収支差額が 0 円となっている。しかし、実際の損益は、事業 1 年目は屋台購入があるため 150 千円の赤字であるが、2 年目以降はそれぞれ 80 千円、70 千円の黒字である。県は申請書上ビジネスとして成り立つということが判るような記載を申請者に求めるか、ビジネスとして成り立つという判断を行い補助金の申請を受理するのであれば、そのことが判るように申請書等に記録として残すべきである。なお、申請者が自前で損益計画を作成できるのであれば、それを別途添付せしめることによってそれに代えることは可能であろう。

2. 地域計画推進事業費補助金

担当部課	企画振興部 地域活力創造課		
根拠要綱等	・秋田県知事公室総務課関係補助金交付要綱(以下この		
	項で「交付要綱」という)		
	・県北地域ブランド品直売推進事業補助金実施要領		
	・環八郎潟・水の郷創出プロジェクト助成事業実施要領		
	・地域産業連携ビジネスモデル事業実施要領		
	・鳥海のめぐみが育む由利の牛応援事業実施要領		
	・新商品創出支援事業実施要領(以下この項で「実施要		
	領」という)		
	伝統産業後継者育成支援事業費補助金交付要領		
補助目的	ブロック計画の着実な推進を図る一環として、地域振興		
	局と連携・協働して進める地域活動や、元気な地域づく		
	りに向けた取組を支援する。		
主な補助対象者	県機関以外の団体		
補助対象経費	各実施要領に定める経費 ※1		
事業費の負担割合	予算で定める率又は額(全額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	11, 337	5, 960	6, 467

- ※1 この補助事業は平成 21 年度については地域毎に以下の事業に細分されている。
 - ① 県北地域ブランド品直売推進事業(鹿角、北秋田、山本)

- ② 環八郎潟・水の郷創出プロジェクト助成事業 (秋田)
- ③ 地域産業連携ビジネスモデル事業(秋田)
- ④ 鳥海のめぐみが育む由利の牛応援事業(由利)
- ⑤ 新商品創出支援事業(仙北、平鹿、雄勝)
- ⑥ 県南ものづくり人材育成事業(雄勝)

(指摘事項)

(1) 提出書類の確認について

この補助金のうち新商品創出支援事業の内容は、「農業者で組織する団体等に対し、農産加工品の商品開発、製造及び販売に必要な初期投資の一部を支援する」というものである。なお、補助率は、事業費の 1/3 以内かつ 900 千円以内である。

この補助事業の内、団体Aの「収支精算書」に記載されている支出精算額は484 千円となっているが、正しくは479 千円であった。このような差異が生じた理由は、一部の支出について税込で記載されていた領収書をもとに2 重に消費税分を加算して記載したために、5 千円過大に計上されてしまったことによるものである。補助金交付額は153 千円であり、正しく計算された支出額を基に計算した場合でも支出額の1/3以内であるため、交付要綱違反とはならない。しかし、当該交付先への補助金支給額は支出額の1/3以内の上限に近似しており、これ以外に差異のある項目があった場合には、交付要綱に反する可能性もあった。

「収支精算書」は補助金交付の目的適合性及び金額の正確性を確認する資料であり、受領の際には厳密な確認作業が必要である。

(2) 人件費にかかる作業内容の把握について

この補助金のうち、県北地域ブランド品直売推進事業補助金の内容は、「地域特産物を使用した加工品の開発等を行う直売所等が、事業実施計画を作成し、目標を明確にして新たな商品開発等に取り組む活動に対して、必要な経費の一部を助成する」というものである。なお、対象となる経費は商品及びメニューの開発、改良の実施に要する経費である。

ここで、補助対象事業者のうち団体Bにおいては、別棟の加工所で作業を行っている作業員の人件費が補助対象経費とされている。ここで、作業員本人から作業日付と金額が記載された領収書が提出されていることから、経費が本人に支払われたことは確認できる。しかし、作業内容の記載がなく、また作業日報等具体的な作業内容を記録した書類も残されていないことから、作業員が補助対象経費として認められる業務を行っているかについて書面上確認が難しい

状況にある。

団体B以外の事業者には、作業日報を作成している事業者もおり、作業日報上で補助事業に該当する作業時間を把握することが可能である。県は補助対象事業者に対して、作業日報の作成、提出を義務づける等かかった経費の内容を正確に把握できるような体制を整えるよう指導すべきである。

(意見)

(1) 設備購入目的の補助事業適合性について

新商品創出支援事業(内容については、指摘事項(1)参照。)の補助対象事業者である団体Cにおいて、真空包装機の購入代金1,315 千円を補助対象事業に含めている。この事業者が当該設備取得経費を補助対象としたのは、設備を自己保有し、いぶり大根漬等を真空パックにすることにより、新たな商品開発及び販売拡大することができるため、「農産加工品の商品開発、製造及び販売に必要な初期投資の一部を支援する」という補助要件に合致すると判断したことによる。なお、この事業者は以前から真空パック商品を販売しており、これまでは他の直売施設内にある有料の真空包装機を利用していたが、当該装置の稼働率が増加してきたことにより、思うようには利用できない状況にあったようではある。

しかし、真空パック用設備の取得は、自己の商品を販売する目的にも使用されるのではあろうが、①直売場設備の稼働状況が高いことから、新たに機械を購入すれば他の事業者からの委託も見込める状態にあったこと、②設備導入後の広告において真空パック商品の販売を広告するというよりも、「真空・殺菌委託加工承ります」という委託業務を強調する内容になっていることから、この設備取得は自己使用に加えて受託業務を行うためであったとも読み取れる。

自己の商品開発販売に使用することについては補助対象事業にはなろうが、 受託業務に使用することに関しては対象事業には該当せず、仮に受託業務が主 目的であるとすれば、補助対象事業として適切であったかについて問題が生じ る。

これに対して県は、①設備に関して自己の商品開発販売利用部分が主であること、②広告に関して自己の商品販売部分がわずかながらでも記載されていること、③この設備が当該事業者の受託業務に使用されたとしても、この地域の農家からの受託であれば「地域全体」にとっての製造・販売活動に資することになり、地域農家の更なる収益性の向上にも繋がることから、交付要綱に適合しているとしている。

一般に、設備の稼働率は高い方が望ましく、設備が補助金交付対象であることを理由に、補助事業で取得した設備を他の使途に使用することを制限するこ

とは行うべきではない。また、補助対象事業者にとって、この真空包装機を利用して開発、製造、販売することは、補助事業内容に適合するものではある。

しかし、「地域全体」の収益性の向上に資するという理由に対しては、この補助事業の要件を満たすものではない。なお、地域全体の収益性について県は以下のとおりとしている。

- ・地域全体の収益性の向上にも資することを要領に細かく記載した部分はないものの、本事業は農業経営体の更なる収益性の向上が図られることを目的としている。
- ・当該地域の中核的な存在である団体Cが地域の漬物の真空・殺菌処理を担 うやり方については、地域全体の販売促進にも直結し、ひいては地域の農業 経営体個々の収益性の向上にも繋がるものであることから、当事案は本事業 の目的に適合しているものと判断した。

これに対し、実施要領では、次のとおり規定されている。

① 事業目的

農業経営体の更なる収益性の向上を図るため、県南地域の豊富な地域資源を活用して足腰の強いアグリビジネスに意欲ある団体等に対し、農産加工品の商品開発等に必要な初期投資の一部を支援する。

② 事業内容

新たな農産加工商品の開発、製造及び販売に関すること、 農産加工の機械・施設の整備に関すること。

この事業はあくまで「・・・団体に対して・・・初期投資の一部を支援する」ものであって、当該団体が属する地域に対する補助事業ではない。仮に地域に対する補助事業であることが要件を満たすと解釈した場合、既に他の直売施設内に真空包装機が存在しており、地域においては初期投資ではないことから補助要件には該当しないことになる。交付要綱や実施要領からは地域の収益性の向上が目的であることを読み取ることもできないのであって、県はこれら要綱等に記載のない解釈を行うべきではない。地域に貢献するということは、あくまで、補助事業を実施したことによる副次的な効果に過ぎない。当該地域に対して同様な効果の発現を目的にするのであれば、その目的に見合った補助事業を創設すればよいのであって、副次的な効果があることをもって補助対象であることを認めてはならない。県は、交付要綱、実施要領の目的、要件をよく吟味し、補助金申請の

是非、事業実施の是非を判断すべきである。

また、本件については、事業目的に適合する利用の割合が少ないのであれば、 補助事業としての適切性が問われることになる。県は、今後この設備が目的通 り使用されているか確認を行うべきである。

3. 選手強化対策費補助金

担当部課	企画振興部 スポーツ振興課
根拠要綱等	秋田県教育庁保健体育課関係補助金交付要綱(以下この
	項で「交付要綱」という)
補助目的	スポーツ選手の競技力向上を図る。
主な補助対象者	各競技団体
補助対象経費	以下に記載する競技力向上対策事業に要する経費
	· 研修会等開催事業
	· 研修会等派遣事業
	・アドバイザーコーチ招聘事業
	・一貫指導システム構築事業
	・強化練習、合宿、遠征事業
	・小、中、高校生強化事業
	中高合同合宿、練習事業
	• 強化拠点校事業
	・社会人スポーツ強化事業
	•調査分析、視察事業
	• 高額特殊備品等補助事業
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 切並領	447, 672	248, 606	162, 185

平成22年8月に秋田県フェンシング協会(以下この項で「協会」という)による県補助金の不適正執行が発覚した。協会は、この件に対し再発防止策を県に報告、県はこれを受けて調査を行い、平成23年3月1日にその調査の内容と再発防止に向けた競技団体に対する指導方針を発表している。この補助金は、3.選手強化対策費補助金に関係するものではあるが、包括外部監査と協会及び県の調査等の期間が重なったことから、包括外部監査の対象から除外するこ

ととした。

この件に関しては、協会、県が策定した再発防止策をそれぞれが着実に実行することを見守ることにするが、このような不適正執行が今後発生しないことを切に望むものである。

(指摘事項)

(1) 補助対象事業の規定化について

交付要綱によれば、この補助金は競技力向上対策事業に要する経費が対象になるが、競技力向上対策事業とはどのような事業であるかについては、この補助金の交付申請時の説明会で配られる説明資料(以下この項で「説明資料」という)に記載されているだけであり、規定(要綱、要領)化されていない。補助金の交付にあたっては要件の定義、補助対象の特定等明確な定めが必要であり、かつそれは県として然るべき承認を得て行う必要がある。この事業の内容につき、要綱、要領を作成し規定化する必要がある。

(意見)

(1) 補助金の交付目的との整合性について

交付要綱によれば、この補助事業はスポーツ選手の競技力向上を図るために 実施される。このために研修会等開催事業等が行われるのであるが、この補助 目的に合致しているか疑義がある事業がある。

① 秋田県グラウンド・ゴルフ協会(補助金の額 100千円)

この協会が行っている事業は、強化練習・合宿・遠征事業である。ここで、 説明会資料によれば強化練習・合宿・遠征事業とは「競技団体において強化 選手の指定を受けた選手及びチームを主体に合宿・練習や遠征試合などを計 画的に実施する。各種強化事業を実施することによって強化指定選手を発掘 し、継続的な選手の育成・強化を推進するものである。強化指定選手とは、 将来本県の代表として活躍する可能性のある児童生徒及び現在全国大会等 で活躍している者をいう。」と定義されている。

これに対し、実際に行われている事業は「グラウンド・ゴルフ指導体制の 強化と普及指導員の資質向上を図るための研修会」と強化の文字はみられ、 参加者には北海道・東北ブロック大会や全国大会への出場経験者が含まれて はいるものの、その内容は以下のとおりである。

- ・基調講演「生涯スポーツとグラウンド・ゴルフ」
- ・分科会テーマ「市町村における普及活動の現状と課題」

これでは選手の競技力向上ではなく競技の普及のための事業と言わざるをえない。なお、この補助事業には研修会等開催事業という事業もあるが、これは「安定した競技力を維持するために各競技団体の強化委員等が選手強化に関する事項について総合的・科学的な指導方法習得のための研修会等を開催し、指導者の資質の向上を図るもの」と定義されており、あくまでも選手強化が目的であって、普及のための研修ではないことから研修という表現があっても補助事業の趣旨に合致するものではない。

② 秋田県オリエンテーリング協会(同 100 千円)

この協会が行っている事業は強化練習・合宿・遠征事業である。その内容は以下のとおりである。

- オリエンテーリング競技大会の地図調査
- ・オリエンテーリング競技大会のコース設定
- オリエンテーリング大会の運営
- ・オリエンテーリング大会における指導者として参加 ただし、大会参加者は上記に定義される強化指定選手ではなく、一般 の競技者(参加者は一般に開放されている)である。
- ・オリエンテーリング実技講習会講師 (この講習会は大学のカリキュラムとして実施された。)

また、参加者に全国競技会等の全国的な大会への出場経験者もなく、これも選手強化というよりは、一般の競技者が参加する大会の運営といった意味合いであり、この競技の普及に重点があると言わざるをえない内容となっている。

上記以外にも、アマチュア野球(補助金の額 100 千円)のように、交流試合等を行ってはいるが、強化指定選手の定義に該当する選手の参加はないことから、この補助事業に定義されるいわゆる強化事業には該当しないものと判断せざるをえない競技もある。県は全ての競技において、この補助事業に該当するものかどうかについて再点検を行う必要がある。

これらの事業はそれぞれの競技の底辺を支える活動であり必要性は認められる。しかし、県のスポーツ普及に対する底上げを行うという意義はあるものの、この補助事業の目的である選手強化という目的に合致するものではない。 グラウンド・ゴルフのように、スポーツの普及のための事業が必要なのであれば、

県はそれに即した補助事業を創設し対応すればよいのであって、スポーツに関連する事業だからといって、全てこの補助事業に含めるようなことを行うべきではない。

(2) 旅費の支給額について

強化練習・合宿・遠征事業において、当該団体で交通手段を手配する場合には、その団体が旅行会社等に料金を支払っているが、練習等の会場が県内の場合は、参加者に対し直接交通費の支払いを行っており、この場合の多くは定額支給(秋田市内1千円、その他県内2千円等)としている。これは、実際の移動距離が少ない場合には、旅費を受け取る側に利益が生じる可能性があるということを意味する。なお、このような定額旅費の支給に当って各団体は各人から、氏名、所属団体、住所を記載した用紙に受領印を入手している。

バスや、列車による移動については近距離であれば領収書をもらうことがな いことが普通であるし、例えば市内の移動の場合、自家用車となる場合もあり、 距離精算を行うことになれば補助金の交付を受ける競技団体の事務手数が今よ りも増えることも予想される。しかし、民間企業では近距離であっても実費精 算の場合が多くあり、地方公共団体においても実費精算としているところもあ る。この場合、領収書の受領の無いバスや地下鉄等公共交通機関を利用した場 合には、利用した交通機関名(バス、地下鉄、JR等)及び経路を、自家用車利 用の場合には、経路やキロ数を個人からの請求書に記載させることにより、検 証可能性を持たせている。そもそも、この補助金の交付対象は強化指定選手を 中心とした限られた競技者であって人数は限定される。また、継続した強化を 想定していることから、同じ強化指定選手が支給対象になることが想定される ことになる。練習等の会場が 1 か所に限定されておらず、その都度交通手段、 距離も変わる場合もあり、一律に影響を計ることは難しいことも想定されるが、 実費相当額が 1 千円を超える場合に旅費 1 千円を支給するといったルールを設 ける方法等、事務量の増加については各団体で工夫の余地が十分にあるであろ う。

県民の税金を原資とする補助金の対象になる経費である以上、実費精算を基本(少なくとも実費以下)にして旅費の支給を行うよう、県は補助対象となる団体に申し入れを行うべきである。

4. 在外県人会活動費補助金

担当部課	企画振興部 学術国際局国際課
根拠要綱等	秋田県企画振興部学術国際局国際課関係補助金交付要

	網	
補助目的	本県出身の南米移住者の生活安定と母県との絆を維持	
	できるような県人会の組織の維持・活動の活発化のため	
主な補助対象者	財団法人秋田県国際交流協会(以下この項で「交流協会」	
	という)	
補助対象経費	交流協会が在南米 6 県人会に対し会員数や活動計画に	
	基づきその活動に助成する事業に要する経費 ※1	
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	2, 346	2, 139	1, 484

※1 補助金の交付額は、当該年度の県予算で定める額、又は前年度事業費の50%に相当する額のいずれか低い額。ただし、県人会の活動維持の確保のため、平成21年度より補助金交付額の下限を50千円としている。ここで、対象となる県人会は、(表4-1)のとおりである(平成21年度)。

(表 4-1) (単位:人、世帯、千円)

県人会名	国名	会員数	総人数	世帯数	補助金額
ブラジル秋田県人会	ブラジル	457	1, 129	330	1,000
アマゾン地域		51	119	50	100
秋田県人会					
在亜秋田千秋会	アルゼンチン	275	973	195	200
ピラポ秋田県人会	パラグアイ	21	60	21	50
アマンバイ		10	56	10	50
秋田県人会					
イグアス秋田県人会		14	40	14	50
計		828	2, 377	620	1, 450

[※] 上記の他、送金手数料及び通信費34千円が補助されている。

また、各県人会の事業実施計画書における事業内容は、(表 4-2) のとおりである(平成 21 年度)。なお、平成 21 年度政策予算見積書によると、当該補助金については、事業見直しの結果、世代間交流や本県との交流の担い手となる人材の育成や本県への積極的な情報発信を働きかけることに重点を置きながら事業を実施するものとされている。

(表 4-2)

(表 4-2) 県人会	主な事業
ブラジル秋田県人会	定期総会、新年会
	東北・北海道祭
	秋・春のピクニック
	きりたんぽ会
	慰霊碑法要
	第12回日本祭、慰労会
	第 26 回東北・北海道演芸祭
	留学生研修員 50 周年記念祝賀会
	手工芸品バザー
	敬老忘年会
アマゾン地域秋田県人会	役員会、親睦会
	東北6県カラオケ大会
	アマゾン入植 80 周年記念事業協力
	親睦会、新年会
	定期総会
在亜秋田千秋会	役員会
	定期総会
	会長訪日
	敬老、忘年会
ピラポ秋田県人会	視察研修
	交流会
アマンバイ秋田県人会	旅行
	野球大会
	総会
イグアス秋田県人会	総会及び役員会
	親睦懇談会
	関係外郭団体との交流
	視察研修旅行
	福祉厚生活動
	教育・文化活動の支援
	戦没者の法要
	行事振興への協力

(意見)

(1) 補助対象事業の再構築について

入植から1世紀を経て、第1世代の高齢化や生活の現地化に伴い、ポルトガル語圏やスペイン語圏で暮らす2世3世の大半は、たとえ日本語を話せても漢字を使いこなせないのが実情のようで、代替わりによる混血率も高まり「日系」という枠組み自体があいまいになりつつある現在、「本県出身の南米移住者の生活安定」「母県との絆を維持」といった当初の補助目的の意義が、かかる流れの中で薄れてきている。

したがって、今後は上記の政策予算見積書の記載のとおり、本県との交流の 担い手となる人材の育成や本県への情報発信の促進といった活動に重点が置か れることが必要であり、それによって観光客の誘致や本県企業者の南米との商 取引の増加につながるような活動を促進する方向で、補助金を有効活用すべき である。

かかる観点から補助対象事業に目を向けると、現状では年中行事や敬老レクリエーション活動が中心となっている。それらの活動にも意義は認められるものの、どちらかと言えば第 1 世代の「親睦」が主要な活動であって、その下の世代が我が国や本県に興味を持ち、より深くコミュニケーションをとる機会を提供できるような活動が見えてこない状況になっている。

例えば、インターネットにおける情報発信やコミュニティの構築・参加は、 国境や地理的制約等にしばられず、コストも比較的安いという利点があり、近 年、海外の県人会ウェブサイトの運営がさかんになってきている。ブラジル日 本都道府県人会連合会によると、ウェブサイトを開設しているブラジル県人会 は 14 団体、うち東北は 3 団体あるが (岩手・宮城・山形)、秋田県人会はまだ ウェブサイトを持っていないようである。県からの直接的な補助対象は交流協 会であることから、当協会を通じて、より若い世代の参加率を上げられるよう な働きかけを強めることこそ重要である。

平成22年11月10日に開かれた臨時県議会で、佐竹知事は「今後は2世、3世の若者を中心とした交流を進め、先人が大切にしてきた双方のきずなを引き継いでいきたい」と、研修生の受け入れとともに情報交流を図るネットワークづくりを進める考えを示している。当該補助金についても、そのような方向性でその内容を再構築すべきである。

5. 福祉施設経営指導事業費補助金

担当部課	健康福祉部 福祉政策課	
根拠要綱等	· 秋田県健康福祉部福祉政策課関係補助金等交付要綱	

	・秋田県福祉施設経営指導事業実施要綱(以下この項で
	「実施要綱」という)
補助目的	社会福祉法人や社会福祉施設の健全かつ安定的運営と
	利用者の処遇向上を図る。
主な補助対象者	秋田県社会福祉協議会(以下この項で「協議会」という)
補助対象経費	協議会が社会福祉施設を経営する社会福祉法人等に実
	施する秋田県福祉施設経営指導事業に要する経費
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	6, 465	6,012	5, 423

(指摘事項)

(1) 補助事業の実態把握について

実施要綱によれば、この補助事業は社会福祉施設の適正かつ安定した経営と施設利用者処遇等を目指し、各法人施設が行う運営の取り組みに対する指導・援助を補助対象としている。しかし、県は協議会が具体的にどのような業務を行っているのかについて日報、作業報告書等の提出を求めておらず、具体的な内容の把握を行っていない。県は、協議会から日報、作業報告書を提出せしめ、補助事業として具体的にどのような作業が行われているのか把握し、補助金が目的どおり効率的に使用されているかについて評価すべきである。

(意見)

(1) 補助金の効率的な使用について

当該補助事業について、協議会の担当者の過去 3 年の稼働日数及び相談件数の状況は (表 5-1)、(表 5-2) のとおり、ほぼ横這いとなっている。

(表 5-1) 福祉経営指導事業活動日数

(単位:日)

	19 年度	20 年度	21 年度
常勤	215	235	231
非常勤	43	49	50

(表 5-2) 福祉経営指導事業相談件数

(単位:件)

19 年度	20 年度	21 年度

常勤	193	194	193
	(0.9)	(0.8)	(0.8)
非常勤	110	88	90
	(2.6)	(1.8)	(1.8)

※()は、担当者1人1日当たりの相談件数

上記から、1 日当たりの相談件数は低い水準で推移しており、21 年度も担当者 1 人 1 日当たり、常勤 0.8 件、非常勤が 1.8 件のレベルに留まっていることが判る。現状では、協議会の担当者の稼働状況は非常に低いものと判断せざるをえず、業務が効率的に行われているとは言えない状況にある。

県は協議会に対し、活動日数を特定の曜日にする等、1日当たりの相談件数を 上げる施策を講じるよう指導するか、廃止を含めた制度の抜本的改正を行うべ きである。

6. 軽費老人ホーム事務費補助金

担当部課	健康福祉部 長寿社会課	
根拠要綱等	秋田県老人福祉・介護保険関係補助金交付要綱(以下こ	
	の項で「交付要綱」という)	
補助目的	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の入所者の事務費	
	減免に要する経費に対し交付する。	
主な補助対象者	社会福祉法人等	
補助対象経費	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の入所に伴い本人	
	が負担すべき事務費のうち、補助対象者が減免した経費	
事業費の負担割合	10/10 以内(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
柵切並領	202, 378	200, 568	213, 794

(指摘事項)

(1) 概算払の時期について

公立の軽費老人ホームにおいては、設置した地方公共団体が入所者本人が負担すべき事務費の減免に係る経費を支出するが、法人立の場合は県が減免に係る経費の10/10を補助することになっている。

当該補助金の申請を行うためには、県からの申請書提出依頼通知を受領する

ことが必要であるが、県からの当該通知の発送日は平成 21 年 9 月 2 日であった。なお、申請書の提出期限は 9 月 15 日である。この結果、第 1 回目の支払いは 10 月末となり、事業開始から 7 ヶ月も経過した後に第 1 回目の支払が行われたことになる。この補助金については、概算払も可能となっているが、多くの法人立老人ホームの決算月が 3 月である中、通知の発送日が 9 月に入ってから行われた結果、重要な収入である補助金を受け取る機会が半年間与えられていないという状況となっていた。なお、(表 6-1) の番号 1 から 5 までの施設を例にとれば、収入に占める当該補助金の割合は下記表のとおり $33\%\sim57\%$ と大きい。

(表 6-1)

番号	施設名	補助金の収入に
		占める割合
1	A	33%
2	В	57%
3	С	55%
4	D	57%
5	Е	42%

この補助金は概算払が可能な補助金であり、県は早期に補助金を受け取ることが出来る機会を与えるべきであった。県は申請書提出依頼通知の発送時期を早める等の対応を行うべきである。

本件については、県も既に問題意識を持っており、平成22年度に交付要綱を 改定し、毎年5月末日までに交付申請を行うよう通知されている。

7. 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

担当部課	健康福祉部 長寿社会課	
根拠要綱等	秋田県老人福祉・介護保険関係補助金交付要綱	
補助目的	社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の退職	
	について退職手当を支給し、その待遇改善により社会福	
	祉事業の振興に寄与する。	
主な補助対象者	独立行政法人福祉医療機構(以下この項で「医療機構」	
	という)	
補助対象経費	社会福祉施設の退職手当の給付に要する経費	
事業費の負担割合	補助基準額の 10/10 以内(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
冊列並領	343, 793	318, 911	313, 635

(意見)

(1) 医療機構の資金運用について

補助対象者である医療機構の直近の決算書(平成20年度)の経常費用に「金銭の信託運用損3,346,504 千円」が計上されている。同年度の都道府県補助金収入は26,324,862 千円であり、この金銭の信託運用損はこの約12%にも相当している。これは県が交付した補助金の12%相当が医療機構の資金運用の失敗により消失してしまったということでもある。そもそも、医療機構は国及び県から補助金を受けているのであるから、資金の運用は安全に行うべきである。補助金の原資は県民の税金であって、県民は社会福祉施設に勤務する職員の退職金を負担することについては同意をしても、危険を冒してまでその資金を増やすことまで望むものではない。法律に則り適正に納税を行っている県民からの税金を無駄にしてしまっている医療機構に対する補助金の交付は県民の同意を得られるものではない。県は資金の運用を安全に行うよう医療機構に申し入れを行うべきである。さらに、医療機構の決算書を毎期入手し、補助対象者としてふさわしい資金の運用を行っていることについて監視を行い、今後もこのようなリスクの高い資金運用を行うのであれば補助金の交付を取りやめる等の措置まで視野にいれた対応を行うべきである。

8. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金

担当部課	健康福祉部 長寿社会課	
根拠要綱等	秋田県老人福祉・介護保険関係補助金交付要綱	
補助目的	高齢者の生きがいと健康づくり活動、活動に関する情報	
	収集・提供、活動の指導者育成等に必要な経費を補助す	
	ることにより、高齢者の生きがいと健康づくりを推進す	
	る。	
主な補助対象者	財団法人秋田県長寿社会振興財団(以下この項で「振興	
	財団」という)	
補助対象経費	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に係る経費	
事業費の負担割合	補助基準額の 10/10 以内(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一一 一 一 一 一	20, 702	20, 269	17, 801

(指摘事項)

(1) 実績報告について

秋田県財務規則第 256 条によれば補助金等の額の確定は、「報告書の種類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する」旨規定している。

この補助金にかかる実績報告には、(表 8-1) のように人件費及びその他の経費について大区分の事業ごとの総額を記載するのみであり、各実施事業の具体的な支出内容は記載されていない。なお、平成 21 年度における振興財団への補助金は以下の事業に要する経費 22,213 千円に対し、17,801 千円である。県は、実施事業ごとに支出の内容を検討し、交付すべき補助金等の額を確定するのであるから事業毎に費目の明細を提出せしめるべきである。

(表 8-1) 経費の支出額内訳

(金額単位:千円)

経費区分	支出額	積算内訳
人件費	10, 803	常勤2名、嘱託1名、臨職1名
啓発普及事業(高齢者の生き	1, 150	情報誌「郷」への情報掲載
がいと健康づくりに関する		500 歲野球番組制作
情報収集提供事業費)		全国会議旅費
高齢者のスポーツ、健康づく	5, 113	県版ねんりんピック<スポーツ親
り及び地域活動等推進事業		睦大会>開催事業
費		県版ねんりんピック<福祉・文化
		のつどい>開催事業
		全国健康福祉祭派遣事業(派遣人
		員 122 名・北海道)
高齢者ボランティア	1, 057	秋田LL大学園、セミナー開催費
活動育成		
仲間づくり支援事業	2,079	仲間づくり支援相談員人件費
		サークル調査
管理費	2,008	負担金、電話料、機器使用料
合計	22, 213	

(2) 人件費の管理業務への適正配賦について

平成21年度の振興財団の法人としての決算書では、管理費は2,008千円計上されているが、このうち人件費は0千円(なお予算も3千円である)となっている。振興財団は種々の事業を営んでいるが、正職員1名、臨時職員1名は各事業にかかる業務だけではなく、法人全体の管理業務も兼務していることから、管理業務としての人件費はこの金額では済まないはずである。即ち、この補助事業にかかる実績報告に記載されている人件費10,803千円の中には法人全体の管理業務を行ったことに対する人件費があるのであって、人件費を法人全体の管理業務に適正に配賦すべきであった。県は、正しい実績内容を報告するよう振興財団を指導すべきである。

9. 秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金

担当部課	健康福祉部 長寿社会課	
根拠要綱等	秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金交付要	
	網	
補助目的	介護保険法第176条第1項第2号の規定により国民健康	
	保険団体連合会が行うこととされている苦情処理業務	
	及び同法第 184 条の規定により各都道府県に設置する	
	こととされている介護保険審査会の適切な運営及び体	
	制整備を図り、もって介護保険制度の円滑な実施に資す	
	る。	
主な補助対象者	秋田県国民健康保険団体連合会(以下この項で「連合会」	
	という)	
補助対象経費	連合会が行う、介護サービスに関する苦情処理業務の実	
	施に要する以下の経費	
	• 報酬	
	• 謝金	
	・給与及び賃金	
	・旅費	
	・需用費	
	・役務費	
	• 使用料賃借料	
	・備品購入費	
	・負担金等	
事業費の負担割合	補助基準額の 10/10 以内(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州叻亚镇	8,829	6, 052	4, 237

(指摘事項)

(1) 調査員等の業務内容の把握について

補助事業の実施状況にかかる調査について、現状では、実績報告の提出をもって完了としており、具体的な作業内容の把握等は行っていない。連合会では、この補助事業を、調査員1名、職員1名という体制で行っているが、事業費の約9割が人件費となっており、この調査員等がどのような業務をしたのかの把握が重要であるが、県はこれを行っていない。県は調査員等の行った業務にかかる日報、報告書を連合会から徴求しそれも調査対象に加えるべきであり、連合会に対し作業日報、作業内容の報告書等の作成、提出を義務づけるべきである。なお、これがない状況下にあっては直接現場に出向き実態調査を行うことによって、事業の実態を把握し、交付すべき補助金の額を確定するようにすべきである。

(意見)

(1) 事業に応じた補助制度のあり方について

この事業の総事業費 12,348 千円のうち、人件費は 10,905 千円であり、連合会における苦情処理は調査員 1 名と職員 1 名の体制で行われている。ここで、年度別相談・苦情及び申立受付件数は(表 9-1)のとおりである。

(表 9-1) 年度別相談・苦情及び申立受付件数

(単位:件)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
相談•苦情	93	83	52	46	41
苦情申立	1	2	2	2	1
計	94	85	54	48	42

この補助金は、補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額としている。近年は補助基準額を縮小していることから、結果として補助金交付額が減少傾向になっているが、相談・苦情及び苦情申立(以下この項で「相談等」という)受付件数も減少してきてお

り、19年度 54件 (1月当たり 4.5件)、20年度 48件 (1月当たり 4件)、21年度 42件 (1月当たり 3.5件) となっている。ここで、県によれば、相談・苦情 1件あたりに要する時間は、苦情受付の結果すぐに対応回答することができる場合は 5分~2時間程度とのことであり、稼働状況が芳しくない状況になってきている。

なお、単純に相談等受付件数 1 件あたりの補助金交付額を計算すると、19 年度 163.5 千円、20 年度 126.0 千円、21 年度 100.8 千円となる。相談等の 1 件あたりの補助金の額は減ってきてはいるものの、介護保険も導入後 10 年を経過しており、制度が浸透してきた状況を踏まえれば、基準額を縮小するという補助金の算出方法ではなく、相談件数に応じて補助金の額を算出する方法の導入も検討すべきである。

10. 保険医療機関指導費補助金

担当部課	健康福祉部 長寿社会課
根拠要綱等	秋田県健康福祉部長寿社会課国保関係補助金等交付要
	綱(以下この項で「交付要綱」という)
補助目的	保険医療並びに福祉医療の周知徹底と請求事務の適正
	化を図るため、県と医師会が共同で会員の育成指導を実
	施する。
主な補助対象者	社団法人秋田県医師会、社団法人秋田県歯科医師会(以
	下この項で「医師会等」という)
補助対象経費	医師会等が行う下記の事業費
	① 保険医療機関指導費
	② 福祉医療協力費
事業費の負担割合	定額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績 ※
無 切並領	29, 121	23, 639	17, 936

※ 内訳は秋田県医師会 16,586 千円 秋田県歯科医師会 1,350 千円である。

(指摘事項)

(1) 交付要綱について

補助金の交付額について交付要綱においては「定額」と規定されているが、 実際の交付額は定額である指導費 4,950 千円(秋田県医師会 3,600 千円、秋田 県歯科医師会 1,350 千円) と件数割によって算出される特殊レセプト協力費 12,986 千円(秋田県医師会のみ371,042 件×0.035 千円)の合計となっている。

これは、県が昭和 48 年度に福祉医療の事業を開始した時に医師会との間で特殊レセプト協力費を支払う約定を交わし、従前からあった保険医療機関指導費に協力費分を加えた定額の補助金として交付することになった。その後、昭和 58 年度から特殊レセプト協力費を件数割によって算出することとしていた。しかし、実際の交付額は、予算の上限があったことにより、結果として予算の額(定額)と同じ額となったことにより、要綱の修正が漏れていたものである。しかし、毎年この補助金の予算申請時に定額部分と件数割部分が計算されているのであるから、本来、交付要綱をよく確認したうえで補助金の予算申請を行っていれば防げたことであり、県は、要綱をよく確認した上で事務手続を行う必要があった。

なお、上記のうち特殊レセプト協力費に対する補助金の交付は、平成 22 年 7 月分をもって廃止されている。

(意見)

(1) 補助金の必要性について

この補助事業は保険医療並びに福祉医療の周知徹底と請求事務の適正化を図るものであり、確かに一定の公益性が認められる事業であるが、一方で医師は職業として事業を行っているのも事実である。そうであるならば、本来、保険医療並びに福祉医療の周知徹底と請求事務のアップデートは職業専門家である医師自らがその責務において行うべきものである。

ここで、平成 21 年度秋田県医師会一般会計収支明細は下記のとおり、45,752 千円の収入超過の状態である。

(単位:千円)

収入の部	234, 544
支出の部	188, 792
差額	45, 752

また、貸借対照表では余剰資金として普通預金 37,371 千円計上していることから県の補助金 16,586 千円がなかったとしてもこの事業の遂行が十分行える状況にある。

次に、平成 21 年度秋田県歯科医師会の一般会計収支明細は下記のとおり、 △4,434 千円の支出超過の状態であるが、前期繰越差額(41,404 千円)があり、 県からの補助金の額1,350 千円がなくても事業の遂行には問題がない。

(単位:千円)

収入の部	69, 738
支出の部	74, 173
差額	△4, 434

県は、自らの自助努力で補いきれないものについて補助金の交付を行うこと を原則とすべきである。当該業務において医師会等に対する補助金交付を敢え て行う必要性はなかったのであり、この補助金は廃止すべきである。

11. 放課後児童健全育成事業費補助金

担当部課	健康福祉部 子育て支援課
根拠要綱等	秋田県放課後子どもプラン推進事業実施要綱(以下この
	項で「実施要綱」という)
補助目的	子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子ど
	もが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世
	代を担う児童の健全育成を支援する。
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	国庫補助基準に該当する放課後児童クラブの運営費
事業費の負担割合	開設日数及び児童数で基準額を決定
	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	147, 678	162, 765	164, 680

(意見)

(1) 放課後子どもプランの一体実施について

この補助事業と教育庁生涯学習課が担当する「放課後子ども教室推進事業」は、児童の放課後の居場所確保という点で結果として同じ効果をもたらす部分があり、かつ、国も両者を放課後子どもプランとしてこれら二つの事業を一体的あるいは連携して実施するものとしている。なお、これら二つの事業の概要は(表 11-1)に記載のとおりである。

(表 11-1)

声光 A	玉	県	中公	
事業名	所轄省庁	所管部署	内容	
放課後児童健全			保護者が労働等により昼間	
育成事業(以下こ	厚生労働省	健康福祉部	家庭にいない概ね 10 歳未満	
の項で「育成事業」	字 生力側旬	子育て支援課	の児童に、適切な遊び及び生	
という)			活の場を提供する。	
放課後子ども教室			すべての子どもを対象に、地	
推進事業(以下こ	- 	教育庁	域の方々の参画を得て、学習	
の項で「推進事業」	文部科学省	生涯学習課	やスポーツ・文化活動等の取	
という)			組を推進する。	

県では、秋田県放課後子どもプラン推進事業(以下この項で「プラン推進事業」という)に関して実施要綱を定めているが、この要綱とは別に二つの事業それぞれに、放課後児童健全育成事業実施要綱、放課後子ども教室推進事業実施要綱を定めており、実施要綱は、これらの要綱を参照するだけの形となっている。

親が昼間に仕事のため子供の面倒を見ることが出来ないことに対応する育成事業に関連して、全国学童保育連絡協議会は平成21年5月1日現在の待機児童の数を調査している。これによれば秋田県においても、待機児童数が33人生じている。解消には施設数の増加が必要になるであろうが、予算を増額し施設数を増やすような施策は、国、県ともに財政状況が厳しい中、簡単なものではない。しかし、もともと一体的あるいは連携して実施されることになっている推進事業と育成事業の間で、柔軟に予算配分を行うことが出来れば、この問題解決に向けた効果的な手法となるであろう。現状では、予算が厚生労働省と文部科学省とに分かれているため、推進事業の予算を減額し、育成事業の予算を増額するようなことは出来ない仕組みとなっているが、2つの事業をどちらかに統合するという方法もあるであろう。県は、使い勝手のよい制度にするよう国に働きかけを行うべきである。

12. 母体健康增進支援事業費補助金

担当部課	健康福祉部 健康推進課
根拠要綱等	・母体健康増進支援事業費補助金交付要綱(以下この項
	で「交付要綱」という)
	· 母体健康増進支援事業実施要領
補助目的	妊婦健康診査の受診回数を増やし、健康な母体づくりを

	進めるため、健康診査事業に助成することとし、一層の
	少子化対策に資する。
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	以下に要する経費
	① 一般健康診査及び検査
	② 歯科健康診査
事業費の負担割合	県 1/2 市町村 1/2

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
冊列並領	72, 734	81, 035	172, 127

(意見)

(1) 事業実績報告書の提出期限について

交付要綱には、補助金を交付した市町村に対し事業実績報告書を年度の末日までに提出するように規定されているが、妊婦健康診査が3月31日まで行われている。ここで、3月末近くの妊婦健康診査の実施となった場合には、市町村から県への報告は物理的に3月31日には間に合わず、実務上交付要綱に定めた日までに県に提出することが出来ない状況となっている。そのため、県はやむをえず実務上の締め切りを4月中旬以降としている。実務上の締め切りを4月とする県の方法は補助事業の性格からやむをえないものであるが、この取扱いに問題がないとは言えないであろう。これについては、平成22年6月22日に総務省が、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を公表し、「・・・年度末の完了確認等、会計制度が実務の実態にそぐわない点があることから、地方公共団体の責任において実態に即した適正な処理が行えるよう制度整備を図っていくべきとの提言もある」としている。この問題は国レベルで検討が行われていることではあるが、県としても機会を見てこの問題の解決に向けた発言をすべきであろう。

13. フッ素洗口推進事業費補助金

担当部課	健康福祉部 健康推進課
根拠要綱等	市町村等フッ化物洗口推進事業実施要綱
	秋田県健康福祉部健康推進課関係補助金等交付要綱
補助目的	平成 16 年度からモデル事業として実施してきたフッ化
	物洗口事業(お口ブクブク大作戦事業)の継続及び拡大

	を図るため、市町村等が実施するフッ化物洗口事業に対
	して技術支援等を行い、当該事業の一層の推進を図る。
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	フッ化物洗口事業(※1)に必要な薬剤と用具(ディス
	ペンサー付きボトル、溶解ビン、ポリタンク)にかかる
	経費
事業費の負担割合	1/2 以内(上限額 500 千円)(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無 別並領	1, 155	1, 500	2,000

※1 フッ化物洗口事業の内容は以下のとおりである。

① 歯科衛生士の派遣

- ・平鹿地域振興局福祉環境部管内では、非常勤歯科衛生士を派遣する。
- ・平鹿地域振興局福祉環境部以外の地域振興局管内では、登録歯科衛生 士を雇い上げのうえ派遣する。

② 技術支援

幼稚園、保育所(園)、小中学校の幼児、児童生徒に対する歯科保健指導等を実施する。

- ・市町村の保護者説明会への支援
- ・幼稚園、保育所(園)、小中学校に対するフッ化物洗口指導
- ・幼児、児童生徒に対するフッ化物洗口の実施指導等

(意見)

(1) 経費の圧縮について

市町村はこの事業を行うため、(表 13-1) のとおり、ミラノール、オラブリスといった薬品を購入しているが、同じ梱包量の薬剤であっても購入単価は市町村によって異なるものとなっている。

(表 13-1)

本口々	±m++ 4	購入数	購入単価
薬品名	市町村名	(箱)	(円)
	A町	4	6, 946
ミラノール 1.0g (180 包)	B市	15	6, 946
	C市	5	8, 400

	D市	20	6, 615
	E町	6	6, 825
	F m1	2	7, 035
オラブリス 1.5g(120 包)	F市	20	6, 101
	G市	53	4, 880
	H町	25	4, 676
	I市	190	4, 473

これについて県は、各市町村とも競争入札等適切な方法により地元の業者から購入した結果であり問題はないとしている。しかし、通常発注量が多ければ単価は低くなるものと思われるが、市町村によっては、発注量が多いのに単価が高くなっている場合がある。県は、これらの単価の差については地域性もあることから大きな影響はないとしているが、限られた財源である。市町村が実施する事業であっても県の補助金が関係するのであれば、経費を圧縮する方向で検討を行うべきなのであって、市町村に情報提供を行う等必要に応じて適正な指導を行うべきである。

14. 厚生連病院改築促進支援事業費補助金(利子補給分)

担当部課	健康福祉部 医務薬事課
根拠要綱等	厚生連病院改築促進支援事業費補助金交付要綱
補助目的	県内各地の中核的な医療機関として役割を担っている
	厚生連病院施設の改築促進を図る。
主な補助対象者	秋田県厚生農業協同組合連合会(以下この項で「連合会」
	という)
補助対象経費	厚生連病院の改築整備に係る長期借入金償還に対する
	利子補給 ※1
事業費の負担割合	補助率 10/10 (全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州列並領	893	289, 723	256, 977

※1 長期借入金の内容は(表 14-1)のとおりである。

(表 14-1) (金額単位:千円)

当初借入額	平成 21 年度末残	借入期間	金利
35, 258, 313	18, 615, 132	H10. 3. 30∼H46. 5. 25	1%~1.9%

なお、平成22年度以降補助金交付打切りを予定している平成26年までに支払が見込まれる利息総額(補助金総額)を平成21年度の償還額及び利率、期末借入残高より試算したところ1,276,383千円であり、同年までこの額を県が補助金として負担することになる。

施設毎の長期借入金の内容は(表14-2)のとおりである。

(表 14-2) (金額単位:千円)

施設名	借入開始年度	平成 21 年度末 残高	借入先金融機関
由利組合総合病院	平成 17 年度	452, 175	JA 秋田しんせい
秋田組合総合病院	平成9年度から	4, 642, 761	日本政策金融公庫及
	平成 17 年度まで		び JA 新あきた
雄勝中央病院	平成13年度から	2, 993, 728	日本政策金融公庫及
	平成 17 年度まで		びJAこまち
平鹿総合病院	平成 12 年度から	5, 884, 448	日本政策金融公庫及
	平成 18 年度まで		び JA 秋田ふるさと
鹿角組合総合病院	亚出10年度から	4, 642, 020	日本政策金融公庫及
(現かづの厚生病	平成18年度から		び農林中央金庫、JA
院)	平成21年度まで)		かづの
合計		18, 615, 132	

(意見)

(1) JAからの借り入れについて

連合会は、県内各地のJAからの出資で成り立っている。連合会は、病院の改築整備に伴う投資的経費負担と医業収益の悪化に伴い、平成18年度から平成20年度にかけて実質的に3期連続して当期損失を計上することとなり、借入を実行するのにも県の損失補償がなければ、金融機関から借入れが出来ない状況であった。

このような状況で、連合会のいわば親会社にあたる各地のJAは、連合会に対し出資という形で金銭的支援を実施している他、(表 14-3)のとおり貸付を行い資金繰りを支援している。なお、本県には県立の総合病院がないため、厚生連病院が2次医療圏における中核的な病院として県内医療を担っており、県

民の医療ニーズに応え、いつでもどこでも受けられる医療体制づくりを進める 観点から、老朽化、狭隘化が進んでいた旧鹿角組合総合病院の改築にあたって、 県は改築整備に伴う長期借入れに対する利子補給及び長期借入金の一部につい て損失補償を行っている。

(表 14-3) JAの連合会に対する貸付金

(金額単位:千円)

金融機関名	対象施設	借入日	平成 21 年度末残高	同利息
JA 秋田しんせい	由利組合総合病院	Н17. 5. 25	452, 175	11,630
JA 新あきた	秋田組合総合病院	H17. 4. 11	_	840
JA こまち	雄勝中央病院	H17. 11. 30	113, 000	3, 217
JA 秋田ふるさと	平鹿総合病院	Н19. 3. 30	440, 250	11, 153
	鹿角組合総合病院			
JAかづの※1	(現かづの厚生病	H22.3.31	173, 400	_
	院)			
合計			1, 178, 825	26, 840

※1 県からの損失補償を受けている。

連合会の経営悪化は、秋田県の人口の減少や診療報酬・薬価引下げ、新医師臨床研修制度を契機とした医師不足など外部的な要因も確かにあるかもしれないが、甘い見通しによる過大な設備投資など内部的な要因も多分にある。これに対し出資者であるJAは、通常の貸出金利より利率を下げ、県の農林水産部が所管する農業関係制度資金である農業近代化資金(以下この項で「近代化資金」という)と同じ金利で融資することにより、その責任の一部を果たしてきてはいる。しかし、県から損失補償を受けている貸付についても、近代化資金と同じ利率になっており、その合理性について検討が必要である。県からの損失補償があるということは貸付金の回収に懸念がないということであり、他の貸付金よりも低い利率にする余地があるのであって、それによりこの補助金の額を減らすことができる。県は今後損失補償を行う貸付金については、より低い利率となるように連合会を指導すべきである。

15. 広域的医療機能施設運営費補助金

担当部課	健康福祉部 医務薬事課
根拠要綱等	秋田県政策的医療関係施設運営費補助事業実施要綱
補助目的	秋田県医療保健福祉計画に基づき、三次医療圏において
	県の政策として推進する医療機能を担う施設の運営事

	業を効率的に進めることを目的とする。
主な補助対象者	平鹿総合病院 (以下この項で「組合病院」という)
補助対象経費	地域救命救急センター運営事業に対する経費
事業費の負担割合	20 床当たりの基準額 51,837 千円 (全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 少 立 領	58, 726	58, 543	51, 837

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の検証方法について

組合病院においては、通常の診療行為の他に、地域救命救急センター(以下この項で「救急センター」という)、地域周産期母子医療センター、地域医療拠点施設などの事業を行っている。現在、県では、組合病院が提出している「地域救命救急センター運営事業実績額明細書」と「運営費補助事業に携わっている給与費の算出根拠資料」や「地域救命救急センター収入支出決算書」の整合性を確認することにより、経費が正しく集計されているかどうかを検討しているのみである。

しかし、実績報告により報告される事業費が、この補助金の対象となる救命 救急センターに対する支出のみであるか否かについては、現在県が行っている 提出された決算書類間の整合性の確認だけでは確認できるものではない。共通 して発生する経費については各事業に按分するための基礎数値(診療収入、面 積、医師数等)の根拠やその妥当性の検証、救急センターに個別に発生する経 費、共通して発生する経費にかかる領収証等証憑との照合を行うことが必要で ある。県は、これらの手続を実施し、事業実績報告が適正なものかを確認する 必要がある。

16. 総合周産期母子医療センター運営費補助金

担当部課	健康福祉部 医務薬事課
根拠要綱等	秋田県政策的医療関係施設運営費補助金交付要綱
補助目的	秋田県医療保健福祉計画に基づき、三次医療圏において
	県の政策として推進する医療機能を担う施設及び地域
	の産科医療機能の確保に必要な施設の運営事業を効率
	的に進めることを目的とする。
主な補助対象者	秋田赤十字病院(以下この項で「赤十字病院」という)

補助対象経費	秋田県政策的医療関係施設運営費補助事業実施要綱及
	び産科医療機関確保事業等実施要綱に基づいて実施さ
	れる事業のうちの総合周産期医療センター運営事業に
	対する経費
事業費の負担割合	補助事業毎の補助基準額と、補助対象経費の実支出額か
	ら診療収入及び寄付その他の収入を控除した額とを比
	較して少ない方の額(国:国庫補助基準額から1床あた
	りの削減額を差し引いた額の 1/3 県:残額)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
開助並領	113, 552	102, 195	102, 195

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の検証方法について

補助事業に要した経費について、県は、この補助金の場合も、15. 広域的医療機能施設運営費補助金同様の検証方法により適正性を確認している。広域的 医療機能施設運営費補助金の場合と同様の確認方法に改めるべきである。

17. 救急医療支援事業費補助金

担当部課	健康福祉部 医務薬事課	
根拠要綱等	秋田県救急医療対策運営費補助金交付要綱	
補助目的	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保の	
	ため	
主な補助対象者	秋田県厚生農業協同組合連合会及び社会医療法人明和	
	会	
補助対象経費	秋田県医療保健福祉計画に基づき、地域で救急医療を担	
	う救急告示病院の運営費に要する経費	
事業費の負担割合	秋田県救急医療対策運営費補助事業実施要綱に基づい	
	て行われる事業 (全額県費)	
	① 救急医療支援事業:	
	秋田県厚生農業協同組合連合会及び社会医療法人	
	明和会が行う救急医療	
	② 地域連携小児夜間·休日診療支援事業:	
	秋田県厚生農業協同組合連合会が行う地域連携小	

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
冊列並領	-	215, 167	143, 048

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の検証方法について

補助事業に要した経費について、県は、この補助金の場合も、15. 広域的医療機能施設運営費補助金同様の検証方法により適正性を確認している。広域的 医療機能施設運営費補助金の場合と同様の確認方法に改めるべきである。

18. 医療提供体制推進事業費補助金(救命救急センター運営事業)

担当部課	健康福祉部 医務薬事課
根拠要綱等	秋田県政策的医療関係施設運営費補助金交付要綱(以下
	この項で「交付要綱」という)
補助目的	秋田県医療保健福祉計画(平成20年3月28日秋田県告
	示第 143 号)に基づき、三次医療圏(最先端、高度な
	技術を提供する特殊な医療を行うため県が病床の整
	備を行うにあたって設定する地域)において県の政策
	として推進する医療機能を担う施設及び地域の産科医
	療機能確保に必要な施設の運営事業を効率的に進める
	ことを目的とする。
主な補助対象者	日本赤十字社秋田県支部
補助対象事業	救命救急センターの運営に必要な以下の経費
	① 給与費:常勤及び非常勤職員給与費 等
	② 材料費:薬品費 等
	③ 経費:消耗品費 等
	④ その他の費用:図書費 等
事業費の負担割合	30 床の運用の場合の基準額を 174, 294 千円とし、30 床
	を超える病床数での運営の場合、当該超える病床数1床
	当たり 2,905 千円を加算する。ただし、病床数は 50 床
	を上限とする。国 1/3、県 2/3

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一	192, 928	182, 450	190, 292

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の記載方法について

交付要綱別表第一では、当該補助金だけではなく他の補助金の対象経費についても定められているが、対象となる経費のうち「その他の費用」の記載方法について補助金によって列挙される内容が異なっており、記載方法が統一されていない。例えば、地域救命救急センター運営事業では「その他の費用:減価償却費等」と記載されているが、成人病医療センター(心疾患救命救急部門)運営事業では「その他の費用:研究研修費、図書費等」といった記載となっている。いずれも「等」がついており、全ての経費がこの「等」に含まれるという取扱いを行っているが、同じ別表の中の規定であることから、それぞれ科目を限定したものと解釈されるのが一般的であろう。別表第一の対象経費の記載方法については見直しが必要である。

19. 死因調査研究事業費補助金

担当部課	健康福祉部 医務薬事課
根拠要綱等	秋田県死因調査研究事業補助金交付要綱
補助目的	突然死等の異状死体に対して準行政解剖を実施し、死因
	を医学的に究明して直接県民の利益に供するとともに、
	この結果を集約して疾病予防の施策に役立てるための
	死因解明調査や研究に対して財政支援を行う。
主な補助対象者	社団法人秋田県医師会(以下この項で「医師会」という)
補助対象経費	補助事業者が設置する死因調査研究委員会が行う死因
	調査研究事業(司法解剖又は病理解剖として取り扱われ
	ない異状死体であって、医学的、公衆衛生学的、社会的
	等の理由により死因を明らかにする必要があり、かつ、
	遺族の承諾が得られた死体を解剖し、死因を医学的に究
	明することをいう)にかかる以下の経費
	・執刀医鑑定料
	・補助者手当
	・遺族見舞金
	• 解剖施設使用料
	・術衣、血液処理剤補充代

	・解剖器具補充代
	・検査試薬補充代
事業費の負担割合	予算で定める額 (全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	1, 480	1, 345	1, 345

(指摘事項)

(1) 領収証の入手について

この補助金は、突然死等の異状死体に対して準行政解剖を行った執刀医に対して支払われる執刀医鑑定料 665 千円(なお、1体につき 35 千円)も補助対象とされている。ここで鑑定料を支払った医師からは通常領収証を徴収するものであるが、慣行的にA病院の医師からは領収証の入手を行っていない。この補助金は県民からの税金が原資であり、補助事業を行う者は税金の使途を明確に証明する必要がある。県は医師会に対しA病院所属の医師からについても領収証を徴収し保管するよう指導すべきであるし、完了検査時においても、このような慣行を是とすることなく完了検査を行うべきである。

20. 看護師等養成所運営費補助金 及び21. 医療関係者養成確保対策費等 補助金 (看護師等養成所運営事業)

担当部課	健康福祉部 医務薬事課			
根拠要綱等	秋田県看護師等養成所運営費補助金交付要綱(以下この			
	項で「交付要綱」という)			
補助目的	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基			
	づき指定を受けた看護師及び准看護師の学校又は養成			
	所(ただし、学校教育法第1条に定める学校は除く)の			
	運営に必要な経費を補助することにより看護師等養成			
	所における教育内容の向上を図る。			
主な補助対象者	次に掲げる者が行う看護師等養成所			
	① 厚生農業協同組合連合会			
	② 学校法人及び準学校法人			
	③ 医療法人			
	④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益			
	財団法人、特例社団法人及び特例財団法人			

	ただし、③及び④については、学校教育法第 124 条			
	の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定			
	による「各種学校」の認可を受けている者に限る。			
補助対象経費	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費			
	① 教員経費:専任教員給与費 等			
	② 事務職員経費:専任事務職員給与費 等			
	③ 生徒経費:事業用教材費 等			
	④ 実習施設謝金:報償費、委託料			
	⑤ へき地等の地域における養成所に対する重点的支			
	援事業実施経費:実習体制支援経費等			
事業費の負担割合	所定の額 ※1 国 1/2、県 1/2			

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績	
運営費補助金	73, 638	61, 922	60, 128	
対策費補助金	94, 807	94, 882	84, 575	

※1 以下の基準により算出された額となる。

(看護師等養成所運営費補助金(以下この項で「運営費補助金」という))

看護師養成所:生徒1人当たり 110,500円

准看護師養成所:生徒1人当たり 86,700円

ただし、生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の 定員のいずれか少ない方とする(全額県費)。

(医療関係者養成確保対策費等補助金(看護師等養成所運営事業)(以下この項で「対策費補助金」という))

- ① 看護師 (3年課程)養成所
 - ・養成所1カ所当たり 16,178 千円
 - ・総合カリキュラム校実施施設 6,633 千円
 - ・総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,211千円
 - ・事務職員分として1カ所当たり 536 千円
 - ・生徒数に1人当たり15.5千円を乗じて得た額
 - ・へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設

1 箇所当たり 1,087 千円

② 准看護師養成所

- ・養成所 1 カ所当たり 8,080 千円
- ・総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,211千円
- ・事務職員分として1カ所当たり 536 千円
- ・生徒数に一人当たり13.1千円を乗じて得た額
- ・へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 1 箇所当たり 973 千円

ここで、事務職員分については①、②とも1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。また、この他、看護師(2年課程)、看護師(定時制)があるが、平成21年度に対象者がないためここでの記載を省略する。

なお、この補助金は、上記の基準により算出された額と対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入を控除した額とを比較して最も少ない額が交付される。

(指摘事項)

(1) A養成所に対する補助金の額の計算について

平成 21 年度のA養成所に対する補助金の総額は 31,298 千円であるが、交付 要綱から計算されるその内訳は以下のとおりである。

運営費補助金		13,260 千円
対策費補助金	(国)	9,019 千円
司	(県)	9,019 千円
合計		31, 298 千円

交付要綱上、対策費補助金の額は上述したとおり、「要綱に定める基準額と、 要綱に定める対象経費の実支出額と、補助事業にかかる総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額とを比較して最も少ない額」と規定されている。

ここで、交付要綱に定める基準額は18,038千円、交付要綱に定める対象経費の実支出額は116,433千円と計算されている。また、A養成所の経営を行っているB法人が作成した補助事業等実績報告書によれば「補助事業にかかる総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額」44,422千円は(表 20-1)のよ

うに計算される。

(表 20-1) (単位:千円)

	総事業費	寄付金その他の収入
授業料収入		74, 700
入学金収入		14, 700
手数料収入		4, 653
結核予防費補助金収入		14
韓国交流促進事業費収入		1,000
資産運用収入		56
雑収入		3, 523
授業料前受金収入		600
入学金前受金収入		12, 900
前期末未収入金収入		3, 450
期末未収入金		△2, 280
前期末前受金		△14, 700
人件費支出	107, 070	
教育研究経費支出	26, 450	
管理経費支出	7, 107	
建物付属設備支出	642	
教育研究用機器備品支出	2, 898	
図書支出	1, 199	
前払金支払支出	63	
前期末前払金	△63	
期末未払金	△2, 329	
計	143, 040	98, 618

差額 44,422

以上より、交付要綱に定める基準額 18,038 千円 (国、県とも 9,019 千円) は、対象経費の実支出額 116,433 千円、補助事業にかかる総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額 44,422 千円で最も少ない額となるため、県は、対策費補助金として 18,038 千円を認めたものである。しかし、A養成所の決算資料である収支精算書には施設設備資金収入 38,400 千円が計上されている。この施設設備資金収入は、A養成所の施設整備に充当するためのもので、毎年度一人当たり 300 千円を学生から徴収しているものである。ここで、この施設設備資金収入を対策費補助金の計算上どのように取り扱うのかについては、この算定方

法を定めた厚生省健康政策局看護課長から出された「看護婦等養成所運営費補助金の算定方法について(平成11年6月16日 看第26号)(以下この項で「看第26号」という)の別紙「看護婦等養成所運営費補助金の算出に当たっての留意事項」に以下のように定められている。

- ① 過去若しくは将来的な施設整備に係る借入金の返済若しくは積立金を目的としたものについては、計上する必要はない。
- ② 耐用年数に応じた教育機器等の更新若しくは養成を目的とした教育機器等の充実整備を目的としたものについては、計上する。

県に施設設備資金収入 38,400 千円の内容の再調査を依頼した結果、このうち 6,458 千円は上記①に該当するものではなくこの算式に含める必要があることが判明した。これにより、寄付金その他の収入が 6,458 千円増え、105,076 千円 (98,618 千円+6,458 千円) となることから、総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額は 37,964 千円 (143,040 千円-105,076 千円) となる。この額は交付要綱に定める基準額以上となることから補助金の額に変更はないが、県は補助対象事業者に対して定められたルールに基づき交付申請・実績報告を適正に行うよう指導すべきあり、また、事業終了に当たっては厳正な審査を行うべきである。

(2) B法人における人件費の取扱いについて

平成21年度におけるB法人の人件費の概要は(表20-2)のとおりである。

(表 20-2) (単位:千円)

	B法人計	内A養成所	その他 ※1
教員	86, 864	72, 979	13, 885
職員	37, 829	33, 335	4, 494
退職金	756	756	_
計	125, 449	107, 070	18, 379

※1 B法人は「その他」として(表 20-3)に記載した事業を 3 人の専任講師及び 2 人の非常勤講師で担当している。また、(表 20-2)に記載した「教員-その他」の人件費 13,885 千円にはこれら 5 人に係る人件費の他、理事長の報酬が含まれている。従って、理事長に対する報酬は(表 20-2)のA養成所の人件費には含まれておらず、交付要綱に定められたように対象事業から除外されていることになる。

(表 20-3)

1	パソコン教室
2	介護員養成
3	介護試験・講習
4	簿 記
(5)	英語・数学
6	英会話

(表 20-2) における「職員-A養成所」にかかる人件費 33,335 千円に含まれる人件費は以下のとおりである。

- ・教務助手1名(教員の事務補助)
- ・図書司書1名(図書館に係る事務)
- ・事務長1名(学校運営に係る事務の総括)
- •一般事務員5名

上記のうち、一般事務員5名については、実際には法人全体としての事務業務も行っているが、学校に所属していないと加入できない日本私立学校共済事業団の保険に加入していることから、その人件費を全てA養成所に帰属するものとしているということである。この人件費については補助金の計算上同様に適切な基準をもって按分するように県はA養成所を指導すべきである。なお、按分基準としては、看第26号に、複数の教育課程あるいは養成所・学校を設置している場合の事業費の按分方法として、生徒数、教員数、課程数、カリキュラムに基づく時間数及び教室面積等が列挙されており、これを参考にすればよい。

22. 青少年育成秋田県民会議補助金

担当部課	生活環境部 県民文化政策課
根拠要綱等	秋田県生活環境文化部県民文化政策課関係補助金等交
	付要綱(以下この項で「交付要綱」という)
補助目的	広く県民の総意を結集し、県及び市町村の施策と呼応し
	て青少年の健全な育成を図る県民運動推進のため
主な補助対象者	社団法人青少年育成秋田県民会議(以下この項で「県民
	会議」という)
補助対象経費	青少年育成秋田県民会議推進事業に要する経費

事業費の負担割合	定額 (全額県費)
----------	-----------

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	2, 682	1, 350	1, 161

(指摘事項)

(1) 補助対象事業の明確化について

交付要綱によれば、この補助金は青少年育成秋田県民会議推進事業に要する 経費が対象とされているが、この事業の内容自体を具体的に記載した文書は残 されていない。補助金等の交付目的として要綱に「広く県民の総意を結集し、 県及び市町村の施策と呼応して青少年の健全な育成を図る県民運動推進のため の助成」とあるだけである。ここで、補助事業者である県民会議は以下の事業 を行っており、県はいずれも補助対象事業として認めている。

- ・ 健全育成セミナーの開催
- ・広報活動(広報紙の発行、街頭での啓発活動)
- ・青少年育成アドバイザーの養成、派遣
- ・少年の主張秋田県大会の開催 等

補助対象事業が明確にされていない状況では、解釈によって対象経費をいかように広げることも出来るのであるから、このような状況を放置しておくべきではない。県は対象とする補助対象事業の定義を明確に定め、要綱、要領等に規定化してから補助事業を行うべきである。

(意見)

(1) 補助事業継続の必要性について

県民会議は青少年健全育成事業を行うため昭和 41 年に設立され、昭和 55 年に法人化(社団法人) し現在に至っている。県民会議は、法人化にあたり行政(県・市町村)や民間(個人・企業団体)から寄付金を募り、これを基金として積立て、この資金を国債等で安全運用しつつその果実を活動資金に充てるというスキームで法人化されている。しかし、法人化した当初 6%程度あった運用利回りもその後低下し、基金の取崩で活動費を賄わざるを得ない状況になってきている。その結果、法人化時に集まった寄付金 107 百万円余も平成 21 年度末には、81 百万円まで減少している。

ここで、県民会議の平成21年度の収支計算書及び貸借対照表の概要は(表22

-1) 及び (表 22-2) のとおりである。なお、上記で説明した基金は「青少年育成基金特別会計(表では特別会計と記載してある)」として処理されている。

(表 22-1) (金額単位:千円)

収支計算書より:	一般会計	特別会計	合計
事業活動収入	8,898	871	9, 770
うち会費収入	2, 316		
うち補助金等収入	1, 561		
うち特別会計からの繰入金収入	4, 744	△4, 744	
事業活動支出	9, 422	4, 744	14, 166
当期収支差額	△523	△3,873	△4, 396
前期繰越収支差額	1, 178	5, 500	6, 678
次期繰越収支差額	654	1,627	2, 281

(表 22-2) (金額単位:千円)

貸借対照表より:	一般会計	特別会計	合計
流動資産	795	1,627	2, 422
固定資産	4, 069	80, 097	84, 167
計	4, 865	81, 724	86, 590
負債	4, 181		4, 181
正味財産	683	81, 724	82, 408
計	4, 865	81, 724	86, 590

現在県民会議が行っている事業は、指摘事項(1)に記載したとおりである。収支計算書をみると、平成21年度にこれらの活動を行うために事業活動支出として9,422千円を要しているが、これに対する事業活動収入は、会費収入2,316千円、県等からの補助金1,561千円、基金(特別会計)の取崩4,744千円及び前期からの繰越金1,178千円であり、当期収支差額は523千円の赤字となっている。このように収支が赤字の状態は平成16年度以降続いているが、今後も低金利時代は続くと思われることから当面収支の黒字化は見込めない状態ということができる。

しかし、県民会議には法人化したときに集まった基金の残がまだ 81 百万円あり、仮に県からの補助金がなくなったとしても今後 10 年以上(事業活動支出 9,422 千円一会費収入 2,316 千円=7,106 千円であり、基金を毎期同額取崩したとしても 基金残 81,724 千円÷7,106 千円=11 年となる)は事業の運営を行うことが可能な状態である。基金を事業活動資金として使用することは基金設立

の目的とは異なることになるが、県民会議が法人化した時と経済環境は全く変わってしまっているのであって、基金(特別会計)が毎年赤字補てんのために取り崩されていることは、やむを得ないものとは言え実質的に基金の資金が事業活動資金に使われているということを意味するものである。法人化された当時は、定期預金の金利も預け入れる期間によっては6%を超える状態であったが、現在は1%にも満たない利率となっている。即ち法人化した時のスキームは今や成り立たない環境になってきており、加えて県の財政も相当程度厳しいものになってきていることを考慮すれば、事業活動に使用出来る資金を有している県民会議に対する補助金の交付は他の事業に比べて優先度を低くせざるを得ないのではないか。県は県民会議の事業活動を再構築し、当該補助金を廃止する方向で検討を行うべきである。

23. 秋田県芸術文化振興基金補助金

担当部課	生活環境部 県民文化政策課		
根拠要綱等	·秋田県生活環境文化部県民文化政策課関係補助金等交		
	付要綱(以下この項で「交付要綱」という)		
	・秋田県芸術文化振興基金補助金取扱要領(以下この項		
	で「取扱要領」という)		
補助目的	芸術文化の振興を図るため、民間団体が行う芸術文化活		
	動に対して助成する。		
主な補助対象者	民間団体		
補助対象経費	① 芸術文化活動支援事業		
	② 若者文化活動支援事業		
	に対する経費のうち、取扱要領別表に記載されている経		
	費 ※1		
事業費の負担割合	① 補助対象経費から入場料等収入を控除した額の 1/2		
	以内の額(限度額 400 千円)		
	② 補助対象経費から入場料等収入を控除した額の 4/5		
	以内の額(限度額 400 千円)		
	① 、②とも全額県費		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	14, 374	11, 587	8, 537

※1 取扱要領によれば補助対象経費は(表23-1)のとおりである。

(表 23-1)

項目		内訳	
人に	演出・文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイ	
かかわる		ン料、各種助手料、台本料、訳詞料等	
経費	謝礼	講師謝金、編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理	
		員賃金、指揮料、演奏料、出演料等	
	旅費	交通費、宿泊費、日当等	
開催会場	設営費	会場設営・撤去費、展示工作費、(申請団体の	
にかかわる		構成員以外の)美術作品・楽器・道具運搬費、	
経費		看板制作費等	
	舞台費	大道具・小道具費、衣装費(レンタル)、効果	
		(照明・音響)費等	
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)等	
事業周知にか	かわる経費	印刷費 (ポスター・チラシ)、広告宣伝費	

また、補助対象外経費も定められており、その内容は (表 23-2) のとおりである。

(表 23-2)

項目	内訳
賞金・謝礼	謝金以外の花束・菓子代等、コンクールの審査員謝金、賞金、
	賞品代、内部講師(申請団体の構成員)にかかる謝礼
旅費	コンクールの審査員交通費、宿泊費、航空・列車運賃の特別料
	金(ファーストクラス料金、グリーン料金)
手数料	入場券販売手数料、振込手数料、著作権使用料、マネージメン
	卜料
食糧費	飲食代(申請団体の構成員・ゲスト等全て)
会議費	会議、練習に伴う経費(会場費、指導料、旅費等。対象経費と
練習費	なったリハーサルを除く)、パーティー開催経費
備品費	楽器購入費、美術作品購入費
団体の運営に	申請団体構成員にかかる経費(出演・出品料、謝礼、旅費、通
かかる経費	信費)、事業が終了しても団体に残るもの(衣装・楽器、美術
	作品、文房具、記録費)、事業終了後のお礼・報告にかかる経
	費

(指摘事項)

(1) 補助金交付申請書及び補助事業等実績報告書の記載内容について

① 団体A (補助金の交付額 360 千円)

取扱要領では申請団体構成員にかかる経費は補助対象外経費であることが明記されているが、団体Aは補助金交付申請書に添付した構成員名簿に記載されている60名のうち14名に対し謝金1,120千円、10名に対し旅費189千円を支給し、これを補助対象経費として補助事業等実績報告書を提出している。

本来これらの会の構成員に対する謝金・旅費等の経費は補助対象経費から 除外すべきものであるが、この構成員名簿は、会の構成員だけではなく、出 演者やスタッフも全員構成員として記載されたものであり、県に提出すべき 正しい名簿ではないことが判明した(正しい名簿は作成されている)。

これにより交付要綱違反ということにはならないが、補助事業等実績報告書は県が補助事業が適正に行われたことをチェックする資料であり、県は補助金交付申請書に添付された構成員名簿が正しいものかを確認し補正を求めるべきであった。また、記載の誤りは間違った補助金の交付に繋がるものであり、県は補助金申請者に対し取扱要領の規定に従った記載を徹底させるべきである。

② 団体B (同 262 千円)

補助金交付申請書に添付されている構成員名簿 78 名のうち 7 名に対し補助対象経費として謝金 29 千円を支給している(3 名には 3 千円の商品券、4 名には 5 千円の現金)。これら 7 名は休団中であり団費も支払っていないため構成員には該当しないとして補助対象に含めたとのことであるが、このうち C氏、D氏、E氏については団員名簿上休団にはなっていない。この 3 名については団費の徴収もなく、当該楽団において休団とする事務処理をしていなかったということのようであるが、補助金申請及び実績報告の際には正規の団員を確認したうえで構成員名簿を提出するよう県は指導すべきであり、また、厳正に確認を行うべきであった。県は、補助事業者に対し、交付要綱、取扱要領を順守するよう指導するとともに、自らも実績報告書が交付要綱、取扱要領に従った内容になっているかについてよく確認する必要がある。

(2) 領収証の記載内容について

団体Fの補助事業等実績報告書に添付されている証憑の中に金額記載のない 受領書がある。これはスタッフに対する謝金として、6名分合計 18,000 円分の 商品券を渡したことに対するものであるが、謝金として渡したのであれば金額 を記載(商品券であることを欄外に明記しておけばよい)した領収証を受領し ておくべきであった。県は金額を記載した領収証を受領するよう指導すべきで ある。

(意見)

(1) 補助対象経費の妥当性について

① 旅費について

出演者旅費について内規による定額を事業費として申請している団体がある。例えば団体G (補助金の交付額 360 千円)及び団体H (同 360 千円)の往復の旅費は(表 23-1)のとおりとなっている。

(表 23-1) (単位:円)

行 先	団体G	団体H
秋田-羽後本荘	5, 000	5, 000
秋田一横手	10,000	5, 000
秋田一山形	15, 000	10,000

この補助金は多くの県民が利用するものであり、公平性を保つべきものであって、団体の内規等によって旅費の額が異なってくるのは公平性の観点から問題がある。ここで、取扱要領によれば航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)については補助対象外と明記されている。団体の内規による旅費が実費相当額を超過する場合、超過額を特別料金に充てることも可能であり、取扱要領の抜け道にもなってしまうことから、補助対象経費として認めるのは実費相当額を限度にすべきである。なお、秋田一羽後本荘の往復実費相当額は、3,500円(特急列車利用)、秋田一横手は、5,880円(乗車料金2,560円、秋田一大曲新幹線料金3,320円)、秋田一山形乗車料金7,140円、秋田一大曲新幹線料金3,320円、新庄一山形新幹線料金3,320円)となっており、団体Gにおいて、実費以上の旅費の支給となっている。

② 団体の構成員に対する謝金について

団体 I (補助金の交付額 262 千円) について、補助金交付申請書に添付されている構成員名簿 78名のうち 7名に対し補助対象経費として謝金 29 千円を支給している (3 名には 3 千円の商品券、4 名には 5 千円の現金)。このうち 4 名は休団中である旨団員名簿に記載されているが、取扱要領には構成員であるか否かの区別があるだけであり、常時の活動の有無は問題とされていない。その団体が主催したイベントに参加しても休団中であることを理由に特定の構成員に対する謝金を補助対象にすることは、取扱要領に規定された補助対象外経費であることを免れる抜け道にもなるのであって、県は取扱いを明確にすべきである。

24. アスベスト対策資金保証料補助金

担当部課	生活環境部 環境管理課
根拠要綱等	秋田県アスベスト対策資金保証料補助金交付要綱
補助目的	吹付けアスベストの対策工事を行おうとする中小企業
	者に対する融資の円滑化と中小企業者の負担の軽減を
	図る。
主な補助対象者	秋田県信用保証協会
補助対象経費	中小企業者に対する融資についての信用保証料
事業費の負担割合	保証料 1.9%以内の全額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	247	247	178

(意見)

(1) 事業の必要性について

この事業に対して県は毎年予算計上を行っているが、過去3年間の予算と実績は(表24-1)に記載のとおりであり、予算達成率は低調なものになっている。なお、この補助金は、中小企業者がアスベスト除去工事のために行った借入金の信用保証料が補助対象となるが、保証は当該借入金の約定期間を通じて行われるため、当初借入を行った年度だけではなく約定期間満了年度まで補助金が交付されることになる。(表24-1)では毎年度補助金が交付されているが、この補助制度を新規に利用する事業者は平成19年度を最後に発生していない。

(表 24-1) (金額単位:千円)

	19 年度	20 年度	21 年度
予算	2, 929	1, 398	1, 353
実績	247	247	178
予算達成率	8.4%	17. 7%	13. 2%

県はアスベストがもたらす健康被害の重大性に鑑み、県のホームページへの 掲載や県内の金融機関にパンフレットを配布している。また、県は事業所面積 1,000 ㎡以上の事業者についてアスベストの有無につき調査を行っており、除去 対策を終えていない事業者については、個別訪問を行う等この補助制度の利用 を積極的に呼び掛けている。にもかかわらずこの制度の利用が低調な理由につ いて県は、アスベスト除去工事を行う期間の事業者は休業を余儀なくされてし まうこと、不況の深刻化により事業者において資金調達に難がある状態となっ ているためと分析している。

事業者側にこのような事情があるのであれば、この不況下ではこの制度を利用する事業者が今後増えることを期待するのは困難であって、この制度を廃止し他の有効な方法によりこの問題に対峙すべきである。アスベスト除去対策を推進しようとする県の方針は今後も必要なものであるが、アスベスト除去工事の一部について直接補助する等、他の制度による解決を検討すべきである。

25. ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金

担当部課	生活環境部 環境整備課		
根拠要綱等	秋田県生活環境文化部環境整備関係補助金交付要綱		
補助目的	ポリ塩化ビフェニル(以下この項で「PCB」という)		
	廃棄物の拠点的な処理施設の整備と合わせ、PCB廃棄		
	物処理基金の造成に必要な経費の一部を補助し、費用負		
	担能力の小さい中小企業者等が保管するPCB廃棄物		
	の円滑な処理を確保することにより、PCB廃棄物の確		
	実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康及び生活		
	環境の保全を図る。		
主な補助対象者	独立行政法人環境再生保全機構(以下この項で「保全機		
	構」という)		
補助対象経費	保全機構が、中小企業者等が保管する高圧トランス及び		
	高圧コンデンサがPCB廃棄物となったものの処理(処		
	分又は再生に限る)に要する費用の軽減に充てるため、		
	独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43		

号) 第 16 条第 1 項の規定に基づく基金の造成を行う事業に要する経費
 予算で定める額(全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	19,000	19,000	19, 000

(PCB廃棄物処理基金(以下この項で「処理基金」という)の仕組み)

PCBは昭和47年に製造が中止されているが、廃棄処理施設の整備が遅れたこともあり30年もの長きにわたりPCB入りトランス等が業者に保管され続け、紛失等による環境汚染が懸念されていた。しかし、その後、国際的にもPCB廃棄物の早期処理が求められてきたことや安全な科学処理法が確立したこともあって、平成13年にPCB廃棄物適正処理推進特別措置法が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者は平成28年7月15日までにPCB廃棄物を処分することが義務付けられることになった。

本来PCB処理はこれを保有する事業者が自らの負担でこれを行うべきであるが、PCB廃棄物を処分するに当たっては多額の費用を要することになるため、PCB廃棄物処理を行う日本環境安全事業㈱に対し国が施設整備費国庫補助金を交付する他、処理基金を造成し、処理基金から処理費用の一部を日本環境安全事業㈱や環境大臣が指定した処理事業者に助成することにより特に中小企業者等が負担するPCB廃棄物の処分費用の軽減を行い、中小企業者等のPCB廃棄物の処理を促進しようとするものである。中小企業者等は日本環境安全事業㈱にPCB処理を委託した場合、国からの施設整備費国庫補助金により費用の44%、処理基金より26%が助成される結果、処理費用の70%が減免されることになる。なお、処理基金は日本環境安全事業㈱や環境大臣が指定した処理事業者が行うPCB廃棄処理の研究・研修等の促進にも使用されている。

(意見)

(1) 処理の促進による補助金の有効活用について

処理基金は国や都道府県からの補助金と民間からの出えん金で造成されているが、毎年の基金造成額は、国から 2,000 百万円、都道道府県から 2,000 百万円の合計 4,000 百万円に、民間からの出えん金を加えた額である。都道府県からの補助金は、それぞれの県の中小企業者等が負担する P C B 廃棄物の処分費用の軽減に充てられるものである。ここで、都道府県合計のうち各県の負担割合は環境省により平成 12 年度国勢調査人口の比で計算され、本県

の負担額は年 19 百万円とされている。また、処理基金が開始された平成 13 年度からの平成 21 年度までの本県の負担総額は 171 百万円となっている。なお、基金への拠出は平成 26 年度までとなっており、平成 22 年度以降負担割合を見直すこととされていたが、平成 22 年度については 19 百万円の負担額は変更されないことになった。このまま平成 26 年度まで負担割合が変更されない場合の本県の負担総額は 266 百万円となる。このような基金拠出の状況に対して本県の処理は平成 20 年度に始まったばかりであり、その処理の状況は(表 25-1)のとおりとなっている。

(表 25-1)	(単位:台、	イ.田)
(/// //) 		一一円)

年度	処理基金拠出に	左記に対する	県補助金対応額 ※1
平	よる処理台数	処理基金拠出額	宗無助並对心領 次 1
20	16	3, 153	
21	31	5, 471	
計	47	8, 624	4, 312
22 💥2	40	7, 446	
合計 ※3	87	16, 070	8, 035

- ※1 「左記に対する処理基金拠出額」× (都道府県拠出額 2,000 百万円 / 国、都道府県拠出額合計 4,000 千円)で計算している。
- ※2 平成22年度は4月1日から9月10日までの処理実績である。
- ※3 処理台数1台当たりの県補助金対象額は92.3千円(8,035千円/87台)となっている。

本県の処理が進んでいない理由は、本県を含む 15 県の P C B 廃棄物の処理を実施している日本環境安全事業㈱北海道事業所の事業計画として、北海道及び室蘭市の処理引受条件から、平成 24 年度末までは北海道内を優先処理することになっているためである。しかし、上記の表からも平成 21 年度末における拠出額総額 171 百万円に対して、同年度末までの処理実績は 4 百万円であることから、171 百万円の補助金の交付に対し、2.5%しか活用されていない状態になっていることが判る。将来必要になる経費の前払を行っているという説明は出来るであろうが、特に県の財政に鑑みれば必要な経費は必要な時に支払うという選択肢もあるのであって、億を超える資金を寝かせておく状況は県民の税金を効率的に使用していると言えるものではない。

上述した活用状況に鑑みれば、日本環境安全事業㈱に対し本県の処理割り 当てを増やすように申し出を行い、処理の促進を図るべきである。県は処理 の促進を図ることによりこの補助金の有効活用を推進する必要がある。

また、日本環境安全事業㈱が処理を行うには、処理対象となる機器を有する中小企業者が処理申し込みを行う必要があるが、処理基金の対象となる県内の中小業者にも未だ処理申し込みを行っていない者がある。県は処理申し込みについてさらなる働きかけを行うべきである。

(2) 処理基金への拠出の必要性について

平成21年度末における県の拠出額合計が171百万円であるのに対し、処理が2.5%程度でしかないことは既に意見(1)に記載したとおりである。処理を促進することが必要であるにしても、PCB処理基金に対して本県は167百万円(171百万円-4百万円)もの前払がある状態となっている。多額の前払がある状態にもかかわらず、今後も毎年19百万円も処理基金に資金を拠出する必要があるのかについて慎重に検討を行う必要がある。県の財政状況を考えるならば、これから数年先に処理を行うものに対する処理費用に対し、敢えて前払を行い続ける必要はないのであって、本来処理を行う年度に拠出すればよい。既に交付した補助金を取り返すことは出来なくとも、既支払額が処理量に見合った額になるまで拠出を見合わせるべきである。

(3) 拠出基金の負担割合について

県は平成21年3月31日現在の県内におけるPCB含有電気機器保有状況を(表 25-2) のように把握している。

(表 25-2) (単位:台)

PCB廃棄物の種類、製品	保管中	使用中	合計
電気機器	5, 865	314	6, 179
: トランス	529	147	676
: コンデンサ	5, 336	167	5, 503

大規模事業者は原則に則り自らの負担でPCB処理を行うことになり、また、処理基金の対象になるのはPCBが高濃度(概ね 60%以上含まれるもの)に限られることから、(表 25-2)記載の平成 21 年 3 月 31 日現在の合計数 6, 179 台全てが処理基金の対象になるわけではない。県はこの 6, 179 台について、処理基金の対象になる台数を把握していないが、これまでの処理実績は(表 25-3)のとおりである。

(表 25-3) (単位:台)

年度	県内の処理台数	内基金拠出台数	拠出金使用の割合 ※2
H20	132	16	12.1%
H21	391	31	7.9%
H22 ※ 1	172	40	23.3%
計	695	87	12.5%

- ※1 平成22年度は4月1日から9月10日までの処理実績である。
- ※2 内基金処理台数:県内の処理台数で算出した。

この実績から処理基金の対象になる最終的な機器の数、処理基金からの拠出 見込額を試算した場合(下記②については(表 25-1) ※3 参照)には以下の結 果を導くことができる。

- ① 処理基金の対象となる台数 6,179 台×12.5%=773 台
- ② 処理基金からの拠出額のうち県補助金対応額 773 台×92.3 千円=71,347 千円

即ち、平成 26 年度末まで現在の負担割合に変更がないとした場合の本県からの拠出見込額合計 266 百万円(平成 21 年度まで 171 百万円)は、上記試算額 71 百万円を大きく上回ることになる。

現在の負担割合が平成12年度の国勢調査による人口比で決められているということは既に述べたとおりであるが、人口比とされた理由は以下のとおりである。

- ① PCB使用高圧トランス・コンデンサの保有台数割とするためには、各都 道府県毎に保有台数を正確に把握する必要があるが、相当の事務量を要し、 全ての都道府県で保有台数を同じ精度で確定することは困難であること
- ② 各都道府県毎の人口とPCB保有高圧トランス・コンデンサの保有台数に は一定の相関関係が見られること

この処理基金はPCB処理にかかる経費に充当されるものであり、本来処理量に応じて経費を負担すべきものである。処理基金創設当初においては、人口比とすることもやむを得なかったのであろうが、基金創設から10年も経過しており処理の実績も出てきている。また、試算結果からも本県の拠出額が過大になる可能性があることからも、県は環境省に申し入れを行い、人口比ではなく、処理見込台数比等より合理的な配分方法に変更するように申し入れを行うべき

である。なお、現在、都道府県間の配分に関しては事業終了時においても全体 の処理量等に応じた精算を行うといった約定がないようであるが、このままで は本県の負担が過大になる可能性がある。処分量等適切な基準に基づき精算を 行うように県は環境省に対し申し入れを行うべきである。

26. 産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金

担当部課	生活環境部 環境整備課
根拠要綱等	秋田県生活環境文化部環境整備課関係補助金交付要綱
	(以下この項で「交付要綱」という)
補助目的	産業廃棄物処理業者の意識や技術の向上を図り、産業廃
	棄物の適正処理を推進する。
主な補助対象者	秋田県産業廃棄物協会(以下この項で「協会」という)
補助対象経費	協会が実施する研修会の開催及び広報・啓発事業に要す
	る経費
事業費の負担割合	定額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無 切並領	2, 500	2, 500	2, 500

(指摘事項)

(1) 補助金の使途の確認について

協会が作成した補助事業等実績書によれば、補助事業として廃棄物不法投棄 防止監視カメラ設置費用として 945 千円が計上されている。協会の行う事業は 以下のとおりであるが、第 16 回通常総会議案書では、この監視カメラ設置は「b 廃棄物不法投棄防止対策事業」として取り扱っている。

- a 研修啓発等事業
- b 廃棄物不法投棄防止対策事業
- c 普及広告及び情報提供等事業

交付要綱ではこの補助事業の対象は、協会が行う「研修会の開催及び広報・ 啓発に要する経費」に限定しており、上記の「b 廃棄物不法投棄防止対策事業」 は補助対象にはなっていない。これに対し県は、監視カメラがあることで防止 活動を行うことを広報しており、また、協会の議案書でも当初は、「c 普及広告 及び情報提供等事業」に含まれていたことから、補助対象経費として認めたとしている。しかし、通常「広報」とは情報発信を行うことであって、監視カメラの設置そのものが広報に該当するとは言えないのであって、廃棄物不法投棄防止のために購入したと考えるのが相当である。だからこそ、協会も事業報告書上、「b 廃棄物不法投棄防止対策事業」に区分したのである。従ってこのような経費を補助対象と認めることは要綱の運用上適切性を欠いていると言わざるをえない。

補助金の交付対象経費は要綱によって明確に定められており、県は要綱の定義にしたがって適正に補助金の審査を行うべきである。

なお、監視カメラにかかる経費を除く「研修会の開催及び広報・啓発に要する経費」が補助金額を上回っているため、補助金の交付額に影響はない。

27. 生活衛生営業指導センター補助金

担当部課	生活環境部 生活衛生課		
根拠要綱等	生活衛生営業指導費補助金交付要綱(以下この項で「交		
	付要綱」という)		
補助目的	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じたその衛生水		
	準の維持向上を図り、もって安心・快適な生活環境づく		
	りを衛生的観点から推進する。		
主な補助対象者	財団法人秋田県生活衛生営業指導センター(以下この項		
	で「センター」という)		
補助対象経費	以下に定める事業を行うために必要な経営指導員及び		
	事務職員に対する交付要綱に定める人件費、以下のそれ		
	ぞれの事業毎に交付要綱で定められた事業費		
	① 生活衛生営業相談室運営事業		
	② 税務相談事業		
	③ 地区生活衛生営業相談指導事業		
	④ 相談指導顧問設置事業		
	⑤ 経営指導員設置事業		
	⑥ 融資等指導費		
	⑦ 生衛業特別指導事業		
	⑧ 生活衛生関係営業再生特別支援事業		
	⑨ 相談支援連絡協議会事業		
	⑩ 分野調整等指導事業		
	⑪ 事業活動調整員設置事業		

	② 生衛業情報化整備事業	
	⑬ 生活衛生営業健康推進等事業	
事業費の負担割合	交付要綱に定められた方法により算出した額について	
	国 1/2、県 1/2	

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	14, 987	14, 988	14, 928

(指摘事項)

(1) 事業実績報告書の記載内容について

補助事業が終了した時にセンターから県に提出される事業実績報告書には、 事業で使用した経費の内訳が記載された「生活衛生指導事業所要額算出内訳(以下この項で「算出内訳」という)」が添付されているが、包括外部監査実施中に この算出内訳の差替が行われた。

県はセンターにおいて補助事業に要した経費の額が、申請時に提出された計画に記載された対象経費の額以上であること、また、領収証等証憑の合計額が 算出内訳以上の額となっていることから、適正なものとして受領している。

なお、県はセンターから理事長名で提出された事業実績報告書に基づき実績の検査を行っているとするが、差替前の算出内訳の記載内容は、例えば消耗品費を3,300円×12月と記載する等、通常の経費発生の状態とは明らかに違う内容であって、申請時に提出された計画に記載したものと同じ内容が事業実績報告書に記載されている。これでは、経費が適正に使用されたのか判断は出来ないはずである。算出内訳は所定の期間保存され、補助金が適正に使用されたことを県民に説明する大切な証拠であるから、事実と異なる記載をそのまま認めるべきではなく、県は申請時に提出された計画と同じ内容ではなく、実態を記載した算出内訳の提出を求めるべきであった。

(2) 補助対象経費の把握について

差替後の記載についても経費毎に見れば、センターで要した各経費毎の全額は記載されておらず、積算区分毎に補助金の申請の基礎となった金額で止めており補助事業の実態が把握できない状況になっている。これは実績報告書の様式に従った記載であり現状ではやむをえないとのことであるが、県は、センターが行った補助事業も含めた全体がわかるような様式に改めるか、センターに対しそれが判るような資料も提出するように指導すべきである。

その際には補助事業で使用した額の算出根拠も明確にする必要がある。例え

ば、相談指導事業費のうち「カ 生活衛生関係営業経営改善資金融資相談指導費 小企業等設備改善資金融資指導費 電話料、切手 39,000 円」に含まれる電話料 26,264 円は、センターの年間電話料のうち平成 21 年 7、8、12 月及び平成 22 年 1、2 月分の電話料を補助対象経費として計上したものである。センターは電話代のうち安い方の 5ヶ月分を補助対象経費とし、残り 7ヶ月分をセンターのその他の事業分として計上しているとのことであるが、このような按分を行った明確な根拠はなく、5ヶ月分に相当する額が実際に補助事業に使用されたのか不明である。また、情報化整備事業費のうち「需用費 (消耗品費)トナー、カートリッジ等 440,046 円」には、平成 22 年 3 月 26 日に購入したパソコン 66,961 円のうち 32,789 円が含まれているが、この金額に相当する使用となっているのか実態を県は把握していない。県はセンターが補助対象であるとした経費について、それが実際に使用されていることに対する実態の把握を行う必要があり、その上で適切な対応を行う必要がある。使用していることが認められ、それがセンターのその他の事業と共通した経費であれば、前もって合理的と認められる按分基準を設定しておく等の対応も出来るであろう。

なお、県は平成22年度において、既に、センターに対し申請時に提出された 計画と同じ内容ではなく実績を記載するよう指導を行っているとのことである。

(3) 年度末直前の補助事業対象経費にかかる支出について

センターが補助対象に計上している経費の中に、年度末近くに計上している 以下の経費がある。

相談指導事業費のうち

- 力 生活衛生関係営業経営改善資金融資相談指導費
 - ・小企業等設備改善資金融資指導費 電話料、切手 39,000円の内 平成22年3月22日購入の切手代12,736円
 - ・需用費(印刷製本費) 53,800 円の内平成22年3月18日購入の封筒代23,442円

上記について、センターの行っている補助事業からは、年度末に大量の郵便物を郵送することは想定しえず、また、購入が期末のみになることは不自然である。県は、特に年度末近くの経費については当該年度の事業のものであるかについて把握を行うべきである。その上で然るべき対応を行う必要がある。

(4) 実施した事業内容の記録について

経営指導員指導費の中に、C県で開催された全国会議への旅費交通費90千円

が計上されている。この大会出席については復命書が作成されているが、開催 日時、出席者が記載されているのみである。当該復命書には大会のプログラム、 会場のパンフレット等、当日配布された資料が添付されてはいるが、記念公演 の内容等の記録が一切なく、代わりに観光パンフレットやエクスカーションの パンフレットが添付されており、この大会に参加することにより補助事業にど のような効果があるのか不明な状態となっている。むしろ復命書、添付資料か らは、事業というよりも観光目的で参加したと疑わざるをえない状況にさえな っている。また、これ以外にも資料の作成状態が同様になっているものが散見 される。

センターへの補助金の原資は県民の税金であり、センターはその使途について県民に説明する義務があるのであって、実施した事業内容(この項では大会等への参加)を説明出来るように資料を作成する必要がある。県は、事実関係を調査し適正な対応を行うことが必要であるが、それとともに、大会等において補助対象事業の目的どおり補助金が使われていることを説明出来るような資料を整えるよう、センターを指導する必要がある。

(5) 事業費の科目の整理について

センターは事業実績報告書上、経営指導員指導費として、旅費 406 千円を計上しているが、このうち 7 千円は厚生労働省の「生活衛生営業指導費補助金交付要綱(平成 21 年 6 月 15 日厚生労働省発健第 6015001 号厚生労働事務次官通知の別紙)」で規定される事業費・相談指導事業費のうち地区生活衛生営業相談指導事業費であり、31 千円は事業費・生活衛生営業健康推進等事業費である。なお、経営指導員指導費は事業費・相談指導事業費に含まれる。

センターが本来整理すべき費目で整理を行っていなかった理由は、これまで補助交付事務に際して、当初交付申請額の科目間流用ができないものとして指導された経緯もあったことから、行った補助対象事業については、本来執行すべき事業費目でなく当初交付費目の中で支出せざるを得ない状況となっていたことによる。なお、県は、平成22年度に厚生労働省に確認した結果、実績の確定にあたって、今後は予算の範囲内で当初の交付申請科目に対して実績科目として決算を打つことは問題ないとの見解を得たとする。県は、あるべき会計処理を行うようセンターを指導する必要がある。

(意見)

(1) 補助対象業務について

経営指導員が行う業務については、この項の冒頭に記載した表の「補助対象 経費」に記載された事業毎に、厚生労働省の局長通知に定められている。例え ば、経営指導員設置事業の場合には、「環境衛生営業指導員制度について(昭和49年4月11日環衛指68号厚生省環境衛生局長通知)」(以下この項で「68号局長通知」という)において以下のとおりとされている。

- ・県内の各業種に対する経営指導等に関する当該事業計画の企画立案
- 経理、税務、金融及び労働等経営に関する指導
- ・営業設備の近代化、合理化に関する指導
- ・環境衛生営業経営特別相談員及び環境衛生営業経営相談員(以下この 項で「特別相談員等」という)の業務執行に関する指導、助言及び情報の提供
- ・ 小企業設備改善資金金融制度要綱に規定する業務
- ・都道府県が行う環境衛生営業指導事業に関する協力

センターは経営指導員が行う業務に係る旅費は全て補助対象であるとしているようであるが、各業務の局長通知において定められた業務にかかる経費のみが補助対象として認められるのである。県は、補助対象はあくまで局長通達で定義された業務に限られることを認識せしめる必要がある。県は事実関係を調査し適正な対応を行うことが必要である。また、経営指導員指導費に限らず交付要綱、局長通知等の内容をよく把握し、補助金の申請を行うようセンターを指導すべきである。

(2) 補助対象経費の合理性について

経営指導員指導費の中に、A氏の旅費交通費 5 千円が計上されている。当該業務について、センターは県に対して「評議員会の議長役を担って頂いた評議員に議事録の内容説明と署名捺印をもらうため、B氏を訪問した出張であり、復命といえる事実書類は保存されている。併せて訪問時には、経営指導員としてB氏から当該営業の経営状況や地域経済状況について聴取し、相談指導を行っていることから要綱に定める経営指導員設置事業の補助金の旅費対応としている。」と説明しているが、議長役となった評議員に対する議事録の説明は、本人が当然その場にいたのであるから、特に必要なものとは思われず、また、署名捺印も郵送で足りるはずである。補助金の原資は県民の税金であり無駄な支出、合理的でない支出を行ってはならない。県は、センターに対し無駄な支出を行わないように指導する必要がある。

なお、上記の説明の中で「復命といえる事実書類」と言っているものは、評議会の議事録であり、B氏が経営指導員の業務を行ったことについての記録は残されていない。また、センターの服務規程には、簡易なものについては口頭

復命できると記載されているとのことであるが、指摘事項(4)でも指摘した とおり、補助金で執行するものについては全て記録として残すべきである。

28. フロンティア農業者育成事業費補助金

担当部課	農林水産部農林政策課
根拠要綱等	秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱
補助目的	新規就農者等を育成するため、市町村が研修生を県の各
	試験場又は花き種苗センターにおいて研修を実施する
	場合に、その事業費に対して助成する。
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	フロンティア農業研修に要する経費
事業費の負担割合	7/10 以内(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	27, 450	22, 215	21, 060

(指摘事項)

(1) 事業実績報告書の添付資料の徴求について

この補助事業は、新規就農者等を育成するため、市町村が研修生を県の各試験場又は花き種苗センターに派遣して研修を実施する場合、その経費の一部を 県が助成するものである。具体的には当該研修を受講する場合に市町村が研修 生に対し奨励金を支給するのであるが、その奨励金の一部を県が助成するもの となっている。

この奨励金は市町村が研修生からの請求に基づき毎月支払っているが、市町村は請求書に出勤簿のコピーを添付せしめることにより、研修生の研修実績を確認している。そして県も事業完了にあたり市町村から提出される事業実績報告書にそれらのコピーを添付せしめることにより、市町村が行った事業が完了したことが確認できるものとなっているが、この請求書、出勤簿について県は当該年度の最終月(3月)までのものを入手しておらず、多くは1月までのものの入手に留まっている。これは、市町村が県に提出する事業実績報告書は3月31日付けであり県も同日付けで受領するため、実務上市町村も事業実績報告書提出日までに出勤簿を研修生から入手することが出来ないことによるものである。

しかし、これらの資料は事業完了を確認する資料として重要なものであり、

県は事業実績報告書受領日以降であっても最終月までのものを入手し、入手もれを補完しておくべきである。

(意見)

(1) 事業実績報告書の提出期限について

この補助事業において、研修生は3月31日まで研修を受けているのであるから、実務上事業実績報告書を3月31日までに提出せしめることには無理がある。この対応については12. 母体健康増進支援事業費補助金で述べたとおりである。

29. 集落型農業法人育成総合支援事業費補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課	
根拠要綱等	/PC111-C /—111 / PC11 / D110/1	
依拠安榊寺 	・秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱	
	(以下この項で「交付要綱」という)	
	・集落型農業法人育成総合支援事業実施要領(以下この	
	項で「実施要綱」という)	
	・集落型農業法人育成総合支援事業実施要領の運用	
補助目的	集落営農組織や集落型法人が、法人化や組織経営として	
	発展し企業経営を目指す主体的な活動に要する経費に	
	対して助成する。	
主な補助対象者	市町村	
補助対象経費	以下の集落型農業法人育成総合支援事業に要する経費	
	1. 集落営農組織における人材育成組織づくり	
	・ブラザー制度によるマンツーマン指導	
	・各種研修会への参加、先進事例調査	
	・法人化への動機付け、合意形成のための個別所	
	有農業機械の集約化・合理化	
	・組織運営の整備のための経営管理機器・ソフトの	
	整備	
	・法人の設立手続のための設立に係る専門家から	
	の指導、相談	
	2. 集落型農業法人における生産体制(複合化、多角	
	化)の整備	
	・ブラザー制度によるマンツーマン指導	
	・組織部門としての本格化導入促進	
	3. 集落型農業法人における販売戦略・体制の整備	

	• 研修会開催、情報交換会			
	• 先進事例調査、販売候補調査			
	・販売体制整備のための販売ネットワーク整備			
	・販売チャネル拡大のためのマーケティング			
	・組織と実需者等とのマッチング活動			
	• 販売宣伝促進活動			
事業費の負担割合	事業申請額×評価ポイントで計算される額。ただし500			
	千円を上限とする。(全額県費)			

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	_	4, 443	3, 211

県の補助金は市町村に対し交付されるが、市町村はこれを法人化や組織経営として発展し企業経営を目指す農事組合法人、営農組合等に交付している。補助金の額は、農事組合法人等それぞれ毎に算出され、「事業申請額×評価ポイント」という算式で計算される金額(上限 500 千円)により決定されるが、このうち評価ポイントの計算は以下の算式で行われる。

評価ポイント=

(※1) 集積ポイント+ (※2) 複合化ポイント+ (※3) 多角化ポイント

※1 集積ポイント:

集積率増加分(※a)に対し、(表 29-1)の集積ポイントが適用される。

(表 29-1)

集積率増加分	20%未満	20~30	30~40	40~50	50%以上
集積ポイント	8%	16%	24%	32%	40%

※a 集積率増加分=目標集積率-現状集積率

集積率は農事組合法人等が所在する集落全体の農地面積に対する当該農事組合法人等の作付面積の割合である。ここで、現状集積率は複合化ポイント、多角化ポイントの実績数値が前年度の数値になることから前年度の数値としている。また、前年度目標集積率は申請年度の3年後の集積率である(目標年度の意味は※2、※3も同じ)。

なお、現状の集積率がすでに相当程度進んでいる場合は(表 29-2)の集積ポイントが加算される。

(表 29-2)

現状の集積率	60%以上	70%以上	80%以上	100%
集積加算ポイント	16%	24%	32%	40%

※2 複合化ポイント

複合化部門の販売シェア増加分(%b)に対し、(表 29-3)の複合化ポイントが適用される。

(表 29-3)

販売シェア増加分	5%未満	5~10	10~15	15~20	20%以上
複合化ポイント	8%	16%	24%	32%	40%

※b 販売シェア増加分=目標販売額シェアー現状販売額シェア 複合化ポイントの計算における販売額シェアは、農事組合 法人等の販売額合計に対する複合化される作物の販売額の割 合である。また、現状販売額シェアは前年度の数値である(多 角化ポイントにおいても同じ)。

※3 多角化ポイント

多角化部門の販売シェア増加分 (%c) に対し、(表 29-4) の複合 化ポイントが適用される。

(表 29-4)

販売シェア増加分	5%未満	5~10	10~15	15~20	20%以上
複合化ポイント	4%	8%	12%	16%	20%以上

※c 販売シェア増加分=目標販売額シェアー現状販売額シェア 複合化ポイントの計算における販売額シェアは、農事組 合法人等の販売額合計に対する多角化される作物の販売額 の割合である。

(指摘事項)

(1) 提出書類の確認について

補助金の計算は、補助金申請時に申請書に添付される評価ポイント算定表(様式第1号)により行われるが、A市から申請が行われたB組織について、申請内容に誤りがあった。

具体的には、集積ポイントの計算において、

集積率増加分 7.4%=目標集積率 84.2%-現状の集積率 76.8% 集積ポイント=(集積率増加分 7.4%に対応する)8%+(現状集積率 76.8% に対応する加算分)24%=32%

と計算すべきところ、集積率を当該営農組合が所在する集落全体の農地面積に対する作付面積の割合ではなく、当該営農組合の目標集積面積に対する現状の集積面積の割合で計算したことにより、

集積率増加分 1.1%=目標集積率 100%-現状の集積率 98.9% 集積ポイント=(集積率増加分 1.1%に対応する)8%+(現状集積率 98.9% に対応する加算分)32%=40%

と計算されていた。なお、補助金の限度額が 500 千円であるため、この誤りによる補助金の交付額に影響はない。

県は市町村に対し申請額を正しく計算するよう指導する必要がある。また、 書類・計算の誤りは申請の段階で検出するように申請書類についての審査は厳 正に行う必要がある。

(2) 補助金算定上の数値の記載について

C市からの申請が行われたD組織の、評価ポイント算定表上の数値は以下のとおりである。

(表 29-5)

項目	現状(19 年度)	目標(22 年度)	増加率※1
(作付面積)	—ha	45. 7ha	
地区内シェア	_	91.2%	91. 2
(目標販売額)	_	43,851 千円	
複合作物販売額	一千円	9,616 千円	21. 9
多角化作物販売額	一千円	1, 148 千円	2.6

※1 地区内シェアの増加率は集積率増加分、複合作物販売額の増加率は複

合化による販売シェア、多角化作物販売額の増加率は多角化による販売シェアを意味する。

D組織からの補助金の申請は平成 21 年度であったにもかかわらず、「現状」年度の数値を前年の平成 20 年度ではなく平成 19 年度とし、3 年後の「目標」年度を平成 23 年度ではなく平成 22 年としている。また、目標(22 年度)に記載されている数値は平成 21 年度の実績の数値となっている。補助金を申請する団体であれば、申請時の作付面積、販売額等及び3年後の作付目標面積、目標販売額等の申請時に必要なデータは当然に準備し、所定の書類に記載したうえで申請を行うべきであったがD組織はそれを行っていない。

D組織の設立は平成21年4月16日であるが、設立総会は平成21年3月19日に開催されており、この設立総会において事業計画書が承認されている。この事業計画書には、農地の集積計画が記載されており、平成21年設立時の作付面積45.7haに対し平成25年には60haとなっている。なお、地区内の農地面積は50.1haであるから、D組織設立時の集積率は91.2%であり、平成25年の目標作付面積60haはこの面積を超えることなるが、これは地区外の集落からも農地を集積する計画となっているためである。

C市からこの補助金の申請がなされたのは平成21年6月1日であるから、申請時にはD組織の平成25年までの計画は作成されており、目標となる数値とも把握されていたことになる。即ち、評価ポイント算定表上も目標となる数値の記載が可能であったにもかかわらず、これを行わずD組織設立時の数値を目標として記載しており、また、県もそのまま申請を受理したことになる。県はこれらの正しい数値を記載し補助金を計算するようC市を指導すべきであった。

交付要綱、実施要領には明確な記載はないが、県は集落型農業法人を育成するという目的から、法人新設の場合は法人の立ち上がりを支援するため、現状の数値には設立前の集落型農業法人の構成員の実績を合計するのではなく、実績なしとして計算することとしている。なお、この方針により正しい数値で補助金の額を計算した場合でもD組織に対する補助金の額に変更はない。

(3) 運用ルールの実施要綱等への取り込みについて

実施要綱によれば、この補助金の交付対象となるには以下の要件を満たさなければならない(実施要綱第2)。

- ① 農業法人
- ② 農業法人化を目指す地域・組織

ただし、利用集積目標面積が原則として地域・集落の農用地面積の<u>過半以上</u>であるとともに、②にあっては、事業実施後3年以内に農業法人の設立が確実と見込まれること。

上記に対し、県はE組織の目標面積 15.3ha は、その属する地域(F市)の農用地面積 53.3ha の過半数に満たない 28.7%であるにもかかわらず補助対象として認めている。ここで、県がE組織について補助金交付を認めた理由は、実施要綱とは別に、担当する農林政策課の運用があり、これに定める以下に記載する運用の内容に適合しているからである。なお、以下に記載の運用とされる要件は、交付要綱、実施要領ではなく、農林政策課担当班長から各地域振興局農林部農林企画課担当班長への連絡文書においてその内容が記述されているものである。

集落型営農法人の定義を次のとおりとした・・・・。

1集落あるいは複数集落を単位として、話し合いによる合意形成を基礎としながら、対象地域の全農家のうち概ね過半の参加、または、対象地域の水田の相当部分の面積集積を目標に、農業生産活動を実施する農業生産法人(1戸1法人を除く)

相当部分とは

- ① 集落、地域の農用地の過半をすでに集積していること
- ② 集落、地域の農用地の過半を集積する目標が定められていること
- ③ 集落、地域の生産調整面積の過半をすでに集積していること
- ④ 集落、地域の生産調整面積の過半を集積する目標が定められていること
- ⑤ 20ha 以上の農地をすでに集積していること

E組織が属する地域 (F市) の生産調整率は 35.5%であり、この地区の生産 調整面積は 18.9ha (53.3ha×35.5%) となっているが、E組織の平成 23 年度の 目標集積面積が 10.3ha であることから、この地区の生産調整面積の 54.4% (10.3ha÷18.9ha) となり過半数を超える目標となり、④の条件を満たすこと になるため、県は補助対象に認めたものである。

この内容は、運用としてであっても文書化されルール化されているものあって、県は交付要綱に取り込むことは可能であった。県は交付要綱に定めた要件に該当する申請者を補助対象とすべきであって、この運用の内容については正規の手続きにより要綱、要領に定め、採択要件を明確にすべきである。

30. 農地保有合理化事業費補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課			
根拠要綱等	秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱			
	· 農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱			
	・農地保有合理化促進事業実施要綱			
	担い手支援農地保有合理化事業実施要綱			
補助目的	農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有			
	合理化を促進する社団法人秋田県農業公社(以下この項			
	で「農業公社」という)の事業を推進する。			
主な補助対象者	農業公社			
補助対象経費	農地保有合理化促進事業費 ※1			
事業費の負担割合	① 事業に要した経費の 10/10 以内 ただしこのうち			
	・事業推進組織整備費については国が 6/10 以内を負			
	担する。			
	・農地保有合理化促進事業費については国が 1/2 以戸			
	を負担する。			
	② 事業に要した経費の 10/10 以内 ただしこのうち国			
	が 6/10 以内を負担する。			
	③ 事業に要した経費の 10/10 以内 ただしこのうち			
	・土地購入資金助成費(無利子事業)については国			
	が 7/10 以内を負担する。			
	・小作料前払資金助成費(一般タイプ)については			
	国が 6/10 以内を負担する。			
	・農業用機械・施設リース事業費については国が 1/2			
	以内を負担する。			

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一	203, 461	127, 374	98, 446

※1 平成21年度に実績のあった事業は以下のとおり

① 指導推進整備費のうちの事業推進体制整備費

農業公社と市町村段階、市町村公社等及び関係機関・団体等との連携体制の整備並びに農業公社の事業推進体制整備の強化充実及び市

町村公社等の事業推進体制整備等に要する次の経費

- 事業推進組織整備費
- 農地保有合理化促進対策組織体制強化費

② 業務費

農業公社が農地保有合理化促進事業及び担い手支援農地保有合理 化事業として行う農用地等の売買・賃貸業務並びに参入支援リース事 業及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務に 要する以下の経費

- 契約書及び許可申請書作成費
- 契約書及び許可申請書等関連資料作成費
- 登記申請費
- 登記関係証明費
- •諸税
- 金銭消費貸借契約費
- 対価小作料徴収支払関係費
- 財産管理費
- 測量費
- 通信費
- 旅費
- 年間計画樹立費
- 推進協議会開催費
- 資金回収事務費
- •信託 出資検討会費
- 農地管理業務費
- 委託契約印紙税

③ 事業費のうち

• 土地購入資金助成費 (無利子事業)

農業公社が平成14年度(長期育成タイプは平成12年度)までに 買い入れた農用地等の対価の支払に要する資金を借入金により調 達した場合の当該借入利息に要する経費

・小作料前払資金助成費(一般タイプ)

農業公社が農用地等の小作料の3から10年分の前払いに要す る資金を借入金により調達した場合の当該借入利息に要する経費

・農業用機械・施設リース事業費

農業公社が貸し付ける農業用機械・施設の借入に要する経費

(意見)

(1) 補助事業の効果の測定について

県は事業終了にあたり農業公社から補助事業等実績報告書(以下この項で「実績報告書」という)を徴求し事業の実績を把握しているが、その内容は要した経費の内訳の他、会議・打合せの回数、農地売買・賃貸の面積及び金額、農用地等買入等資金の貸付金額等、国の要綱である農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱に準じたものに留まっている。ここで、この補助金は農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を促進するために、これらの事業を行う農業公社に対して交付するものであるから、県が把握すべきはこの補助金交付によってどれだけ農業経営者の規模が拡大したのか、農地の集団化が進んだのかということであって、会議・打合せの回数などではないはずである。この補助金については投じたコストに対してどれだけの実績をあげることができたのかが問われるべきなのであり、少なくとも現在の実績報告書からはそれが見えてこない。

補助目的の達成状況として県が把握すべき数値は、例えば規模拡大案件については農業公社がかかわった前後の農地面積、集団化案件については集団化成立件数、前後の面積等結果を表す指標があるであろうし、この他、計画に対する実績及びその差の分析を求めることも効果の測定には有用である。現在の実績報告書にこのような情報を付け加えることや、別途報告を求める方法等入手の方法はあるだろうが、いずれにせよ県は、農業公社に対し、現在実績報告書に記載されている内容の把握の他、事業目的の達成状況についても報告せしめるべきである。

31. 大潟村方上地区関係補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課
根拠要綱等	秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱
補助目的	社団法人秋田県農業公社(以下この項で「農業公社」と
	いう) が所有する大潟村方上地区の土地改良区賦課金等
	の支払いに必要な経費に対して助成する。
主な補助対象者	農業公社

補助対象経費	土地管理費
事業費の負担割合	10/10 以内(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
冊列並領	9, 622	9, 360	9, 350

この補助金は、八郎潟干拓に際して農業公社が取得した土地に係る維持管理 費を補助するものである。農業公社が土地を取得した経緯は以下のとおりであ る(「国営八郎潟干拓事業方上地区(G工区)利活用について」秋田県 より)。

八郎潟の国営干拓事業による中央干拓地の干陸後、引き続き生産性及び所得 水準の高い農業経営を創設し、模範的な新農村を建設するため、農地、農村施 設等の整備が行われたが、昭和 44 年頃から米需給状況が供給過剰となり生産抑 制が講じられたことにより、昭和48年9月に当該基本計画が変更され、中央干 拓地の土地利用については農地 10,900ha、集落その他公共施設用地 1,600ha と され、方上地区(G 工区)は国立農業試験場等設置用地として位置付けられた。 しかし、この国立農業試験場は、昭和50年農林水産技術会議の結論を得て見送 りとなり、面的造成工事が行われず素地のまま残され、八郎潟新農村建設事業 が完了する直前の昭和 52 年 3 月に 560ha が県単独入植予定地として土地改良法 第 94 条の 8 の 2 に基づき秋田県農地管理公社へ配分された。配分を受けた後、 県では当該地区が未整備であることから、昭和52年度から県営干拓地内農地整 備事業によりほ場整備事業を進めたが、米の生産抑制下における開田抑制の課 題があり、玉川ダム水没農家 9 戸の入植予定地として 137.1ha の農地造成をし て売り渡した。しかし、畑作のみの入植が見込めないことから、残地について は面工事を行わないまま昭和 55 年度で事業を打切完了し、150ha は肉用素牛供 給基地用地として秋田県畜産農業協同組合連合会に売り渡し、252ha については 県営共同放牧用地として県が取得する計画を立て、昭和56年1月に土地改良法 第 94 条の 8 の 2 第 4 項により使用処分計画の変更承認を受けた。その後、昭和 57年3月に秋田県畜産農業協同組合連合会への売却は計画どおり実現したもの の、県営共同放牧用地については、周辺地域の肉用牛飼養状況等から現在まで 計画実施は実現に至らず、これ以外の新たな利活用方法も含め検討が行われて いる。

(意見)

(1) 土地利用の早期実現について

この土地については、昭和52年に国と県が締結した覚書により県の負担と責任のもと現農業公社に配分された。県は農業公社に対して農地の売渡しを前提に管理費等を貸し付けていたが、農業情勢等の変化もあり、平成14年度に補助金方式へ見直しが行われ、これが補助金を交付する理由になっている。即ち、この補助金は当該土地の利活用方法が定まらない限り今後も義務的に発生するものである。現在八郎湖の水質改善に向けた自然浄化施設の計画も検討中とのことであるが、いずれにせよ早期に利活用方法を決定する必要がある。

32. 就農促進サポート事業費補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課
根拠要綱等	秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱
	・就農促進サポート事業実施要領
補助目的	社団法人秋田県農業公社(以下この項で「農業公社」と
	いう)を就農支援資金の貸し付けや新規就農促進のため
	の総合窓口として位置付ける。
主な補助対象者	農業公社
補助対象経費	運営に関する経費
事業費の負担割合	10/10 以内(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	4, 760	3, 381	2, 853

(意見)

(1) 就農支援活動の事業量について

この事業のうち就農相談は、農業公社本所及び秋田県農業会議(以下この項で「農業会議」という)内の分室で行われている。このうち農業公社本所での就農相談については、専任の相談員が原則として週4日(月~木)相談対応にあたっているが、分室においては農業会議の職員が兼務する形で対応している。なお、分室での対応は就農相談者の訪問、電話による問い合わせがあった場合に農業会議の事務担当者が受付を行い、当日あるいは後日専任の相談員に取り次ぎを行い、専任の担当者が相談対応を行っている。また、農業公社本所において専任相談員が不在の場合は農業公社の職員が一旦対応し、後日専任の相談員に連絡し専任相談員が対応にあたっている。専任の相談員は年間約200日出勤し、こうした就農相談への対応のほか、就農相談会等での就農啓発活動や就

農支援資金の貸付関係事務、各種会議への出席等の業務に従事しているが、平成 21 年度の相談件数は延べ 80 件、40 人に留まっている。

本県は農業県であり、新規に農業への参入を希望する場合の相談窓口の必要性は認められる。しかし、現時点での専任相談員の稼働率は高いと言えるものではないことから、この稼働率を向上させる方向で検討を行うべきである。現在も行っている出前相談に合わせ、就農に成功した事例の公表、相談窓口の存在等の積極的なPRを行い、他県、特に首都圏からの就農希望者、就農に興味のある者を呼び込む施策を積極的に展開することも、この補助事業のさらなる有効活用には役立つであろう。

33. 農業近代化資金特別準備金補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課団体指導室
根拠要綱等	· 秋田県農業関係制度資金特別準備金交付要綱
	· 農業信用保証制度円滑化対策事業実施要綱
	秋田県農林水産部農林政策課団体指導室関係補助金
	等交付要綱 (以下この項で「交付要綱」という)
補助目的	近代化資金(※1参照)等所定の資金の融資について、
	適切な経営改善計画を作成した担い手に対して、原則と
	して融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依拠せ
	ずに確実に機関保証を行う制度の確立を図るため、農業
	信用基金協会が積み立てる特別準備金に対し補助を行
	う。
主な補助対象者	秋田県農業信用基金協会(以下この項で「基金協会」と
	いう)
補助対象経費	基金協会が行う以下の資金に対する特別準備金の積み
	立てに要する経費(「注」参照)
	① 近代化資金
	② 農業改良資金
	③ 就農支援資金
	④ スーパーL 資金
	⑤ 負担軽減資金
事業費の負担割合	「注」参照(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績

注:事業の負担割合は以下のとおりである。

(1) 近代化資金 (※1) の場合 以下で計算される額の 2/3

保証事故準備金必要額(前年12月末)(※2)

- 一) 前年度末準備金積立て額
- 一) 償却求償権回収額(前年4月~12月)
- +)特別準備金取崩額(前年4月~12月)
- (※1)「農業近代化資金助成法」(昭和 36 年法律第 202 号) 第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金
- (※2) 以下①~③の合計となる。
 - ① 前年 12 月末における保証残高のうち(独)農林漁業信用基金(以下この項で「信用基金」という)の保険に付してあるもの(この場合基金協会の保証負担額は 30%となる)については次の合計額
 - ・ 保証残高の 6/1000
 - ・ 融資機関が保証債務の弁済を請求できる期日(以下この項で「所定期間」という)を経過している保証残高の 10/100
 - ② 前年 12 月末における信用基金の保険に付してないものについては次の合計額
 - ・保証残高の 1/100
 - ・所定期間を経過している保証残高の33/100
 - ③ 求償権については次の合計額
 - ・前年 1 月から 12 月までに行った代位弁済に係る求償権 残高の 33/100
 - ・前々年1月から12月までに行った代位弁済に係る求償 権残高の67/100
 - ・3 年前の年の 12 月以前に行った代位弁済に係る求償権 残高
- (2) 農業改良資金(※3) 及び就農支援資金(※4) の場合 以下で計算される額

保証事故準備金必要額(前年12月末)(※2)

- 一) 前年度準備金残高
- 一) 償却求償権回収額(前年4月~12月)
- +)特別準備金取崩額(前年4月~12月)
- (※3)「農業改良資金助成法」(昭和 31 年法律第 102 号) 第 2 条に規定 する農業改良資金
- (※4)「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」 (平成7年法律第2号)第2条第2項第2号に規定する就農支援 資金
- (3) スーパーL 資金 (※5) 及び負担軽減資金 (※6) の場合 以下で計算される額の 2/3

保証事故準備金必要額(前年12月末)(※7)

- 一) 前年度積立額
- 一) 償却求償権回収額(前年4月~12月)
- +)特別準備金取崩額(前年4月~12月)
- (※5)「農業経営基盤強化資金実施要綱」(平成6年6月9日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達)第3に規定する農業経営基盤強化資金を、農業協同組合又は農業協同組合連合会が農林漁業金融公庫から貸付を受け、その貸付の目的に従い、かつ、その貸付と同一の条件で農業を営む又はその組織する法人に対して貸し付ける資金
- (※6)「農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱」(平成13年5月1日 付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知)第2に規定す る農業経営負担軽減支援資金
- (※7) 以下の①、②の合計となる。
 - ① 前年12月末における保証残高のうち信用基金の保険に付して あるものについては、その保証残高の6/1000
 - ② 前年12月末における保証残高のうち信用基金の保険に付されていないものについては、その保証残高の1/100

なお、基金協会の特別準備金及び対象となる保証債務、求償権の過去 3 年間

の推移は(表 33-1)のとおりであるが、基金協会の年度末の特別準備金はそれぞれ、保証事故準備金必要額(前年 12 月末)に当年 1 月から 3 月までの償却求償権回収額を加え、同期間における取り崩し額を減額した額が積み立てられている。

(表 33-1) 基金協会の特別準備金及び対応する保証、求償権の推移

(金額単位:千円)

	19 年度	20 年度	21 年度
年度末保証債務残高	4, 265, 528	4, 018, 835	3, 966, 629
年度末求償権残高	55, 916	55, 759	56, 496
合計	4, 321, 444	4, 074, 594	4, 023, 125
特別準備金前年度末残高	16, 162	31, 225	37, 130
期中増加額	15, 063	5, 904	6, 570
期中減少額	0	0	0
特別準備金年度末残高	31, 225	37, 130	43, 701

(指摘事項)

(1) 概算払の必要性について

県は当該補助金について基金協会に対し平成22年2月に概算払を行っているが概算払いを行った理由は以下のとおりである。

- ① 基金協会による債務保証は農業関係制度資金の円滑な融通に不可欠なものであるので、基金協会が保証事故の発生に備え保証事故準備金として 積み立てる特別準備金に県が積立金の一部を補助する制度が設けられている。
- ② 基金協会は年度末(3月31日)までに必要な特別準備金を積み立てていることになっており、県からの補助金は年度内に支払う必要があるため、概算払いを行うこととする。

これに対し、平成 22 年 3 月 31 日現在の基金協会の財務内容(貸借対照表)は(表 33-2)のとおりとなっている。

(表 33-2) (金額単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5, 926, 866	流動負債	2, 547, 120
内 現預金	5, 823, 357		

		固定負債	5, 456, 061
固定資産	7, 288, 361		
内 投資有価証券	4, 241, 748	保証債務	62, 831, 780
内 求償権	3, 030, 502		
内 求償権償却引当金	△640, 759	負債合計	70, 834, 962
保証債務見返	62, 831, 780	資本合計	5, 212, 045
資産合計	76, 047, 008	負債・資本合計	76, 047, 008

(表 33-1)を見てわかるように、平成 21 年度末における特別準備金の対象となる保証、求償権の合計は 4,023,125 千円となっているのに対し、上記貸借対照表記載のとおり基金協会の同年度末の財務は現預金だけでも 5,823,357 千円ある状況にある。このことから、基金協会は準備金の対象となる保証、求償権の全請求が行われたとしても応じることが出来るほど資金力があると判断することが出来、補助金の概算払がなくても資金面において影響を及ぼすものではなく、経営に何ら影響を与えない状態であったと言える。交付要綱によれば県はこの補助金に関し概算払を行うことが出来(交付要綱第8第2項、別表第2)、県はこの規定どおりに事務を行ったのではあるが、基金協会の財務内容を勘案すれば敢えて概算払を行う必要はなかったのである。県は概算払を行う場合には、補助金交付先の財政状況を慎重に判断しこれを行う必要がある。

(意見)

(1) 補助金交付の必要性について

基金協会における特別積立金の計上基準は既に記載したとおりであるが、この基準はもともと国の基準であったものである(平成16年度まで国、県とも1/3の割合の補助制度であった)。国がどのような経緯でこの料率を定めたのかは定かではないが、国からの補助制度が平成17年度に廃止された後も特別準備金の計上基準はそのまま受け継がれ現在もこの基準によって積立を行っているものであり、直近の過去データや将来の発生見込みから計算されたものではない。

基金協会の特別準備金は、過去3事業年度において積立が行われているが、 取崩は行われていない((表33-2)参照)。

なお、特別準備金の取崩が行われるのは以下の場合である。

- ① 求償権の償却を行う場合、当該求償権の額
- ② 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であるが、支払を受

けることが出来ない場合、当該費用

ここで、基金協会の平成21年度末の弁済能力比率は601%となっており、これは農業信用保険法に規定されている「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」(農業信用基金法第56条の2第1項、同条第2項、農業信用保険法施行規則第8条)が出される基準である200%を大きく上回る水準になっている。十分な弁済能力があり、また最近における取崩の実績がない状況であれば、このまま補助金を交付し続ける必要はなく、県は当該補助金について廃止の方向で検討を行うべきである。

3 4. 農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金

担当部課	農林水産部 農林政策課団体指導室
根拠要綱等	·秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱(以下
	この項で「補給要綱」という)
	·秋田県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領(以下
	この項で「取扱要領」という)
	・農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイ
	ドライン
補助目的	既往債務の償還に困難を来している農業者が負担軽減
	や経営の安定化を図るため、農業経営負担軽減支援資金
	(以下この項で「支援資金」という)に借換を行う場合、
	融資機関に対し利子補給を行うことにより、効率的かつ
	安定的な経営体の育成に資することを目的とする。
主な補助対象者	負債の償還が困難となっている農業者であって以下の
	要件を満たす者。なお、補助金は農業者に直接交付され
	るのではなく、支援資金の貸出を行っている金融機関に
	対して支払いが行われることになる。
	① 個人の場合
	(a) 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有する
	者であって、所定の経営改善計画を作成し、そ
	の確実な実行と支援資金の確実な償還が見込ま
	れること
	(b) 農業所得が総所得の過半を占めていること
	(c) 貸付けを受ける者が現に主として農業に従事し
	ており、かつ、将来においても主として農業に

	従事する見込みがあると認められること		
	(d) 現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能な		
	こと		
	② 法人の場合		
	(a) 上記①の(a)及び(d)の要件を満たすこと		
	(b) 当該法人の総売上のうち農業に係る売上が過半		
	を占めること		
補助対象経費	半年(1月1日~6月30日、7月1日~12月31日)毎		
	の約定ベースの融資平均残高(日積数で計算)に補給要		
	綱に規定する利子補給率(平成 13 年 5 月 1 日以降の貸		
	出から現在まで1.25%)を乗じた額(以下この項で「利		
	子補給金」という)		
事業費の負担割合	県 9/10、財団法人農林水産長期金融協会 1/10		

(金額単位:千円)

補助金額	19年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	18, 685	16, 276	13, 614

この利子補給金の額は、支援資金が約定通りに返済された場合の期中平均残高 に補給要綱において定めた利子補給率を乗じることにより算出される。県は補給 要綱において利子補給金の打切りの要件も定めているが、事業者がこの打切りの 要件に該当しない限り、事業者において元金利息の延滞が発生した場合において も、融資を行った金融機関からの請求に基づき、約定通りに返済されたことを想 定して算出された額が支払われることになる。

ここで、補給要綱で定められている打切りの要件は以下のとおりである(補給 要綱第8条)。

- ① 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- ② 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- ③ 借受者が借入を辞退した場合
- ④ 借受者がその借入金を目的以外に使用した場合
- ⑤ 借受者が農業経営を中止した場合

(指摘事項)

(1) 利子補給金打切り該当者の発生について

県は、融資を受けた事業者の償還状況についてシステム上で管理を行っており、延滞の発生、解消等の状況を把握している。なお、平成19年度上期からの

上下期末時点の延滞件数、金額は以下のとおりである。

<u>年</u>	度	延滞件数	(件)	延滞金額	(千円)
H19/_	Ŀ		19		33, 186
H19/	F		28		41, 407
H20/_	Ŀ		17		22,638
H20/	F		15		31,071
H21/_	Ŀ		7		10, 951
H21/	F		21		29, 735

ここで、平成21年度下期末において延滞が発生している事業者のうち長期延滞と判断される事業者は(表34-1)のとおりである。

(表 34-1) (金額単位:千円)

取扱金融機関	番号	実行日	融資額	約定期末残	期末延滞
金融機関A	930001	Н9. 11. 20	14, 130	2, 615	6, 424

上記事業者は、約定の年返済額1,265千円のところ延滞額が6,424千円(約5年分)発生している長期延滞事業者である。この事業者につき延滞発生の理由、経営改善計画の今後の実現可能性について県に調査を依頼したところ、この事業者は肉用牛繁殖業を営んでいたが平成13年度にBSE問題の影響による資金繰り悪化により飼育牛を売却せざるをえなくなり、平成20年度に破産・離農していたことが判明した。

取扱要領によれば、融資を行った金融機関は事業者が以下のいずれかに該当することを把握した場合、速やかに知事に届け出なければならない(取扱要領第2)。

- ①経営改善計画の達成が困難と認められた場合
- ②経営改善計画の事業を中止、又は休止したとき
- ③借入申込み、経営改善計画に重大な誤りがあったとき
- ④ その他経営改善計画の達成に著しい支障があると認められた場合

今回この事業者が資金繰りに窮し飼育牛を売却せざるをえない状況に追い込まれていたことは、融資を行っている金融機関Aは当然知っていたであろうことから、平成13年度の段階で上記の①又は④に該当するものとして県に報告を行うべきであったし、補給要綱第8条によって遅くとも平成20年度には利子補給金が打切りになることになるため、県への利子補給金の請求は行うべきでは

なかった。県は金融機関Aに対して利子補給金の返還を求める等、然るべき措置を行うべきである。また、支援資金の融資を行っている金融機関に対し補給要綱、取扱要領の内容を再度説明する等、制度の内容を熟知せしめるべきである。なお、金融機関Aは県に対し補助金110千円の返還を実行済みである。

(意見)

(1) 延滞者に対する県の関与について

現在、金融機関は自己査定を行っており個々の債務者の財務内容等を把握しているはずであり、取扱要領上も金融機関は支援資金を行っている事業者毎に特別指導員を配置し適切な指導を行うことになっている。指摘事項(1)に記載した事業者においては、自己破産に至ってもまだ県への報告が行われなかったが、これが早期の段階、例えば飼育牛を手放す前の時点で金融機関が県に相談していれば相応の対応が行われたことであろう。金融機関から報告がない場合においても、県は独自のシステムにより事業者の延滞発生状況を把握することが出来るのであるから、県の側から金融機関に対し積極的に延滞事業者の状況を報告せしめるようにすべきである。今回の指摘事項に限らず、延滞発生の初期において県と金融機関が協力して事業者の相談や指導を行うのであれば、延滞の解消に向けた解決策の策定に至る可能性は高くなる。元来支援資金の融資を受ける事業者は経営状況が芳しくない事業者なのであり、経営状態のよい事業者よりも破たんに至る可能性が高いのであって、より細やかな対応を行う必要がある。

35. 地籍調査費補助金

担当部課	農林水産部 農山村振興課		
根拠要綱等	地籍調査負担金交付要綱		
補助目的	一筆毎の土地について、その所有者、地番び地目を調査		
	し境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図		
	及び地籍簿に取りまとめ、地籍の明確化を図り国土利用		
	の高度化に資する。		
主な補助対象者	市町村		
補助対象経費	地籍調査事業に要する以下の経費		
	① 地籍調査		
	② 指導等事務費		
事業費の負担割合	①については国 1/2、県 1/4		
	②については国 1/2、県 1/2		

(金額単位:千円)

補助金額		19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	国	118, 690	116, 050	119, 750
	県	60, 095	58, 650	60, 500
	合計	178, 785	174, 700	180, 250

(意見)

(1) 地籍調査の進捗状況について

平成 21 年度の地籍調査の実施状況では、年度内に調査を実施したのは、調査対象面積 7,307.55 k ㎡の 0.2%程度の面積 20.1 k ㎡に留まっている。この地籍調査は秋田県では昭和 33 年から開始されているが、平成 21 年度まで累計の調査実施面積は 4,519.02 k ㎡となっており、進捗率は 61.8%となっている。残る 2,788.53 k ㎡に対して、平成 21 年度の実績を基に試算すれば今後 139 年、平成 22 年度計画 33.88 k ㎡を基に試算した場合でも今後 82 年かかることとなり、事業費についても年間の事業費を 200 百万円とした場合には前者で 27,800 百万円、後者の場合でも 16,400 百万円と長い年月及び多くの事業費がかかる計算になる。ここで、東北ブロックの地籍調査事業担当者会議資料によれば、他県の進捗状況は(表 35-1) のとおりである。本県は全国レベルでは進捗状況は平均以上のレベルにあるが、東北の他県と比べた場合やや遅れているのが現状である。

(表 35-1)

	進捗率(H21 年度末時点)
秋田県	61.8%
青森県	92.0%
岩手県	83. 1%
宮城県	87. 7%
山形県	48. 1%
福島県	60. 3%
東北平均	72. 2%

なお、平成 21 年 7 月度国土交通省土地・水資源局国土調査課の資料によると、平成 20 年度末の全国平均は 48.9% である。

国においても、地籍調査事業の進捗状況の遅れについては問題視されている。 これに対し国は、実施要領の策定等具体的な作業はこれからではあるが、国土 調査法及び国土調査促進特別措置法を平成22年3月に改正し、従来から可能で あった地籍調査の各工程管理を民間企業等に委託することに加え、検査等も含めた一括委託により、受託者が主体的に調査を行うことが出来るようにする等、この事業の促進策を講じている。

この事業は、今後も長い年月と多くの経費が予想される事業であり、県も多額の県費を投じることになる。県は市町村に対し、これらの国の促進策の積極的な活用等により地籍調査事業のさらなる推進を求めるべきであるが、同時に一般競争入札の導入の徹底等により事業費がより安価となる方法を採用することについても助言する必要がある。

3 6. 特定野菜価格安定事業費補助金 及び37. 秋田県園芸作物価格補償事 業費補助金

(特定野菜価格安定事業費補助金)

担当部課	農林水産部 流通販売課		
根拠要綱等	秋田県農林水産部秋田の食販売推進課関係補助金等交		
	付要綱		
補助目的	青果物の生産と消費を安定させるため、一定価格水準以		
	下(過去9カ年の市場価格の平均価格に0.8を乗じた額)		
	に下落した場合に国等の負担金を財源とし、生産農家へ		
	の価格補償制度の充実を図る。		
主な補助対象者	社団法人秋田県青果物価格安定基金協会(以下この項で		
	「基金協会」という)		
補助対象経費	すいか、生シイタケ、やまのいも、アスパラガス、えだ		
	まめ ※1		
事業費の負担割合	国 1/3、県 1/3、出荷団体 1/3 負担		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	8, 356	_	30, 393

(秋田県園芸作物価格補償事業費補助金)

担当部課	農林水産部 流通販売課
根拠要綱等	秋田県農林水産部秋田の食販売推進課関係補助金等交
	付要綱

補助目的	野菜・花きについて、補助金を交付するために積み立て		
	る交付準備金に対する助成		
主な補助対象者	基金協会		
補助対象経費	キャベツ、輪菊 ほか全28品目 ※1		
事業費の負担割合	県 4/10 全農・農協・市町村各 1/10 生産者 3/10		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州列並領	5, 786	5, 227	38, 616

※1 野菜の価格が下落した場合、価格安定基金から補給金が農家に対し支払われるが、減った基金と翌年の必要基金額との差額の県負担分が補助対象経費となる。

(基金協会による価格補償制度について)

基金協会による価格補償制度は、基金協会の設立当初、会員からの出資金を運用した運用益を基金協会の全ての事務費の財源とするスキームであったが、事業対象品目及び加入数量の増減対応と補償の充実を図るため、昭和56年度より交付準備金造成方式に移行し、足切のない完全補償制度となった。しかし、市場金利の低下が長期化し、管理運営費に当てる予定であった運用益が減少したため、基金協会としても常勤役員の廃止、専従職員の退職等経費の抑制を行ったが、平成21年度の決算では、運用益収入13,685千円に対し、人件費20,068千円と、運用益だけでは基金を管理する基金協会の管理費さえもまかなえない状態となっている。なお、設立当初は、青果の秋田県園芸作物価格補償事業(以下この項で「園芸作物」という)及び果実が対象であったが、その後特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(以下この項で「特定野菜制度」という)が加わっている。ここで、平成21年度の基金協会の収支状況は(表36-1)のとおりである。

(表 36-1) (金額単位:千円)

事業活動収入		青果(園芸作物、 特定野菜)		果実	合計	
E	事業活動収入					
	HII.	事業収入		206, 504	12, 605	219, 110
		交付準備金収入	※ 2	206, 504	59	206, 564
		補助金収入			12, 546	12, 546

1 1	AL.			
	他		0	0
î	管理収入	31, 808	4, 207	36, 016
	基本財産等運用益	12, 806	878	13, 685
	事務費補助金等	3, 447	3, 329	6, 776
	事務費負担金	15, 555	0	15, 555
î	슬 計	238, 313	16, 813	255, 127
事	業活動支出			
1	事業費支出	103, 536	12, 584	116, 121
	補給金	88, 019	38	88, 058
	交付準備金返戻金	15, 517	0	15, 517
	補助事業費	0	12, 546	12, 546
î	管理費支出	23, 676	4, 185	27, 862
	人件費	19, 268	800	20, 068
	旅費交通費	253	609	862
	業務費	936	1, 357	2, 293
	租税負担金	61	91	153
	施設費	3, 156	1, 326	4, 483
î		127, 213	16, 770	143, 983
事	業活動収支差額	111, 100	43	111, 143

※2 交付準備金収入の内訳は(表 36-2)のとおりである。

(表 36-2) (金額単位:千円)

補助金の名称	交付者	交付額
	秋田県	38, 616
	JA 全農	9, 541
秋田県園芸作物価格補償事業費補助金	市町村	8, 151
	農業協同組合	12, 717
	生産者	42, 712
	合計	111, 738
	秋田県	30, 393
特定野菜価格安定事業費補助金	農畜産業機構	18, 588
村足野米Ш恰女足事未負佣功並	生産者	45, 784
	合計	94, 766
合 計		206, 504

このように、基金協会の管理費に充てる財源が不足していることから、平成21 年度には基本財産の少ない果樹会計において中央果実生産出荷安定基金協会から事務費補助を受けている他、受益者で構成される J A の代表者等による会議で了承のうえ、生産者からも管理費に対して 15,555 千円の負担を求める状態までになっている。県からは、事務費に対する補助は行っておらず、価格補償の財源である交付準備金に対する補助のみであるが、基金協会設立後に特定野菜制度の追加、対象品目の追加による事務量の増加、金利の低下等の社会情勢の変化により、制度設立当初に予定していた出資金の運用益を価格補償の一部に組み込むことは出来なくなっており、結果として県からの補助金を減らす効果は発生していないのが現状である。

(意見)

(1) 交付準備金の有効性について

基金協会は野菜生産出荷安定法により、価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金(以下この項で「準備金積立額」という)を「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」(昭和51年11月9日付け51食流第6096号 農林水産省食品流通局長通知 なお、最終一部改正 平成21年3月31日付け生産第8742号 農林水産省生産局長通知)に基づいて決定された単価に交付予約数量を乗じた金額まで積み立てることが求められている。具体的には、前期末の準備金積立額から当期の補給金交付額を差し引いた残高と期末に計算された準備金積立額との差額を交付準備金として積み立てることになる。この事業における交付準備金の造成は、各団体の負担割合が定められていることから、基金協会では交付準備金の拠出者毎に準備金積立額等を管理しており、平成21年度末の県による特定野菜価格安定事業にかかる積立額は157,535千円、秋田県園芸作物価格補償事業にかかる積立額は103,424千円となっている。

ここで、過年度の県の補助金や生産者の負担金などで資金造成された交付準備金に対し、実際に支払われた補給金交付額を比較するとその交付割合は(表 36-3)のとおりとなっている。

(表 36-3) (単位:千円)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平均
① 交付準備金					
特定野菜交付準備金	391, 232	374, 680	288, 350	318, 882	343, 286

園芸作物交付準備金	475, 866	451, 406	389, 194	461, 630	444, 524
② 補給金交付額					
特定野菜補給金	49, 371	47, 427	121, 704	55, 765	68, 567
園芸作物補給金	48, 112	24, 510	69, 700	32, 254	43, 644
交付率 (②÷①)					
特定野菜補給金	12.6%	12. 6%	42. 2%	17.4%	19. 9%
園芸作物補給金	10. 1%	5.4%	17. 9%	6.9%	9.8%

交付準備金制度は、野菜等の価格低落時の不測の事態に対応するためのもの であり、平成 15 年度において、特定野菜補給金で 280,000 千円、園芸作物補給 金で 406,000 千円を交付した実績があり、天候不順等の不測の事態に備えると いう制度目的にかなう働きを果たしたことがあることは事実である。しかし、 (表 36-3) からも判るように、平成15年度のような特異な年度はともかく、 通常は補給金として生産者に交付される額よりはるかに多い額が交付準備金と して基金協会に拠出されている。最近4年間の平均で計算すれば、県による特定 野菜価格安定事業にかかる積立額は現在の残高 157, 535 千円に対し 31, 349 千円、 同じく秋田県園芸作物価格補償事業にかかる積立額は 103,424 千円に対し 10,135 千円あれば足りたことになる。これは、野菜等の価格が安定している通 常年度では補助金が有効に活用されていないということを意味するものであっ て、県の財政状況に鑑みれば、現在の基金協会に資金を一括で積み立てる方法 よりも、過去の交付状況を加味して一定の資金を積み立てておき、価格が一定 水準以下に下落することになった年度に追加で必要額を支払うという方法で対 応したほうが、補助金により造成される資金を無駄に寝かせておくことはなく なり有効に活用できることとなる。県の負担することになる積立額の造成方法 の見直しを行い資金が有効に活用できるように、県は交付金の造成方法につい ての見直しを国に求めるべきである。

38. あきたの水田農業チャレンジ対策事業費補助金

担当部課	農林水産部 水田総合利用課
根拠要綱等	秋田県農林水産部水田総合利用課関係補助金等交付

	要綱		
	・あきたの水田農業チャレンジ対策事業実施要領		
補助目的	米政策改革が目指す「米づくりの本来あるべき姿」の実		
	現を図るため、地域自らによる新たな水田農業ビジョン		
	の構築と、これに基づく実践活動を支援する。		
主な補助対象者	地域水田農業推進協議会(以下この項で「協議会」とい		
	う)等		
補助対象経費	あきたの水田農業チャレンジ対策事業に要する以下の		
	経費		
	1. 地域チャレンジプラン策定事業		
	① 地域チャレンジプランの策定に必要な各種推進		
	活動		
	② 地域水田農業ビジョンの再編に必要な各種推進		
	活動		
	③ 地域における新たな水田農業の構築に向けた推		
	進体制の確立		
	2. 地域チャレンジ支援事業		
	① 「新たな担い手の育成・確保」の推進		
	② 「戦略作物の産地づくり」の推進		
	③ 「売り切る米づくり」の推進		
	④ 「種子生産計画ビジョン」達成に向けた実践活		
	動(水稲)		
	⑤ 新たな指定種子生産ほ場の育成・確保の推進(大		
	豆)		
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	79, 000	52,000	26, 000

(意見)

(1) 補助対象経費としての宿泊費について

この補助事業において県は、宿泊費についてそれぞれの事業主体の基準による額を補助対象経費として認めている。例えばA水田農業推進協議会が事業主体で行った平成20年10月2日、3日寒河江市で行われた「えだまめ先進視察用務」に参加したB他2名に対する各日当4千円、宿泊費12千円、合計48千円

の定額支給(全額補助対象経費として認められている)を認めている一方、C水田農業推進協議会が事業主体で行った平成20年7月25日、26日上尾市で行われた「大玉西瓜消費宣伝会」に参加したD他3名に対しては各宿泊料実費6千円、合計27千円(なお、補助事業対象として認められたのはこのうち20千円)となっている。なお、東北地方においては、通常仕事で宿泊する場合1泊の宿泊料金が10千円以内が大半であるものと思料される。それぞれの事業主体によって規定を設けているのは当然のことであるし、その内容に差があることについてはここで問題にするものではないが、補助対象経費である以上、その金額については県民の納得がいくものである必要がある。

補助対象の経費である以上、上限を設けることはかまわないが、原則は実費とするよう県は指導すべきである。

39. 数量調整円滑化推進支援事業費補助金

担当部課	農林水産部 水田総合利用課		
根拠要綱等	•秋田県農林水産部水田総合利用課関係補助金等交付要		
	網		
	・数量調整円滑化推進事業実施要領(以下この項で「実		
	施要領」という)		
補助目的	米政策改革大綱を踏まえ、需要に応じた米の生産及び需		
	要と価格の安定に資するため、米の生産調整にかかる事		
	務を円滑に実施する。		
主な補助対象者	市町村		
補助対象経費	以下の業務を行うに当たり要する謝金、旅費、庁費、委		
	託費、助成費		
	① 生産調整方針の作成等に関する指導・助言		
	② 生産調整方針の適切な運用のための指導・助言		
	③ 水稲生産実施計画書の作成等		
	④ 生産調整の実施状況の確認		
	⑤ 水稲生産実施計画書の電算処理		
	⑥ 有機栽培等の実証ほ場の設置		
事業費の負担割合	予算で定める額 (全額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	47, 537	34, 000	17,000

(指摘事項)

(1) 実績書の実施要領への準拠の必要性について

市町村は補助事業終了後、県に数量調整円滑化推進支援事業実施実績書(以 下この項で「実績書」という)を提出することを求められている。この実績書 はあらかじめ様式が定められており、そこには実施要領に定義されている「生 産調整方針の作成等に関する指導・助言」といった補助対象となる 6 つの業務 区分に対し、①謝金、②旅費、③庁費、④委託費、⑤助成費の 5 つの経費区分 毎に実績額が記載されるようになっている。このうち⑤助成費は、生産調整に 関し実施する事務に要する経費(①から④に限る)を、市町村及び地域水田協 議会会長が助成する場合にその助成に要する経費を対象とするものであり、市 町村等から助成された事業者も県の定める様式により①から④の区分により実 績書を作成すべきであるが、様式に従わず自ら区分を設けて実績書を作成して いる場合がある。例えばA水田協議会から助成を受けた事業者は、全ての経費 を「事務費」という区分を設けて処理しており、それらの経費が実施要領で認 められるものなのか判りづらい記載内容となっている。これに対し県は一部の 地域において県の定めた様式を実態に合わせて手を加えたものであり容認しう るものとしているが、あらかじめ定義された費用区分に整理して実績書に記載 することは、県のチェックも行いやすくするものであり、市町村としても当該 経費が補助対象経費として認められるものであるかセルフチェックが行えるこ とになる結果、補助金の適正な執行に繋がる重要な作業である。県は市町村に 対し記載方法の徹底を指導すべきである。

(2) 実績書の記載と対象経費の支出の妥当性について

県は、市町村による実績書提出の後、経費が適正に執行されているかについて検査を行っている。この内容は経理検査報告書や添付される支払明細によって把握することができるが、支払明細上、対象経費の支出等の妥当性について検討が必要な経費がある。

① 対象経費の額の妥当性の検討が必要な経費

A市 消耗品費 (庁費) 平成 21 年 11 月 20 日支出 41 千円

この取引は複写機維持管理 10 月分とされているが、複写機維持管理費は この月に記載されているのみであり、他の月の分は記載されていない。補助 対象となる業務は 10 月においてのみ行われているものとは考えられず、こ の記載内容は不合理である。これに対し県は、A市はこの複写機を補助対象 事業のみに使用しているのではないことから、経理処理を簡素化するため 10 月分の一部をこの事業からの支払いとしているものであり、これを県と しても認めているとしている。

しかし、この金額の算定根拠は何もないことから、補助対象としての支出額を恣意的に記載することが可能であり、これを認めることには問題がある。この補助金は県民の税金が原資であることに鑑みれば、その管理は厳正に行うべきなのであって複写機が複数の事業で使用されていたとしても原則的には個々の事業毎に管理、使用量を把握すべきである。しかし、実務上それが煩雑であり、かえってコストを要するようであれば、予め県、市で合意のうえ各事業毎の配分率を決め、当該配分率により算出する等の方法も採りうるであろう。また、使用する用紙の購入実績は事業毎に把握しているのであるから、これを基準に算出する方法もある。県は、事実を反映した金額をもって実績書を作成するように指導すべきである。

② 帰属年度について検討が必要な経費

B市 消耗品費 (庁費) 平成 22 年 3 月 26 日納品 54 千円

この取引の内容はコピー用紙 A4 7箱 8千円、A3 6箱 14千円等の事務用消耗品であるが、補助対象事業年度である 21 年度末まで数日しかないことから、当年度に使用する消耗品であるとは考え難く、次年度に使用するものであると思われる。この年度の最初の消耗品購入も平成 21 年 10 月 27 日となっていることから、従来から年度末に大量購入を行っているようであるが、本来それは翌年度に購入すべきものであって、これでは予算消化のための購入と解さざるをえない。このような年度末近くの物品の調達は他の市町村にも見受けられる。

C町 平成22年3月26日(決済日) リングファイル 30千円、のびーるファイル 50千円3月31日(決済日) 窓付封筒 101千円

県の財政が厳しい中、このように県の補助金が充てられた資金での年度末の 大量購入を県は認めるべきではない。県は市町村に対し、経費の使用について 適時に行うよう指導すべきである。

40. 秋田米総合支援対策事業費補助金

担当部課	農林水産部 水田総合利用課			
根拠要綱等	·秋田県農林水産部水田総合利用課関係補助金等交付要			
	綱(以下この項で「交付要綱」という)			
	・秋田米総合支援対策事業実施要領(以下この項で「実			
	施要領」という)			
補助目的	「安全・安心」や「おいしさ」等の消費者ニーズに対応			
	した米づくりを進め、市場における秋田米のシェアを拡			
	大するために、地域オリジナル米づくり支援プロジェ			
	トに要する経費の補助を行う。			
主な補助対象者	市町村、農業協同組合等			
補助対象経費	地域オリジナル米づくり支援プロジェクト(地域ビジョ			
	ン支援プラン推進事業、地域オリジナル米条件整備事			
	業)			
事業費の負担割合	国 1/2 以内、県 1/3 以内			

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	11, 735	16, 495	37, 870

この補助金は、地域オリジナル米づくり支援プロジェクトを対象に交付される。ここで実施要領によれば地域オリジナル米づくり支援プロジェクトは地域ビジョン支援プラン推進事業と地域オリジナル米条件整備事業で構成され、これらはそれぞれ以下の事業となっている。

(地域ビジョン支援プラン推進事業)

各地域水田農業ビジョンの達成に向け、各地域振興局が毎年度、次により「水田農業ビジョン支援プラン」(以下「支援プラン」という)を策定し具体的な対策を講ずる。

① 支援プランの必須取組として、高品質米の生産拡大、環境にやさしい 技術普及拡大、直播栽培の拡大に取り組むこととし、効果的な推進を 図るため、高品質米重点推進地区、「あきた eco らいす」モデル地区、 直播栽培濃密指導地区をそれぞれ設定し具体的な目標を掲げ、その達 成に向け濃密指導を行う。

- ② 直播栽培の拡大にあたっては、地域振興局ごとに「直播推進員」を委嘱し直播栽培技術の濃密指導を行うほか、地域における直播栽培の課題を解決し安定生産を図るための「直播実証ほ」を設置する。
- ③ 支援プランの選択取組として、各地域水田農業ビジョンの中から特徴 的な米づくりをピックアップし、各地域水田農業協議会の具体的な対 策や手法を支援する。

(地域オリジナル米条件整備事業)

農業協同組合等が水田農業ビジョンに基づき独自の米づくりを進めるため に必要とする共同利用施設や機械等について、強い農業づくり交付金等の活 用を図り計画的な整備を行う。

(指摘事項)

(1) 交付要綱・実施要領について

この補助金を使用して行われた事業のうち、A市のB法人に対して交付された補助金2,560千円(事業費は5,376千円)は、遠赤外線乾燥機2台(共同乾燥調製施設における機器及び付帯設備の整備)の購入に充てられている。ここで、この乾燥機購入にあたりB法人では臨時組合員総会を開催し、総会での承認を得たうえで購入を決定しているが、その議事録には「今回導入する乾燥機は汎用の乾燥機であり、将来的には稲作にも取り組みたいと考えている」という記録があり、主に米以外の乾燥のために購入されたことが明らかである。この補助金の対象となる事業は地域オリジナル米づくり支援プロジェクトであり、あくまで米づくりが対象なのであって、この補助金交付については交付要綱、実施要領(以下この項で「交付要綱等」という)に記載された内容と齟齬が生じている。

本件について県は、

① A市地域水田農業ビジョンにおいて、大豆については、「本市農業においてこれまで培われてきた稲作技術を生かした「米づくり」を農業経営の柱としながらも、大豆を中心とした土地利用型作物 - (中略) - を重点作物として位置付け作付け拡大するとともに、団地化や土地集積等大規模栽培に誘導を図ることにより、効率的かつ安定的な農業経営の実現と産地づくりに向けた取り組みを推進する。」とされており、また、その生産については、「地力を維持するためのブロックローテーション(注:面的なまとまりで、数年毎に水稲と大豆の作付を交換すること)体系の確立や適期栽培管理の実施を図り、実需者が求める高品質・安定生産を推進する。」とされて

いる。

- ② 秋田県の水田作については、平成22年産において主食用米の作付可能面積が水田面積の63.3% (いわゆる転作率が36.7%)であり、転作を実施しながら水田農業ビジョンに基づき米づくりを行うためには、A市に限らずほとんどの市町村において、大豆の作付が必要不可欠であることから、水田作における米づくりは大豆の生産振興と一体の関係にある。
- ③ 本事業は、水田の利活用、すなわち米づくりを進める上で必須となる土 地利用型の転作作物(本件においては大豆)を含めた水田農業全体の総合 的な利用を図る上で必要とする機械・施設を対象にしているものである。

と整理していることから本件の対象が大豆であっても補助事業に該当するものと取り扱っているが、現在の実施要領からこれをくみ取ることは困難である。確かに実施要領には「水田農業ビジョンに基づき」という文言は記載されているが、あくまで「水田農業ビジョンに基づき独自の米づくりを進めるため」という記載になっていることから、米づくりを対象にした制度と解釈するのが一般的であり、現在の実施要領を見る限り、米以外の大豆をこの補助事業の対象としていると読むことは難しい。この補助制度の趣旨が上述したとおりであり、米以外の作物も対象とするのであれば、その趣旨を反映する形で交付要綱等を改正すればよいのであって、県はルールである交付要綱等の改正を行ってから米以外の作物を対象とすべきであった。県は、事業の趣旨が正確に理解されるよう交付要綱等を改正する必要がある。

41. 自衛防疫強化対策事業補助金

担当部課	農林水産部 農畜産振興課		
根拠要綱等	秋田県農林水産部農畜産振興課補助金等交付要綱		
補助目的	社団法人秋田県農業公社(以下この項で「農業公社」と		
	いう)が行う家畜伝染性疾病の自主的な予防措置に助成		
	し、安全な畜産物の生産出荷の指導を強化する総合的な		
	自衛防疫の普及強化に資する。		
主な補助対象者	農業公社		
補助対象経費	自衛防疫強化対策事業		
	家畜における伝染性疾病の発生を未然に防止するため、		
	組織的な予防接種経費に対して助成する。		
	① 牛伝染性疾病予防対策		
	牛伝染性鼻気管炎、牛アカバネ病の予防接種の実施		

	② 豚伝染性疾病発病予防対策
	豚丹毒の予防接種の実施
	③ 鶏伝染性疾病発生予防対策
	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎の予防接種の
	実施
事業費の負担割合	定額(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	3, 453	2, 131	1, 219

(意見)

(1) 補助金の予防接種普及啓発への効果について

この補助事業は、発生したときに畜産事業者に与える影響が大きい伝染病に対し、予防接種の効果を維持するため畜種の 70%をカバーするよう補助対象が設定されている。

平成21年度農業公社の1頭当たりの接種手数料及び補助単価は(表41-1)のとおりである。補助単価は実際の接種手数料のおよそ4/100と接種手数料に対する補助金の占める割合が低いため、この補助金の予防接種普及啓発への効果は低いものと言わざるをえない状況である。

(表 41-1) 平成 21 年度農業公社の1頭当たりの接種手数料及び補助単価 (金額単位:円)

	牛伝染性	牛アカバネ病	豚丹毒	ニューカッスル病
	鼻気管炎			鶏伝染性気管支炎
接種手数料	2, 040	1,660	160	0.96
補助単価	68	61	5	0. 039

また、補助対象である農業公社の平成 21 年の自衛防疫強化対策事業の収支状況は (表 41-2) のとおりである。

(表 41-2) (金額単位:千円)

事業収入	42, 298
事業費	34, 860
事業収支	7, 439

上記からは、事業収支 7,439 千円は補助金 1,219 千円を十分にカバーしきれる水準にあり、さらに、農業公社の平成 21 年度末の貸借対照表総括表によれば現金預金 328,649 千円、投資有価証券 299,100 千円の残高がありこの補助金がなくても資金的に問題ないものと判断される。しかし、この事業費には農業公社においてこの事業に携わる職員 2 名の人件費は含まれておらず、この人件費を加味したうえで補助金の廃止の是非を検討する必要がある。なお、この職員は、予防注射の普及開発会議の開催、ワクチン消耗品等の発注や購入・支払い、ワクチン接種手数料の徴収の取りまとめ(実際の徴収は、4 家畜自衛防疫協議会、7 農協に委託している)、獣医への技術料の支払い、予防注射頭数の取り纏め、委託先との連絡調整等の業務の他、補助対象事業以外の業務も行っているが、その人件費についてそれぞれの業務の負担すべき額の把握は行われていない。県は合理的な基準により按分せしめ、この補助事業にかかる額を把握したうえで、補助金の存続について検討を行うべきである。

42. 優良雌牛導入促進事業費補助金

担当部課	農林水産部 農畜産振興課家畜生産対策室		
根拠要綱等	·秋田県農林水産部農畜産振興課補助金等交付要綱(以		
	下この項で「交付要綱」という)		
	・優良雌牛導入促進事業実施要領(以下この項で「実施		
	要領」という)		
補助目的	地域における計画的かつ効率的な繁殖雌牛の改良と増		
	頭を促進し、もって優良雌牛資源の維持増大に資する。		
主な補助対象者	市町村、農業協同組合、家畜改良団体等		
補助対象経費	優良雌牛認定基準に合致した繁殖素牛を自己の増頭計		
	画に基づき計画的に導入または保留した農業者に対し、		
	補助対象者が促進費を交付する場合の当該経費		
事業費の負担割合	補助対象経費の 1/2(1 頭当たりの上限額 40 千円)(全		
	額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
畑 切 並 (3,000	2, 680	2,000

(意見)

(1) 保留年数の実施要領への記載について

実施要領では、補助金の交付対象牛については台帳によって繁殖及び子牛出荷成績を整理保存することとされているが、繁殖素牛の導入後の保留年数については明確に規定されていない。これに対し県は、財務省が定める繁殖雌牛の耐用年数である6年までは保留することを指導しているとのことである。しかし、補助金の交付を受け繁殖素牛を購入しても早期に売却されるのであれば、優良雌牛の維持増大という補助目的の効果を失うことになるのであって、県民の税金が原資である補助金を有効に使用したことにはならない。補助金の交付対象牛については、既に台帳で繁殖及び子牛出荷成績を整理保存することとなっており、現在飼育されている素牛の購入履歴は判るのであるから、県は保留年数を定めておくべきであった。なお、この事業は平成21年度で終了しており、これから交付要綱、実施要領等に規定化することは出来ないが、補助金が有効に活用されていることを確認するため、県は補助対象となった優良雌牛の保留状況について追跡調査を行う必要がある。

43. 水土里直播支援事業費補助金

担当部課	農林水産部 農地整備課
根拠要綱等	· 秋田県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱
	(以下この項で「交付要綱」という)
	自給力向上基盤強化事業(水土里直播支援)実施要領
	(以下この項で「実施要領」という)
	自給力向上基盤強化事業(水土里直播支援)実施要領
	の運用(以下この項で「実施要領の運用」という)
	自給力向上基盤強化事業(水土里直播支援)実施要領
	及び運用に係る質疑応答(以下この項で「質疑応答」
	という)
補助目的	農地の生産力を最大限に発揮するため、水稲直播栽培に
	必要な簡易なほ場整備や、未利用水田を含めた耕作放棄
	地等の活用に向けた取組を支援する。
主な補助対象者	市町村、土地改良区、農協、地域水田農業推進協議会
補助対象経費	水土里直播支援事業
事業費の負担割合	10a 当たり 10 千円(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	_	_	17, 420

(指摘事項)

(1) 補助金交付要件の厳守について

この事業を行うに当たって事業者が要請される要件は以下のとおりである。

- ① 水稲直播栽培実施のため簡易な条件整備工事等を実施すること
- ② 水稲直播栽培面積が、目標年度の平成23年に比べ水稲作付面積の10% 以上となることが見込まれること
- ③ 水稲直播栽培面積が、基準年の平成 20 年に比べ概ね 30a 以上増加すること
- ④ 事業実施前年度において生産調整を実施し、かつ事業導入後も引き続き実施することが見込まれること(以上 実施要領第4)

上記要件を満たした場合に、水稲直播栽培を新たに導入し、拡大した面積(増加面積)に応じ、事業の実施に要する経費が10a当たり10千円以上の場合に10千円の補助金が交付される(実施要領第7)のであって、10a当たり経費が10千円未満の場合には補助事業の対象外となる。これに対して、県は増加面積と実際にかかった経費について、補助を行った事業者より事業完了時に水土里直播支援事業完成確認書を徴求し、この条件を満たしているかについて確認を行っているが、(表43-1)に記載する事業者も補助対象として認めている。

(表 43-1)

(面積単位:a、金額単位:千円)

交付先	経営体名	増加面積	助成対象面積	10a 経費
A水田農業推進協議会	A氏	30	20	11

この経営体の増加面積は30aであり、それに要した経費が22千円であるから、増加面積10a当たりに要した経費は7千円となる。従って実施要領に規定する条件を満たさず、本来補助金交付の対象にはならない。しかし県は助成対象面積(通常は増加面積と一致する)を計算上20aとし、この助成対象面積20aで計算し10a当たり要した経費が11千円となるとして当該経営体を補助対象に加えている。なお、20aとした場合、上述した要件③を満たさないことになるが、それにもかかわらず補助対象として認められている。これは、要件③に関し、条件不利地域(過疎、特別豪雪地域など)の場合は概ね20a以上の増加で認める旨の規定が実施要領の運用があり、当該経営体はこの条件を満たすことになるからである。

増加面積 10a 当たりに要した経費の計算を 30a ではなく 20a で行うことにつ

いて、県は、質疑応答において「増加面積の一部を控除して、事業面積当たり経費を算出することは可能」という運用が認められており問題はないとしている。しかし、質疑応答で定めるこのような運用は、実施要領の規定に従うものではないと言わざるをえない。けだし、増加面積を少なくする方向に調整できるのであれば、経費が10千円以上かかった事業の全てを補助対象とすることが可能となり、面積の要件を定めたことと矛盾することになる。加えて、質疑応答は平成22年2月25日に改定されたものであって、本来この時期に改定されたルールは次の年度から適用すべきであって、平成21年度の事業に適用すべきではない。県も努力している経営体には支援を行いたいということであろうが、補助金の原資は県民からの税金である。質疑応答に記載されたような運用を行うにしても、交付要綱、実施要領と矛盾のないように規定間で整合性を計ったうえで事務の執行を行うべきである。

44. 森林整備活性化造林事業費補助金

担当部課	農林水産部 森林整備課
根拠要綱等	秋田県林業関係補助金等交付要綱
補助目的	日本政策金融公庫の森林整備活性化資金 (無利子) を借
	り入れるための条件である県からの支援義務を満たす
	ため
主な補助対象者	財団法人秋田県林業公社(以下この項で「林業公社」と
	いう)
補助対象経費	森林整備活性化資金を活用して実施する対象事業費
	森林整備合理化計画の認定を受け、日本政策金融公庫か
	ら森林整備活性化資金の貸し付けを受けた者が行う造
	林補助事業の実施に要する経費に対して補助
	• 公的森林整備推進事業
	• 流域育成林整備事業
	· 農業用水源地域保全整備事業
	漁場保全関連特定森林整備事業
事業費の負担割合	査定事業費の 0.3/10 (全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	5, 272	5, 445	5, 444

(意見)

(1) 将来の損失発生の可能性について

当該補助金は、林業公社が、日本政策金融公庫から資金を借り入れるために 必要とされるものであるが、林業公社の財務状況は、日本政策金融公庫(以下 この項で「金融公庫」という)からの借り入れも含め、(表 44-1)に記載のよ うに多額の借入金を計上している状況にある。また、当該補助金による支援の 他、金融公庫からの借入金には県が保証を行ってもいる。

(表 44-1) (単位:百万円)

	H19 年度末	H20 年度末	H21 年度末
短期借入金	3, 484	3, 483	_
公庫借入金 (一年以内返済予定)	248	310	317
県長期借入金	17, 515	18, 044	22, 085
公庫借入金	13, 084	12, 798	12, 501
合計	34, 332	34, 637	34, 903

上記の借入金は、資産に計上されている分収林勘定 41,384 百万円(平成 21 年度末残)が簿価で売却されれば解消できる計算ではあるが、分収林勘定はあくまで原価で記帳されており、いくらで売却できるかといった時価ではない。実際に木材が売却出来るような生育状態となり、売却を行った場合に利益が出る可能性はあるが、これまでの木材価格の推移に鑑みれば損失が出る可能性が高い。仮に、損失が発生し林業公社の借入金が返済できない状況に陥った場合には、県の直接融資は回収不能となり、林業公社が金融公庫から行っている借入についても県が肩代わりを行う必要に迫られるなど、多額の負担が県に発生することになる。この補助金は、金融公庫の森林整備活性化資金を借り入れるための条件となっており、この補助金がなければ林業公社は森林整備活性化資金の借入を行うことができないが、県がこの補助金を交付するのは、林業公社が破たんすることなく、今後も継続して事業を展開できることが前提となるのであって、この前提を満たさないのであれば、この補助金に効果を認めることはできない。また、実質的に林業公社の延命のためにこれを交付する場合も同様である。

これに対し、林業公社は原則 5 年毎に長期経営計画を策定することにしているが、この長期経営計画において分収造林事業が終了する平成 95 年度末までの収支の見込みを明らかにしている。現在適用されている計画は平成 19 年度に作成された平成 20 年度から平成 95 年度までの第 8 次長期経営計画(以下この項で「8 次計画」という)であるが、この計画は有識者で構成される秋田県林業公

社経営検討委員会により検証された経営方針を反映して作成されている。この 8 次計画によれば、県の林業公社に対する貸付金の無利子化(改善額 341 億円) や、分収割合の変更(同 49 億円)、分収林契約期間の延長等(同 140 億円)といった施策により、最終年度である平成 95 年度末において 69 億円の黒字(最終収支)が見込まれている。また、林業公社は 8 次計画の策定後、毎年、木材価格等主な因子の変動による収支も試算しているが、平成 22 年度の試算によれば、最終年度の収支は 21 億円の赤字となっている。木材価格は 8 次計画策定時から一時期上昇したこともあるが、一般的に国内の木材価格は木材需要の低迷等により下落傾向にあると言われている。また、最近の円高基調は木材輸入の誘導因子となり国内の木材価格によい影響は与えないであろう。

他県でも、青森県の場合は全ての木の伐採が完了する平成68年に借入金の返済に充てる財源が313億円不足すると公表しており(「社団法人青い森農林振興公社の抜本的な経営改革について」(平成22年12月 青森県HPより))、山梨県の場合も平成67年に伐採収穫した場合の最終収支が203億円の赤字と試算している(平成20年度の試算であり:「財団法人山梨県林業公社の現状と課題」(平成22年1月 山梨県森林環境部より))。県は林業公社を存続させる方向であり、そのために当該補助金や341億円もの金利減免を行っているが、これらの原資は県民の税金である。これらの支援が無駄にならないように、公社の経営内容を常に把握し、最善と思われる方向に公社を指導していくことが必要である。

45. 緑化推進活動事業費補助金

担当部課	農林水産部 森林整備課		
根拠要綱等	秋田県林業関係補助金交付要綱		
補助目的	社団法人秋田県緑化推進委員会(以下この項で「推進委		
	員会」という)の活動の円滑な推進を図る。		
主な補助対象者	推進委員会 ※1		
補助対象経費	補助対象者が行う緑化推進活動事業(以下この項で「緑		
	化事業」という)に要する経費		
事業費の負担割合	総事業費の 1/3 以内 (定額) (全額県費)		

(金額単位:千円)

法 叫 人 <i>姬</i>	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
補助金額	1,800	1, 674	1, 500

※1 この補助金の対象となる緑化事業には、推進委員会が行う、①緑化思想の啓

発事業(緑の街頭キャンペーン等)、②緑の少年団育成事業(緑の交流集会開催等)、③名木古木等緑の保存事業(緑の診断活動事業)、④県民参加の森林づくり推進事業(市民グループ森づくり推進事業)があり、これらの事業経費(旅費、役務費、資材費、謝金、借上料、消耗品費、雑費その他)について、総事業費の1/3以内(定額)を補助するものである。推進委員会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる特定公益増進法人であり、県土緑化運動と緑の募金による森林整備等を推進することにより、生活環境の緑化、森林資源の造成、国土保全及び水資源の涵養を図り、もって郷土の発展に寄与することを目的として、緑の募金活動、森林ボランティア活動の登録・紹介、緑化普及・啓発イベント等を行っている団体である。

(意見)

(1)類似する補助事業との事業内容区分の明確化について

県は、緑化事業のほかに「秋田県水と緑の森づくり税」を原資とした県民の自発的な「森づくり」を行う「秋田県水と緑の森づくり事業(以下「税事業」という)」を補助事業として行っている。ここで、税事業のうちボランティア団体、学校等が実施主体となる事業は、緑化事業の②緑の少年団育成事業及び④県民参加の森林づくり推進事業の一部の事業に類似するものとなっている。税事業は森林の整備保全活動、学校等による森林環境学習を主たる目的としているのに対し、緑化事業の場合は、植樹などの森林整備活動も対象になるものの、学校内や町内の緑化、すなわち生活環境の緑化を主たる目的としていることに違いがある。例えば、平成21年度に行われた④県民参加の森林づくり推進事業として行われた4件のうちの1件である「森林の現場で間伐作業体験、自然観察、その他森林学習を行う」といった事業がその例としてあげることが出来るが、この事業の場合は生活環境緑化というよりは、森林環境学習を目的にしているものと考えられる。

県は、県民から見て使途がわかりやすくなるように、特に類似する補助事業 との間では事業内容の区分を明確にし適切な対応を行うべきである。

46. 植樹・育樹ふれあい支援事業費補助金

担当部課	農林水産部 森林整備課
根拠要綱等	秋田県水と緑の森づくり関係補助金交付要綱
補助目的	県民が森づくりの大切さについても理解を深め、自ら森
	づくりに参加する仕組みとして、市町村が開催する植樹

	祭や育樹祭等の開催に要する経費を補助する。		
主な補助対象者	各市町村		
補助対象経費	植樹祭・育樹祭にかかる経費 ※1		
事業費の負担割合	補助対象経費の 10/10 以内		
	(1 件当たり交付限度額 1,000 千円以内) (全額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 少 並 領		4,698	6, 585

※1 当補助金は、秋田県水と緑の森づくり税を財源とした「秋田県水と緑の森づくり推進事業」の一環として、地域住民が身近に森づくりへ参加できる機会を提供するため、市町村が開催する植樹祭・育樹祭に要する経費(苗木代、謝金、借上料等)につき100万円を限度に補助するものである。植樹祭・育樹祭は、手植え・手蒔きや枝払い等を通じて森林に対する愛情を育む行事であり、県内の各市町村が独自に企画・開催しているものが対象となる。これらの行事の経費を補助することによって、県民が実際に森林に接する機会が維持・増進されることが目的とされる。

(意見)

(1) 県外ボランティアの参加について

A市が開催した育樹祭にかかる事業経費のうち約4割がバスの借上料であり、 育樹祭へ参加する首都圏のボランティア送迎のためにチャーターしたものであ る。育樹祭の参加者における県民ボランティアと首都圏ボランティアの割合に ついて調査したところ、(表46-1) のとおりであった。

(表 46-1)

	春開催 (参加率)	秋開催 (参加率)
県民ボランティア	14名(16%)	14名 (19%)
首都圏ボランティア	73名 (84%)	59名 (81%)
合計	87名(100%)	73名(100%)

当該補助事業については、他県のボランティアと協働して森づくりへの意識を高めることもその趣旨には反しないと考えられるため、県外ボランティアが参加することについては特段の問題はない。しかし、本来的には、県民自ら身近に森林へ親しむ機会を作り、県民の森づくりへの理解を深めることがより重

要な目的であるはずである。その観点からすれば、上記のように県外からの参加が 8 割を超え、県民の参加率が極端に低いものについては、秋田県水と緑の森づくり税が有効に活用されているとは言い難い。

上記A市の育樹祭に関しては、事前の募集に対し応募が少なかったとのことであるが、そうであればなおさら、市に対し県民ボランティアの参加率を上げるよう要請すべきである。

47. 森林ボランティア支援事業費補助金

担当部課	農林水産部 森林整備課	
根拠要綱等	秋田県水と緑の森づくり関係補助金交付要綱	
補助目的	森林ボランティア活動を推進するため、ボランティア団	
	体等が自発的に行う植樹・育樹などの保全活動や普及活	
	動に要する経費について補助する。	
主な補助対象者	ボランティア団体、NPO、地域住民団体等	
	(非営利のみ)	
補助対象経費	植樹・育樹活動や普及活動にかかる経費 ※1	
事業費の負担割合	補助対象経費の 10/10 以内	
	(1件当たり交付限度額850千円)(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	_	4, 512	8, 392

※1 当補助金は、秋田県水と緑の森づくり税を財源とした「秋田県水と緑の森づくり推進事業」の一環として、自発的に森づくり活動を行っている森林ボランティア等の活動に係る経費(資材代・謝金・借上料等)について850 千円を限度に補助するものである。補助対象となる森林ボランティア等は、県が認める森林ボランティア団体・NPO・その他地域住民団体等であり、ボランティア活動参加者数が延べ30人以上であることが要件となる。植樹・育樹等の活動に対する補助金としては46. 植樹・育樹ふれあい支援事業補助金に類似しているが、この補助金が一般県民の森づくりへの参加を啓発するための各市町村に対して補助するものであるのに対し、当該補助金は、森林ボランティア団体の活動を増進させるために当該団体へ補助するものである点が異なるとされる。

(意見)

(1) ボランティア団体の人件費について

補助対象事業費の適切性につきサンプルで調査したところ、ボランティア団体Aが申請した事業経費のうち、委託費の名目で計上されていた金銭の支出先が外部の第三者ではなく、ボランティア団体のメンバーであったものが検出された(事業費872千円のうち、委託費501千円)。

本来、謝金や委託料は、ボランティア活動にあたって外部の第三者の用役提供を受けた場合(例えば歩道の刈払い等)、当該用役提供の対価として第三者に支払われるものである。したがって、ボランティアの労役は本来無償であるはずであるから、かかる支出は事業経費の対象として認めるべきではない。

なお、上記については、当ボランティア団体が県に提出した事業計画や実績報告では委託費の内容の詳細が明記されておらず、県としては上記の判断に必要な事実関係の把握ができなかったとのことである。この場合、徴求している書類の記載が抽象的であれば、補助対象として適切かどうかの判断を誤るリスクがある点が問題となる。

かかるリスクを低減するためには、補助金の申請者に対し、補助対象事業経費の範囲・判断基準について、事前のレクチャー・提出書類の書き方の指導をわかりやすく実施し、抽象的な内容の支出についてはヒアリングで確認する等の管理をより徹底することが必要である。

48. 秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金

担当部課	産業労働部 観光課		
根拠要綱等	秋田ソウル国際定期便乗継利用助成事業実施要領(以下		
	この項で「実施要領」という)		
補助目的	秋田ソウル国際定期便の日本からの更なる利用促進を		
	図るため		
主な補助対象者	県内に支店又は営業所を有する旅行業法第 3 条に定め		
	る旅行業者		
補助対象経費	秋田ソウル国際定期便乗継利用助成事業(以下この項で		
	「乗継利用事業」という) に関し、以下の要件を全て満		
	たす場合の販売価格への反映、宣伝広告費、販売促進費		
	等に要する経費。ただし、国や地方公共団体が実施する		
	事業でないもの、またはこれらの地方公共団体による補		
	助金・助成金対象となっていないものに限る。		
	① 旅行業者が販売する国際定期便を往復利用した韓		

	国仁川空港経由の韓国以外の国への旅行商品		
	② 同一日程の旅行企画で6名以上が旅行した団体にか		
	かるもの		
事業費の負担割合	定額。一人5千円。1団体20万円を限度(全額県費)		

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	_	1, 330	2, 175

※1 補助金額から算出されるこの補助金の利用者は平成20年度 266人、平成21年度 435人である。

(意見)

(1) 販売価格への反映にかかる妥当性の検証について

この補助事業は、秋田ソウル国際定期便(仁川空港を経由)を乗り継ぐことにより第3国に旅行(往復)を行った場合に、県が旅行参加者1名につき5千円を旅行会社に補助することにより、旅行代金を同額減らしたり、旅行会社の宣伝広告費や販売促進等に充てることができるというものである。このうち旅行代金を減額する効果のある事業においては、各旅行会社は事業終了時の実績報告において、確かに旅行代金に充当していることを県に報告すべきである。しかし、(表48-1)に記載する旅行会社について旅行代金の総額の報告が行われておらず、当該補助金が目的通りに使用されたのか確認しにくい状況になっている。

(表 48-1)

(金額単位:千円)

旅行会社名	行先	出発日	補助金の額
A社	ベトナム	平成 22 年 3 月 13 日	85
B社	ハワイ	平成 22 年 3 月 13 日	30
C社	バンコク	平成 22 年 2 月 11 日	125

上記旅行会社はいずれも、収入(県からの補助金)=事業費と記載した実績報告を提出し、ツアー客に発行した領収書も添付を行っている。しかし、この領収書に県からの補助金の額を内書してはいるものの、応募型の旅行商品であるため見積書がなく、実績報告としては、補助金が旅行代金総額に対して充当されているのか判りにくいものになっている。

県は、現在のように応募型以外の旅行商品に対して見積書の添付を行わせし

める他、応募型の旅行商品に対しても領収書に加え旅行代金の内訳等見積書に 相当する書類も実績報告に添付せしめ、事業実施の確認を行うようにすべきで ある。

(2) 補助対象経費の妥当性について

(表 48-2) の旅行会社においては、見積書上、旅行代金総額及び販売価格に 充当された補助金の額を明らかにしているが、この補助金の合計額が県からの 交付額以下となっている。

(48 - 2)	単位	: 千円)

旅行会社	旅行者	行先	旅行代	充当	交付
			金総額	補助金	補助金
D社	団体G	マカオ	3, 944	90	95
E社	団体H	ベトナム	1,017	30	35
F社	団体 I	アンコールワット	3, 245	85	90

このような差異が生じた理由は、上記ツアーにおいては添乗員を付けており、 上記旅行会社は添乗員 1 人につき 5 千円の補助金を申請し、県もこれを補助対 象として認めたことによる。

ここで、実施要領では、事業の補助対象経費を「販売価格への反映、宣伝広告費、販売促進費等に要する経費」としているが、添乗員の人件費はこれらいずれの経費にも該当するものではない。わずかに「等」に含まれると解釈することも無理がある。けだし、列挙されている経費はいずれも販売費であるが、添乗員人件費は販売費ではなく原価である。例示されている経費と全く性格が異なる経費を「等」に含めれば、例示を列挙する意味はなくなる。

県は、この補助事業の「旅行事業者によるソウル便を利用した商品造成の推進」という事業目的に則り、添乗員の補助については、これまでチラシ・新聞広告等の宣伝広告経費への充当や旅行経費全体の削減が商品販売価格に反映されるなどの理由で、これを認めてきたとのことであるが、県は実施要領を厳密に適用すべきであって、添乗員に対する補助を再検討すべきである。

なお、県は、こうした助成の仕方については、制度設計の点で、県民からの 理解を得にくい部分があるとして、今年度から見直しの作業を進めているとの ことである。

(3) 宣伝広告費、販売促進費等に要する経費としての妥当性の検証について この補助事業は、意見(1)の他、宣伝広告費、販売促進費等に要する経費

も対象としている。ここで、J社が企画した商品(行先:アンコールワット(旅行期間 平成21年12月3日~7日))に係る旅行誌に対する広告費403千円に対して補助金70千円が交付されているが、この補助事業の実績とされているのは、この企画ではなく、団体Kの研修であり行先はアンコールワット及びホーチミン(平成21年12月12日~17日)とされている。

県は、J社から、変更後のツアーは、当初広告されたツアーに役員の日程が合わないため、旅行実施日を変更し、併わせて行先も追加したものであり、この広告を見たことにより当該研修会実施を思いついたのであるから、「このリーフレットによりPRが促進され、異なる日付のツアーが造成された」という説明を受けている。こうした経緯を確認したうえで、当該旅行の目的であるカンボジア農村精米機寄贈キャンペーンや農業視察が実際に行われていることを主な理由として、企画・宣伝した旅行商品と催行された旅行を同一のものであると認め、補助対象としたものである。

しかし、ある旅行商品の広告を見て旅行への動機が生まれ、その商品ではない旅行を行うことはよくあることであり、これを影響があるから全て補助対象と認めたのでは、旅行会社の広告費の全てを補助対象として認めることにつながるものであって、拡大解釈は行うべきではない。県は、このような事例の妥当性に関する検証は、より慎重に行うべきである。

(4) 乗継利用事業に対する助成金の効果について

平成 21 年度の補助金総額 2,175 千円のうち、乗継割引の対象となったのは 1,605 千円であり、差額の570 千円は広告費等に対する補助である。これにより、同年度において、この補助対象となったのは 321 人(1,605 千円÷5 千円)ということになる。

ここで、県はこの補助事業の有効性について以下のように述べている。

- ① 韓国仁川空港をハブとした旅行商品をPRし、造成を促進することで、県民の海外渡航における経費の節減や時間節約等の利便性を高めることにつなげていくことができる。
- ② 旅行会社にとって、補助金が旅行販売代金における経費の一部に充当させることから、より安い商品の開発に役立つものであり、県民に対しても海外渡航しやすい環境を提供することにつながる。

しかし、国内線で羽田まで行き、羽田または成田経由で海外に行くよりも、 秋田空港から韓国経由で海外に行くほうが、経済的・時間的にメリットがある のであれば、このような補助金がなくとも、このメリットを県民に周知することによって自然に秋田空港を利用することが選択されるであろう。ここで、秋田ソウル便の乗り継ぎ便の利用状況は(表 48-3)のとおりである。

(表 48-3) 秋田ソウル便を利用した乗継便の利用状況 (搭乗者ベース)

年(暦年)	日本人	うち	比率 (%)	前年度比
	搭乗者数(人)	乗継利用者(人)		増減率(%)
平成 14 年	13, 415	897	6. 7	
15年	8, 812	1, 035	11.7	15. 4
16年	8, 158	899	11.0	△13. 1
17年	5, 890	850	14. 4	△5. 5
18年	7, 225	1, 099	15. 2	29. 3
19年	6, 583	1, 437	21.8	30.8
20年	8, 397	1, 450	17.3	1. 0
21 年	8, 170	1, 530	18.7	5. 5

(大韓航空資料より)

県の統計によれば、平成21年度の秋田空港の国際線の日本人乗降客数は延べ15,541人であり、年度(平成21年4月~平成22年3月)と暦年(平成21年1月~12月)の違いはあるが、国際線利用者のうち半数強が定期便を利用していることになる。また、平成21年度のこの補助金の利用者は321人であるが、往復利用していることから延べ642人の利用となり、乗継利用者の40%強がこの補助金を利用していることになる。加えて、近年の平均日本人搭乗者数、乗継利用者数の増加傾向を見れば、この補助金の効果が認められるということは言えるかも知れない。しかし、この補助事業は平成20年度から行われているが、乗継利用者が増加しているのは平成19年からであって、必ずしも大きな効果があったと言える状況にはない。平成21年度のこの補助事業の延べ利用者642人がこの制度がなければ秋田空港を利用しなかったということであれば、乗継利用者は平成16年、17年の水準まで落ちることになる。ここで、県は乗継利用について以下の長所があるとしている。

- ① 秋田空港発で当日中に乗り継ぎ可能な地域は、14カ国、31空港ある。
- ② 目的地によって変わるものの、成田空港利用の場合、羽田=成田のリムジンバス移動 (75分) や搭乗までの手続時間等で合わせて3時間程度のロスが発生する。
- ③ 成田空港経由に比べて、ツアー料金に大きな差はない。

- ④ スーツケースなどの大きな荷物も、秋田で預ければ目的地まで手軽に移動 可能(大韓航空のみ)
- ⑤ 仁川空港内に 100 以上のショッピング、グルメ店があるほか、無料で韓国 文化を体験できる施設やトランジットツアーの企画も満載

上記のような長所があることは異論がなく、このような長所があるからこそ、 平成19年以降乗継利用者が増加したのであって、補助金がなくても平成16年、 17 年の水準まで利用者が落ち込むことはなかったであろう。即ち、仁川空港に おける上記に記載した長所が乗継利用者増に貢献する最大の要因であり、補助 金の効果は限定的と考えるべきであろう。なお、仁川空港は平成19年5月に搭 乗棟が供用開始され、それに伴いそれまで使われてきたターミナルもリニュア ルされている。また、同年6月に第3滑走路の使用を開始していることから利 便性が向上している。平成19年からの乗継利用者の増加はまさにこの影響であ ると思われる。 県がこの補助金について平成 19 年以降の乗継利用者増、平成 20 年からの日本人搭乗者数増に貢献しているとするならば、しっかりとしたデー タによりその効果を測定し説明すべきである。ツアー客にとって旅行代金が安 いほうがよいのであって、現在の補助金の恩恵を受けた旅行者がいることは事 実であるが、今のままではそれ以上に大きな効果があるとは必ずしも言うこと は出来ない。国際定期便の利用を促すのであれば、仁川空港の利便性をPRす る等他の方法によったほうが効果的である。県はこの補助事業によって補助金 を使い、国際定期便を利用してソウル経由で他国へ行くようなことを促すのは 止め、他の国際定期便利用促進の補助金と統合すべきである。

(5)類似の補助金との統合について

乗継利用事業に対する助成対象に、(表 48-4) に記載するように、国際定期 便を往復利用した韓国仁川空港経由の韓国以外の国への旅行商品のチラシ作製 費用 570 千円が含まれている。

(表 48-4) (単位:千円)

補助事業者	行先	事業費	補助金
L社	イタリア・ヨーロッパ	986	155
M社	香港・マカオ	193	65
N社	ベトナム	401	45
O社	カンボジア・ベトナム	403	70
P社	パッサウ (ドイツ)	448	40
Q社	アンコールワット	150	55

R社	ハノイ	922	140
	計		570

ここで、旅行商品のチラシ作製費用が補助対象経費とされているということ に関して、別の事業である秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金 (以下この項で「企画促進事業」という)においても同様となっている。

県によれば、企画促進事業による補助金は、あくまでソウル便利用促進協議会(以下この項で「促進協議会」という)に所属している業者しか利用できないが、乗継利用事業に対する補助金は、そのような制限がないこと、パンフレット代などの広告宣伝に利用するよりも、旅行代金の減額に利用されるケースのほうが多いことから、2つの補助事業の内容の重複はしていないとのことである。

しかし、海外旅行のツアー企画が出来る旅行会社は全て促進協議会に加盟しているため、実質的にこれら補助事業の対象となる旅行会社は同じであり、異なった二つの補助事業の対象となる経費が、韓国仁川空港経由の韓国以外の国への旅行商品のチラシ作製という同じ内容に使われる余地があることは確かなのであって、これは事務の効率化を阻害することにもつながるものである。これら補助金の統合を含めた整理が必要である。

なお、県もこれら制度が判りにくいことは認識しており、平成23年度は広告、 広報をこの補助対象経費から除外し、旅行価格への補助に絞り込みを行う方針 とのことである。

49. 観光地バージョンアップ事業補助金

担当部課	産業労働部 観光課		
根拠要綱等	• 秋田県産業経済労働部観光課関係補助金等交付要綱		
	(以下この項で「交付要綱」という)		
	・観光地バージョンアップ事業補助金実施要領(以下項		
	で「実施要領」という)		
補助目的	観光資源を活用した旅行商品の造成に結びつく地域の		
	取り組みに助成することにより、観光地としての総合力		
	を高め、観光客の増加を図り、秋田県の観光振興に資す		
	る。		
主な補助対象者	観光商工団体、観光関連事業者、市町村等		
補助対象経費	以下に関する経費		
	① 新たな観光資源や観光ルートの開発等に関する取		

	組	
	② 誘客活動・宣伝等に関する取組	
	③ 受入体制の充実等に関する取組	
	④ 観光情報の発信強化等に関する取組	
事業費の負担割合	補助対象経費から事業収入を控除した額の 1/2 以内の	
	額で、1,000 千円を限度(全額県費)	

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無切並 領	24, 501	7, 039	7, 655

注) 19 年度は現地密着型観光振興事業補助金という名称

(意見)

(1) 補助対象経費の妥当性について

補助対象となった団体Aの事業について、(表 49-1) に記載のとおり、その支出に、「サメに注意」という看板の作成経費が含まれている。

(表 49-1)

全体事業費	1,064 千円
うちサメ看板費	60 千円
補助金額	532 千円

団体Aからの事業計画書には誘導看板の制作経費として計上されているが、この看板はこの補助事業の目的である「観光資源を活用した旅行商品の造成に結びつく地域の取り組み」や「観光地としての総合力を高め、観光客の増加を図り、秋田県の観光振興に資する」に該当するものではない。これに対し県は、この経費は、猛暑でサメが出たため、町内外から訪れる遊泳客に知らせなければならない重要な情報を看板にし、安全確保のためにその行動を誘導しようとするものであるから、実施要領の補助対象経費に定める「臨時的案内板」に該当する。また、事故発生による観光誘客への大打撃を未然に防止し、地域の安定的な観光振興に資するものであるから、補助事業の目的に合致するため支出を認めたとする。しかし、この看板の作成が観光客の増加や県の観光振興に資するものとは言えないのであって、目的外の経費であったと言わざるをえない。また、サメの出現にかかる注意喚起は本来、県またはB町が行うべきものであって、これを団体Aに行わせるとしても、この補助事業ではなく別途対応すべきものである。即ち、この看板制作にかかる経費は、県またはB町のこの補助

事業ではない事業の経費とすべきなのであって、県はこの経費をこの補助事業の対象経費として認めることについて慎重な判断をすべきであった。県は補助対象経費について当該事業に必要なものであるか要綱記載の要件に照らし慎重な判断を行う必要がある。

50. 秋田韓国交流促進事業補助金

担当部課	産業労働部 観光課	
根拠要綱等	• 秋田県産業経済労働部観光課関係補助金等交付要綱	
	(以下この項で「交付要綱」という)	
	・秋田韓国交流促進事業補助金実施要領(以下この項で	
	「実施要領」という)	
補助目的	定期便利用促進の中長期対策として、民間団体等による	
	交流事業を支援する。	
主な補助対象者	県内の民間団体・学校	
補助対象経費	渡航費・宿泊費・パスポート取得費に要する経費	
事業費の負担割合	以下のとおり(全額県費):	
	(1)1 人当たり 2 万円、修学旅行の場合 3 万円	
	(2)1 団体上限 70 万円、修学旅行の場合 100 万円	
	パスポート取得:1人当たり 11,000円 (中学生等に対	
	する助成)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 切 並 領	11, 238	11, 573	20, 833

(意見)

(1) 国際課における国際交流事業との統合について

現在、国際交流に関する事業は、学術国際局国際課で行っているが、別途観 光課でも、定期便のある韓国に限定して交流を支援する事業を行っている。秋 田県行政組織規則第6条によれば、

国際課の行う業務について

- 一 国際化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 国際交流に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- 三 国際理解及び国際協力に関すること。
- 四 留学生の交流に関すること。

五 在外県人会に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、国際関係事務に関すること。

と定めがあり、国際課は国際交流を行う部署である。

観光課については直接国際交流を担当する部署ではないが、定期便の維持は 観光課の業務にはなるであろう。

ここで、この補助金の趣旨は、実施要領によれば、「国際交流の推進と国際化に対応する人材の育成により、秋田県の国際化と地域の活性化を図るため」とされている。しかし、実際の施策目標はソウル便の搭乗率確保と設定されており、観光課が行うこの補助事業に「国際交流」という名称が付されてはいるが、本来の目的がソウル便の搭乗率確保のために、国際交流が名目上使われているように思われてもしかたのないことである。実施要領に定める補助金の趣旨とソウル便の搭乗率という補助金の施策目標との関連が見出しにくい状況にある。また、定期便のある韓国との国際交流事業だけを観光課が担当するということについても、韓国との国際交流が進めば、海外旅行への抵抗もなくなり、国際線の利用が中長期的に伸びる可能性があるという理由で観光課が取り扱うということであるが、それは現在定期便のある韓国との国際交流に限った話ではない。

県は将来とも継続して定期便を利用してもらえる団体に絞って補助を行うものであり、路線を維持することを目的とするものであるから観光課が担当すべきとして、ソウル便については観光課で一括して担当しているとのことである。しかし、交付要綱、実施要領には定期便を継続して利用するということは補助対象となる要件として記載されておらず、団体、特に学校の修学旅行を対象にしていることから、交流事業にウエイトが置かれているように思わざるをえない。

韓国との交流事業のみを観光課の担当に含めることは、合理的でない解釈を しなければならない補助事業を生み出すことにもなりかねず、また、類似の事 業を2つの課で行う結果をもたらすものであって、それは事務の効率性を阻害 することにもつながる。国際交流事業は学術国際局国際課に統一すべきである。

51. 秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金

担当部課	産業労働部 観光課
根拠要綱等	秋田県産業経済労働部観光課関係補助金等交付要綱
	秋田ソウル国際的便利用旅行企画促進事業実施要領
補助目的	秋田ソウル国際定期便の利用促進を図るため
主な補助対象者	ソウル便利用促進協議会(以下この項で「協議会」とい

	う)	
補助対象経費	国際定期便を利用した旅行商品の広告等	
	・パンフレット作成事業	
	・新聞広告事業	
	・テレビ CM 事業	
	・ダイレクトメール送付事業	
	・イベント活用型 PR 事業	
	・その他県が認めた事業	
事業費の負担割合	1/2 以内(全額県費)	

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無 別並領	9, 500	7, 500	7, 500

(意見)

(1) 補助対象経費の妥当性について

この補助金の協議会における使途について、個別の旅行会社の広告宣伝活動に係る経費に対する補助が 7,385 千円となっており、補助金総額 7,500 千円の大部分となっている。

これは、営利活動を行っている旅行会社の広告宣伝活動に対し、協議会を通してではあるが県が補助金を支出しているということである。確かにチラシ配布等の広告宣伝活動は国際定期便利用者増に有効ではあろうが、広告宣伝の1/2を負担するからといって民間の旅行会社が特別に新たな商品開発を行うということはないのであって、その商品が売れると思うから旅行会社が開発をし販売するのである。県全体の広告ならば理解できるが、個別の旅行会社が開発した商品に関する広告宣伝は当該会社が自らの負担で行うべきである。当該補助金は廃止すべきである。

52. 冬季誘客イベント支援事業補助金

担当部課	産業労働部 観光課
根拠要綱等	秋田県産業経済労働部観光課関係補助金等交付要綱
補助目的	十和田湖周辺の団体で取り組む冬季誘客イベント「十和
	田湖冬物語」に対して支援を行い、冬季観光客誘客を図
	る。
主な補助対象者	十和田湖冬物語実行委員会

補助対象経費	十和田湖周辺の団体で取り組む冬季誘客イベント「十和	
	田湖冬物語」の事業費	
事業費の負担割合	定額(全額県費)	

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
畑 切 並 領	2,000	2,000	2,000

(意見)

(1) 十和田観光にかかる県の意思の反映について

このイベントの総事業費は38百万円となっており、県市町村からの補助金で29百万円を賄っている。なお、青森県側の負担内訳は青森県が15百万円、十和田市が9百万円であり、補助金の大部分は青森県側が占めている。

イベントの効果について県は、補助金負担割合が少ないことから秋田色をイベントに入れにくいことはあるものの、会場の十和田湖には車での移動が多いため、最寄りのインターチェンジがある秋田県側にも、宿泊や車での立ち寄りなど観光客の移動に伴う経済効果が十分波及しており、イベント実施の効果は高いとしている。

青森県と秋田県の境界線は十和田湖にあり、十和田湖と言えば青森県のイメージが強いが、東北新幹線の青森までの開通も実現し、十和田湖を起点にした観光客の秋田県側への誘致や秋田県の知名度向上にはまたとないチャンスが訪れている。このような状況のもと、現在、秋田県側の負担が少ない状況にあるが、補助金の負担割合はイベントへの秋田県側の意思を反映しやすくすることに繋がるものであり、秋田県側にも効果が望めるのであれば、応分の負担をし、より積極的に関与していくべきである。

53. 国際定期便運航推進費補助金

担当部課	産業労働部 観光課
根拠要綱等	秋田県産業労働部観光課関係補助金等交付要綱
補助目的	国際定期便の安定的な運航を図るため
主な補助対象者	株式会社 大韓航空(以下この項で「大韓航空」という)
補助対象経費	秋田空港ターミナルビルの賃室使用料等の経費
事業費の負担割合	減免前の経費に対し、前年度の補助率で求めた額を定額
	として算定(全額県費) ※1

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一一		36, 450	36, 450

※1 補助金の算定方法は(表 53-1)のとおりである。(平成 21 年度)

(表 53-1)

	事業費総額	補助金	自己負担	補助金の 算出方法
ターミナルビル使用料 及び特殊設備使用料等	45, 005	32, 940	12, 065	@2,745 千円/月
航行援助施設利用料	28, 080	3, 510	24, 570	22.5 千円×3 便 ×52 週
合計	73, 085	36, 450	36, 635	

(意見)

(1) 補助金の意義について

現在、補助対象となっている企業は、国際定期便を運航している大韓航空 1 社だけである。この国際定期便就航にあたっては、当初、ソウル秋田間の利用 者がどれだけあるか、採算性があるのかについて不安視されたこともあって就 航の実現が遅れ、大韓航空に就航の働きかけを行い始めてから 10 年近くたって ようやく就航できたという経緯がある。しかし、この国際定期便を維持するた めとはいえ、実態として、特定の一企業だけを優遇するような政策をとり続け ることには問題がある。また、航空会社が個別の路線の採算ラインを明かすこ とは難しいのであろうが、平成22年の年間搭乗率は72.4%と採算ラインと言わ れている 60%~70%を上回る実績となっており、補助の継続が必要な状況なの か検討を行うべき時にきている。県は、最近の搭乗率向上について、これは韓 国ドラマ「IRIS」の影響等により韓国から本県への旅行者が増加したこと によるものであると分析している。これに対し、県民の利用については、修学 旅行による利用増はあるものの一般利用者は減少しており、全体としては横ば いの状況であることから、今後とも安定的に高い搭乗率を維持できるとは限ら ないため、補助金の継続については慎重な対応が必要であるとする。しかし、 本県には他国に誇れる観光資源が多く存在する。採算ラインにのっていると思 われる航空会社に補助金を交付するより、韓国に対しこれら観光資源のPRを 行うことに使ったほうが、「IRIS」ブームが去ってもこの路線の利用者が維 持できるのであって、税金の使い方としてはより有効である。韓国への国際定

期便を維持するため特定の航空会社に補助金を交付する方法から、黙っていても航空会社の方から定期便開設の申し出が行われるように本県の魅力をPRする方法へ軸足を移動すべきであろう。

また、現在は大韓航空だけに直接支援を行っている。これに対し、県は他の航空会社を排除しているのではないということであるが、他の航空会社にも積極的に国際定期便開設を呼び掛け、競争原理が働くような環境を整えるべきである。これには、韓国や中国に対し本県の魅力を積極的にPRすることが必要になるであろう。

県は現在の搭乗率が今後も継続するかを見極め、それによって補助金の額の 検討を行う方針とのことであるが、搭乗率が高水準の今だからこそ、現在の補 助事業が最適なのかについて検討を行うべきである。

54. 地方鉄道運営費補助金(秋田内陸縦貫鉄道)

担当部課	建設交通部 建設交通政策課
根拠要綱等	秋田県地方鉄道運営費補助金交付要綱
補助目的	第三セクター鉄道事業経営の安定化を図るため、運営に
	必要な経費を補助する (経常損失に対する補助)。
主な補助対象者	秋田内陸縦貫鉄道株式会社(以下この項で「会社」とい
	う)
補助対象経費	秋田内陸縦貫鉄道株式会社の運営に必要な経費(経常損
	失に対する補助)
事業費の負担割合	予算で定める額 (全額県費)

(金額単位:千円)

 補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	142, 500	163, 427	142, 670

(意見)

(1) 補助金支給の効果測定について

秋田内陸縦貫鉄道は、総延長 94 キロメートル (29 駅、内無人駅 23 駅) であり、長距離の鉄道である。輸送人員及び経営状況の推移は(表 54-1)及び(表 54-2)のとおりであり、全線開業した平成元年度と比較すると輸送人員は減少している。輸送人員減少の要因は、周辺地域の過疎化に伴う地元利用者の減少であり、この影響により、会社の経常損失が増加している。

この状況を踏まえて、会社は、観光客誘致や市職員の通勤定期利用等、利用

客増加の施策を行っている。この結果、輸送人員の増加には成功しているが、 経常損益の改善までには至っていない。

(表 54-1) 秋田内陸縦貫鉄道の輸送人員

(単位:人)

	元年度	19 年度	20 年度	21 年度
(定期外)	501,847	254, 898	255, 260	258, 456
(定期)	576, 660	188, 272	215, 281	223, 612
合計	1, 078, 507	443, 170	470, 541	482, 068

(表 54-2) 経営状況

(金額単位:千円)

	元年度	19 年度	20 年度	21 年度
(収入)	395, 610	202, 825	233, 616	222, 922
(支出)	541, 986	465, 752	476, 287	473, 824
経常損益	△146, 376	△262, 927	△242, 671	△250, 902

今後、このような輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、 追加の施策も必要であるし、このまま補助金で経常損失を補てんし、鉄道を存 続させることの是非についても再検討する必要が生じることになる。これに対 し、鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済 効果を算出する必要があるが、これを検討するにあたり、鉄道を存続すること による観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするため の費用等の情報を、収集し試算することが必要である。

平成22年8月に国土交通省東北運輸局鉄道部が観光客がもたらす沿線地域への経済効果について試算を行っているが、この試算は、国内の一般的なデータをベースに算出したもので、同部も沿線における経済効果を判断する上では参考値の1つとしての位置づけに留まるとしている。今後、県は判断に資するような路線周辺に訪れた観光客の消費金額等の資料を作成する必要がある。さらに、この経済効果算出のための基本データは、毎年変化していくものであるから、適宜補正していく必要がある。

55. 地方鉄道運営費補助金(由利高原鉄道)

担当部課	建設交通部 建設交通政策課
根拠要綱等	秋田県地方鉄道運営費補助金交付要綱
補助目的	第三セクター鉄道事業経営の安定化を図るため、運営に
	必要な経費を補助する(経常損失に対する補助)。

主な補助対象者	由利高原鉄道株式会社(以下この項で「会社」という)
補助対象経費	由利高原鉄道株式会社の運営に必要な経費(経常損失に
	対する補助)
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	40, 084	39, 276	42, 644

(意見)

(1) 補助金支給の効果測定について

由利高原鉄道は、総延長23キロメートル(12駅、内無人駅9駅)である。輸送人員及び経営状況の推移は(表55-1)及び(表55-2)のとおりであり、平成元年度と比較すると輸送人員は減少している。輸送人員減少の要因は、周辺地域の過疎化に伴う地元利用者の減少である。その影響により経常損失も増加している。

この状況を踏まえて、会社は、イベント列車の運行や、市職員の通勤定期利 用要請等、利用客増加の施策を行っている。また、一部の運行車両を3両から2 両に減らす等の費用削減も行っているが経常損益の大きな改善までには至って いない。

(表 55-1) 輸送人員

(単位:人)

	元年度	19 年度	20 年度	21 年度
(定期外)	190, 956	70, 587	71, 297	70, 460
(定期)	381, 030	257, 702	259, 426	252, 848
合計	571, 986	328, 289	330, 723	323, 308

(表 55-2) 経営状況

(金額単位:千円)

	元年度	19 年度	20 年度	21 年度
(収入)	148, 260	80, 882	87, 882	99, 121
(支出)	143, 796	158, 048	163, 681	172, 862
経常損益	4, 464	△77, 166	△75, 799	△73, 741

このような輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の 施策が必要となってくることが予想される。補助金により経常損失を補てんし 鉄道を存続することの意義についても再検討が必要となる事態も想定される。 いずれにしても、このまま便数を維持した場合や減便して存続した場合の経済 効果を算出する必要が生じるが、これに必要な情報はすぐに集まるものではない。県は、必要な鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計 や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を今のうちから収集し、 試算の準備をしておく必要がある。

56. 地方バス路線維持費補助金

担当部課	建設交通部 建設交通政策課		
根拠要綱等	秋田県地方バス路線運行対策費補助金交付要綱(以下こ		
	の項で「交付要綱」という)		
補助目的	広域的・幹線的な生活交通バス路線を維持するため、運		
	行費等を支援する。		
主な補助対象者	生活交通バス路線を運行する乗合バス事業者等		
補助対象経費	生活交通バス路線を運行する乗合バス事業者等が行う		
	事業に要する次の金額又は購入経費		
	① 生活交通路線運行費補助		
	生活交通路線の運行費欠損額		
	② 生活交通路線車両購入費補助		
	生活交通路線を運行する車両の購入費		
事業費の負担割合	① 国 1/2、県 1/2		
	② 国 1/2、県 1/2		
	(補助限度額:県限度額 7,500 千円/台)		

(金額単位:千円)

 補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一	120, 658	119, 112	119, 109

(意見)

(1) 補助金により購入した車両の早期売却の確認について

生活交通路線車両購入費補助に関して、交付要綱には、「補助対象事業者は、 当該補助により取得した車両を当該取得の日から5年間善良なる管理者の注意 をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、当該補助金 の交付の目的に従って使用しなければならない」と記載されている。

これに対し、現在、毎年度定期的に、補助金対象の車両の早期(5年以内)売 却の有無に対する確認を県は行っていない。なお、包括外部監査実施の過程で 県が実際に、各事業者へヒアリングした結果、5年以内の売却はないという回答 を得たという報告を受けている。

補助金によって新規に購入された車両については、毎年度定期的に、継続して所有(使用)していることの確認を行い、補助金支給に継続的効果があることを確認すべきである。

57. 生活バス路線等維持費補助金

担当部課	建設交通部 建設交通政策課		
根拠要綱等	秋田県生活バス路線等維持費補助金交付要綱(以下この		
	項で「交付要綱」という)		
補助目的	地域内の生活交通を確保するため、市町村が運行または		
	助成している生活バス路線に対して運行費等について		
	支援する。		
主な補助対象者	乗合バス事業者		
補助対象経費	乗合バス事業者が行う事業に要する次の金額又は購入		
	経費		
	① 生活バス路線等維持費補助		
	国庫補助金対象外路線運行欠損額等		
	② マイタウン・バス運行費等補助		
	廃止代替路線や交通空白地帯での地域バスの運行		
	費、初年度開設費、車両購入費		
事業費の負担割合	① 国 1/2、3/8、1/8、県 1/2、3/8、5/8(平均乗車密		
	度 ※1 により3段階)		
	② 国 1/2、県 1/2		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無助並做 	286, 724	298, 194	259, 044

※1 平均乗車密度とは、運送収入/実車走行キロ/平均賃率である。(なお、 平均賃率とは、1キロメートル当たりの運賃である。)

(意見)

(1) 平均運行回数、乗車密度と補助金支給効果について 補助対象となった系統路線の中には、平均乗車密度が小さい、又は、平均運 行回数が少ない系統路線がある。例えば平均運行回数 0.3 回/日(週末のみ運行)以下、かつ、平均乗車密度 1 人未満の系統が 7 系統ある。

この補助事業の目的は、地域内の生活交通の確保であるが、限られた財源の中、補助金は有効に活用することも求められており、平均乗車密度又は平均運行回数が少ないといった利用度合いが小さい系統路線については補助事業の有効性について検討すべきである。

なお、県は、平成22年度に適用される交付要綱を改正して、補助事業の有効性に鑑み、補助金対象路線について、原則、平均乗車密度3人未満、又は、平均運行回数が3回未満の路線は、対象外になるよう変更している。

58. 建設業新展開トライアル活動助成事業補助金

担当部課	建設交通部 建設管理課	
根拠要綱等	秋田県建設業新展開トライアル活動事業補助金交付要	
補助目的	財団法人あきた企業活性化センターが行う建設業新展	
	開トライアル活動助成事業に要する経費の一部を助成	
	することにより、建設業者が地域を支える企業として活	
	力を取り戻すことを促すとともに、建設業の需給のアン	
	バランスの解消に資する。	
	なお、建設業新展開トライアル活動助成事業とは、経営	
	革新、連携合併、多角化、新分野進出など新たな経営方	
	針に基づく事業展開を図ろうとする建設業者に対し、事	
	前の企画調査等に要する経費の一部を助成する事業で	
	ある。	
主な補助対象者	財団法人あきた企業活性化センター(以下この項で「活	
	性化センター」という)	
補助対象経費	活性化センターが行う建設業新展開トライアル活動助	
	成事業に要する経費	
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)	

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	_	1, 594	1,004

(意見)

(1) 補助金支給に対する効果把握について

平成21年度に交付した補助金について、活性化センターが補助金を支給した建設業者に対して、県は平成22年8月に直接当該建設業者を訪問し、対象事業に対する効果についてヒアリングを行っている。このような効果の把握は補助金交付年度の次年度において行われるのみであるが、この補助金の対象となる事業はいずれも新たな事業であり、交付直後に効果が具現化することはなかなか難しいものである。補助事業がどのような効果を創出するのかという情報は今後の県の施策にも参考になるものであるから、県は、翌事業年度だけではなく、その後も継続して対象事業者を訪問し、効果の把握を行うようにすべきである。

(2) 要綱上の対象事業の判断について

補助対象事業者のうちA社の事業費1,133千円に対し、500千円の補助金が交付されている。ここで、この事業費1,133千円の殆どを占める1,067千円はコンサルティング費用であるが、このコンサルティング会社からの研修内容報告書からその実施内容は、新分野進出のための具体的な企画調査というよりも、新分野の基礎知識の習得といったものであり、実質的にこの事業者の社内研修会(勉強会)であるとも読み取れる。この補助事業で対象となる経費は、あくまで企画調査等に要する経費である。県は、補助事業等実績報告書に添付されている調査等結果報告書の記載内容や、A社からの内容聴取から補助事業の対象である調査研究の業務委託に該当するとしているが、添付資料を見る限りにおいて、このコンサルティング費用が要綱に適合したものであるかについて疑問を持たざるをえない内容になっている。県が、直接補助事業者からその内容を聴取し、補助事業に該当するというのであれば、その内容が要綱に適合すると判断した理由等を文書化しておくべきである。

59. 道路環境整備活動推進事業補助金

担当部課	建設交通部 道路課
根拠要綱等	秋田県建設交通部道路課関係補助金交付要綱(以下この
	項で「交付要綱」という)
補助目的	県が管理する道路を市町村がボランティア等と共に環
	境整備(草刈り、ごみ拾い等クリーンアップ)を行う場
	合の所要経費に補助を行い、道路環境整備の促進を図
	る。
主な補助対象者	道路環境整備をボランティア団体等と連携して行う市

	町村
補助対象経費	ボランティア団体等と連携して市町村が行う「ボランテ
	ィア団体等に対しその活動に要する経費を補助する事
	業」に要する経費
事業費の負担割合	予算で定める額(全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
州 切 並 領	2, 815	2, 505	1, 751

(指摘事項)

(1) 提出書類の確認について

交付要綱第6条において、次の記載がある。「財務規則<u>第255条</u>の規定による 実績報告書は、様式第8号によるものとする。」さらに、様式第8号には、次の 記載がある。「秋田県財務規則<u>第255条</u>に基づき、補助事業の実績を次のとおり 報告します。」。

ここで、A市作成の「実績報告書」では次の記載のとおり適用条文が相違している。

「秋田県財務規則第250条に基づき、補助事業の実績を次の通り報告します。」

相違している原因は単純な間違いのようであり、県も記載間違いに気付かなかったとのことである。「実績報告書」は、補助金の目的適合性及び金額の正確性を確認するものであるため、今後、受領時には、さらなる確認作業が必要である。なお、このような単純ミスを防止するため、確認作業時の定型的なチェックシートを作成し、補助事業対象者に事前チェックさせる等の改善方法を検討すべきである。

(2) 正確な書類作成について

補助対象事業の終了にあたり、県は「補助事業監査検査調書(以下この項で「検査調書」という)を作成して事業完了を確認している。ここで、B市に対する補助事業の完了確認について、県は検査調書を作成し補助対象事業費を850千円と記載しているが正しくは77千円であった。

差が発生した原因は、B市が補助対象者に交付した補助金額は850千円であったが、このうち県の支給対象事業は「Cバイパスクリーンアップ」のみであり、その事業費が77千円であったことから、検査調書作成担当者が補助金の額

を勘違いしたことによるものである。

県の補助金交付額は、70千円であり、補助対象事業費77千円以内であることから補助金の額の修正が必要となるものではないが、検査調書は、補助金支給の目的適合性及び金額の正確性を確認するものであることから、その作成にあたっては、正確を期すべきである。

(3) 補助金の使用使途確認の統一について

補助金の使用使途の確認について、地域振興局により領収証等のコピーを受領し支出内容を検査する場合と、受領していない場合がある。なお、交付要綱上は、領収証等のコピーを受領しなければならないという規定はない。

県は、ボランティア団体への支出については市町村が実績書と領収証の照合・確認作業を行っており、県としては照合の必要はないという立場である。しかし、この補助金は市町村に交付されるものであり、当該補助金を市町村が適正に使用したかについての確認は県としても必要である。県は、証憑を入手するとともに、これと実績書と照合することによって補助金が適正に使用されたことの確認を徹底すべきである。

(意見)

(1)参加人数の把握について

補助事業においてボランティア作業の実際の参加者人数は、事業実績書(様式第9号)(以下この項で「実績書」という)及び県が作成している地域振興局毎の当初予算時と実績の集計表(以下この表で「集計表」という)の2種類の資料に記載されているが、資料により差が生じている市町村がある。

- ① H市では、実績書記載の参加人数は 280 人であるが、集計表では 350 人となっている。前者の人数は、参加名簿に記載されている人数であり、後者の人数はH市が実際に数えた人数であるが、参加者名簿に氏名を記載しなかった参加者がおり、概数で 350 人になったものである。
- ② J市では、実績書記載の参加人数は、1,123人であり、集計表記載の参加 人数は、600人である。なお、集計表記載の人数は、当初の予算策定時の 人数を実際の参加者数として記載したものである。

実際の参加人数の把握は、事業が実施されたということの確認になるものでもあり、補助金の効果測定の参考にもなるものである。県は、正しい数値を把握し記録する必要があり、資料により実績の数値に相違がある状態や実績値を

記載すべきところ予算値を記載するなどの誤った記載となっている状態を放置すべきではない。

ここで、当該補助金の市町村毎の交付額は、県全体の予算に対し参加人数を基礎として配分されている。また、その人数は、各地域振興局が市町村からヒアリングした参加予定人数が基礎となっている。本来、この補助金は実際の参加者の比をもって各市町村に配分すべきであるが、ヒアリングした参加予定人数により配分する場合は、集計表により事後的に参加予定者数と実際の参加者数を比較することにより、その妥当性を確認することも有効な方法である。なお、この他の配分方法としては過去の参加実績人数を基礎にする方法が考えられる。いずれにせよ、次年度の補助金配分がより効果的になるように、実際の参加人数を正しく把握し、それを記録にとどめておくことが必要である。

60. 環境整備活動推進事業補助金

担当部課	建設交通部 河川砂防課
根拠要綱等	秋田県建設交通部河川砂防課関係補助金交付要綱
補助目的	市町村が地域内の愛護団体、ボランティア等の住民の参
	加を得て、県が管理する河川及び海岸のクリーンアップ
	等の美化活動を実施した場合にその経費の一部を助成
	し、もって住民参加の環境美化活動の推進に資する。
主な補助対象者	市町村
補助対象事業	① 河川環境整備事業
	② 海岸環境整備事業
事業費の負担割合	予算で定める額 (全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
無 切並領	7, 597	6, 565	6, 909

(指摘事項)

(1) 補助事業にかかる経費の支出内容のチェックについて

この補助金は市町村を通じて環境美化活動を行う愛護団体、ボランティア団体等に交付されるものである。県は当該事業終了時に各市町村から実績報告書を徴求しているが、各団体において具体的にどのような使い方をされたのかについての詳細なチェックは各市町村に任せきりにしており、県は実積報告書の記載内容についての十分な把握を行っていない。

例えばA市(補助金の額 1,570 千円)の実績報告書には、収支精算書の支 出の部の摘要欄に「3,140人×500円」という記載があるが、何に支出したのか について県は把握を行っていない。この記載内容では、ゴミ袋や軍手の購入、 あるいは参加したボランティアに対する金銭の交付とも読み取れる内容になっ ている。ゴミ袋等は参加人数に比例して購入されるものではなく、軍手も1人 分 500 円もするものではない。また、この事業は清掃活動の委託ではなく県民 がボランティア等で清掃活動を行った場合にかかった経費を助成するものであ り、清掃活動の対価・報酬として現金の支給を行うものではない。実際はゴミ 袋や軍手の他に1人当たりの保険料や草刈り機のリース代・燃料費等々の美化 活動に係る経費に要したもののようであるが、県はこのような記載があった時 点で、記載が実態を表していないことは判るはずであり、市に対し正しい記載 に修正を求めるべきであった。加えて参加者名簿も作成されておらず、3,140 人が本当に参加したのか確認出来ない状況になっていることも問題である。な お、このような記載内容につき確認を行っていないのはA市だけではなく、B 町・C市・D町・E市・F町についても見られることから、県のチェック機能 が働いていない思われても仕方のないことである。

この補助金は県民の税金が原資なのであるから適正に使用することを指導することは当然であるが、支出内容についても常に適正であることを証明出来る状況にしておかなければならない。県は市町村に対して補助金を交付したボランティア団体等から補助金の使途を証する証憑の提出を行わせ、適正に使用されていることを確認するよう指導する必要があるが、100%市町村に任せきりにせず、県としてもチェック機能を働かせ、収支精算書等の記載内容に疑義・異常がある場合には積極的に内容を把握し補助金が適正に使用されていることを確認すべきである。

61. 空港保安対策事業補助金

担当部課	建設交通部 港湾空港課
根拠要綱等	秋田県建設交通部港湾空港課関係補助金等交付要綱
補助目的	駐機中の航空機の安全管理のために実施している機側
	監視業務や空港関係者検査、貨物ターミナルビルの監視
	業務など空港保安対策として実施する監視・警備に対し
	て経費の一部を助成し、空港利用者の安全確保に努め
	る。
主な補助対象者	航空会社、空港ビル会社等
補助対象経費	航空会社、空港ビル会社等が行う次の事業に要する経費

	機側監視業務及び空港関係者検査、貨物ターミナル監視
	業務
事業費の負担割合	1/2 以内(全額県費)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
補助金額	6, 223	7, 658	7, 806

(指摘事項)

(1) 正確な書類作成について

秋田空港に関するA社に対する補助金 3,846 千円について、その支給に関して作成される「支出命令書」の支出理由欄に、事業費 7,693 千円と記載しているが、正しくは、8,021 千円である。

このような相違が生じた原因は不明であり単純な記載誤りとのことである。

「支出命令書」は、補助金の支出行為を承認したという証拠を残すものであって、県の承認権限者は、当該「支出命令書」を承認する際の確認を徹底する必要がある。なお、この誤りによる補助金の額への影響はない。

(2) 正確な補助金等交付申請書の作成について

B社が行う秋田空港の機側監視業務は、計画時は3,111 千円(消費税抜き 以下この項は同じ)であったが、実績は3,740 千円となった。差異が生じた要因は、計画時の作業単価が、1,600 円/時であったのに対し、実績では1,850 円/時となったことによる。

この変更による秋田空港の機側監視業務に対する補助金の総額には変更はないが、補助金の総額が決められているため、他の航空会社への補助金が減額されている。

補助金の県への申請に関しては、C社が他の航空会社分をまとめて行っているが、同社は、「補助金等交付申請書」作成時、この単価の変更があったことの認識がなく、予定事業金額算出に際し、前年度(平成20年度)分の作業単価を使用したためこのような差異が生じることになったものである。

しかし、「補助金等交付申請書」は、計画時の事業必要金額を算出、報告し、より効果的な補助金配分金額を決定する資料である。県は、「補助金等交付申請書」作成会社に対して、関係各社から積極的に作成時点の最新情報を収集し、より正確な「補助金等交付申請書」を提出するよう、指導すべきである。

62. 私立学校運営費補助金(一般補助)

担当部課	教育庁 総務課
根拠要綱等	私立高等学校等経常費助成費補助金 (一般補助) 交付要
	綱(以下この項で「交付要綱」という)
補助目的	私立学校教育の振興を図るため、幼稚園、中学校及び高
	等学校を設置する学校法人並びに学校法人以外の私立
	幼稚園の設置者に対して、人件費を含む経常的経費の一
	部として補助する。
主な補助対象者	幼稚園、中学校及び高等学校を設置する学校法人・学校
	法人以外の私立幼稚園の設置者(以下この項で「学校法
	人」という)
補助対象経費	私立学校の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常
	的経費
事業費の負担割合	定額(毎年度予算で定める額) ※1

(金額単位:円)

			19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
場	国		373, 952	366, 900	344, 758
補助金額	県		2, 089, 818	1, 985, 488	1, 899, 543
	合	計	2, 463, 770	2, 352, 388	2, 244, 301

※1 平成21年度の学校区分毎の補助単価は(表62-1)のとおりである。

(表 62-1)

学校区分	生徒(園児)数1人当たり補助単価
高等学校(全日制)	324, 993
高等学校(通信制)	62, 611
中学校	294, 512
幼稚園(学校法人立及び認定こども	170 007
園を設置する社会福祉法人立)	170, 987
幼稚園 (その他立)	54, 100

なお、補助金の各学校法人への配分方法は(表62-2)のとおりである。

- 1. 補助単価が決まる。
- 2.5月1日現在の生徒(園児)数に補助単価を乗じて、高等学校、中学校、 幼稚園等の校種別にそれぞれに予算総額が確定する。

3. 予算総額を以下の配分基準に基づき配分する。

(表 62-2) 平成 21 年度の配分基準

	高等学校	高等学校 中学校		幼稚園	幼稚園	
	(全日制) (通信制) 中字校		中子仪	(学校法人立等)	(その他立)	
学校割	12.0%	15.0%	15.0%	10.0%	10.0%	
生徒数割	43.5%	42.5%	42.0%	44. 5%	44. 5%	
人件費割	4.1 F0/	49 F0/	49 00/	4.4 = 0/	44. 5%	
(標準教員数割)	41.5%	42. 5%	42.0%	44. 5%	44. 0%	
学級数割	2.0%	-	1.0%	_	-	
生徒数減少割	1.0%	-		1.0%	1.0%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

注)他に収容定員超過減額、満3歳児就園加配がある。

例えば、県内の私立高等学校(全日制)の学校数は 5 校のため、学校割であれば、高等学校(全日制)の予算総額の 12%を 5 で割り、1 校あたりの学校割の補助金額を算出する。これをそれぞれの配分基準に基づき算出し合計した金額が、その学校法人への補助総額となる。

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の定め方について

この事業の補助対象経費の範囲について、県は交付要綱上明確な定めを行っていない。県が補助金の申請時に学校法人等に提出を求めている事業実施計画書において、学校会計基準で定められている経常的経費支出の内、退職金支出を除く人件費支出、奨学費支出を除く教育研究経費支出及び渉外費支出を除く管理経費支出を対象として認める旨記載しているのみである。県では、学校法人が提出する計算書類は、公認会計士又は監査法人による監査を受け一律に作成された計算書類であり問題はないとしているが、この指摘事項は計算書類の適正性を問題にしているのではなく、交付要綱上明文化されていないということを問題にしている。現状では、補助対象経費の範囲についての明確な規定がない状態で運営が行われていると言わざるをえないことになる。県は交付要綱等において補助対象経費を明確にすべきである。

(意見)

(1) 人件費割にかかる問題点について

補助対象の学校法人において、(表 62-3)のとおり10百万円を超える高額の

報酬を受け取っている管理教職員(以下この項で「管理者」という)がいる法人がある。

(表 62-3) (金額単位:千円)

学校名	職名	報酬額
A高等学校	***	16, 176
B高等学校	***	13, 844
C高等学校	***	12, 674
D幼稚園	***	16, 150

県では、各私立高等学校において給与規程が異なることから、人件費に対する補助金額を算定するための統一的な指標として、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を準用して平均給与額を算出している(以下この項で「標準人件費」という)。また、実際に支給された人件費総額とこの標準人件費総額とを比較し、いずれか少ない額を人件費割の配分基準としている。

ここで、上記で指摘したA高等学校について補助金の額の算出過程を(表 62 -4)に記載することにする。

(表 62-4) A高等学校の人件費割の補助金配分基準 (金額単位:千円)

①A高等学校の人件費総額	* * *
標準人件費の算出	
教職員実数	
教員	29 人
事務職員	7 人
公立学校定数法による教職員定数 ※1	
教員	67 人
事務職員	5 人
標準教職員数(どちらか少ない方)	
教員	29 人
事務職員	5 人
標準教員数×本務教員1人当たり人件費	100 000
(秋田県の私立高等学校の平均)	166, 608
標準職員数×本務事務職員1人当たり人件費	94 900
(秋田県の私立高等学校の平均)	24, 269

②合計(標準人件費)	190, 877
①、②の金額の少ない方を配分基準額とする	* * *

※1 収容定員に対してあるべき教職員数

高等学校における人件費割としての補助金配分額は 61,482 千円であるが、この配分額は標準人件費の割合を基に算出されている。ここで、この高等学校の実際の人件費は、算出に用いられた標準人件費 190,877 千円と近似していることから、実態を反映した算出結果のように見える。しかし、標準人件費は収容定員を基準に計算されるため、実際の生徒数が収容定員より少ない場合には、実生徒数が収容定員を満たしている場合に比べ標準人件費は高めに計算される。その結果、実生徒数に対し一部の教職員に高額な人件費を払っている場合であっても、補助金の予算総額が決められていることから、その金額が補助金配分の計算基礎になることにより、補助金の配分額が相対的に他の学校法人より多くなる可能性がある。A高等学校の場合も、収容定員が 2 倍を超えることから標準人件費総額が高く計算されることになり、一部の高額報酬を得ている管理者を含む実際の人件費が補助金配分の計算基礎となった結果、生徒数が同水準である学校法人に比べ相対的に多くの補助金の配分を受ける可能性がある。収容定員を基準とする標準人件費を指標とすることの妥当性について検討の余地がある。

県は、私立高等学校の人件費割の配分計算にあたり、収容定員による標準人件費総額を算出するのではなく、実員により算出する等の見直しを検討すべきである。

(2)補助金の配分基準について

補助金の交付にあたり学校法人の財政状態は問題にはされておらず、例えば 内部留保が厚い学校法人にもそうでない学校法人にも、補助金は一律(表 62-2) の配分基準に基づき算出され、交付されている。しかし、財政的に自立できて いる学校法人にまで補助金を敢えて一律の計算方法により交付する必要はない であろう。

県はこの補助金は各私立学校の教育にかかる経常的経費を補助対象経費とする補助制度であり、支出に対する補助金であるとしている。また、学校法人は営利を目的とせず、剰余金については教育に費やされなければならず、剰余金は役員等には配分されることはない。また、内部留保は主に私立学校の校舎・園舎の改修等のための積立金であることが多いとする。

しかし、意見(1)にも記載したとおり、管理者に高額な給与を支払ってい

る学校法人もある。公立の高等学校の教員等の給与を公表している都道府県があり、そのホームページでは例えば長野県の場合(2011年1月7日最終更新)、56歳の校長が8,893千円、51歳の教頭が8,147千円、大阪府の場合(平成20年4月1日現在)、55歳校長は9,366千円、50歳教頭は8,240千円である。これに比べれば意見(1)のA~Cの高等学校の管理者は長野県の公立高等学校の約2倍の報酬を受け取っている。また、大阪府のホームページでは、平成19年度の大阪府内の学校法人の経営者の年収が公表されており、それによれば高等学校法人の役員の年収が16百万円を超えるのは119人中6人、私立幼稚園の専任園長の年収が16百万円を超えるには332人中14人となっている。財政的に自立しており、明らかに他と比べ高額な給与を支払っている学校法人に対し、そうでない場合同様に補助金を一律に交付することの是非を検討する必要がある。

学校法人が経営努力を行った結果黒字化し財務内容が良くなっているというのであれば、そのような学校法人に対する優遇策を別途講じればよいのであって、一律に補助金を交付しても、この補助事業の目的である「私立学校教育の振興」が果たされるわけではない。「私立学校教育の振興」という目的をブレイクダウンし、それら個々の目標に合わせた補助事業とするようこの補助事業自体の再構築が必要である。

また、幼稚園について、例えば園児数 9 人のE 幼稚園と、243 人のF 幼稚園では、(表 62-5) に記載のとおり、園児 1 人当たりの補助金額が、前者の 715 千円と後者の 147 千円とで 4.8 倍にもなっている。

(表 62-5) (金額単位:千円)

	E幼稚園	F幼稚園
園児数	9人	243 人
学校割	1, 901	1, 901
園児数割	686	18, 517
園児減少割	0	703
標準教員数割	3, 677	14, 705
満3歳児加配	171	0
交付決定額	6, 435	35, 826
園児1人当たり補助金	715	147

このような結果になる原因には、園児数が35名未満であっても、教員2名分も補助金が交付される標準教員数割の影響(意見(1)参照)と規模に関わらず一定の補助金が交付される学校割の影響があげられる。このことについて、

県は、私立学校及び学校法人等において、学校教育法及び私立学校振興助成法等の法令により、幼稚園の規模にかかわらず、配置しなければならない教職員や学校医等がおり、さらに、計算書類等の作成も義務づけられている。これらについて私立学校及び学校法人等は、必ず経常的経費が発生する。例えば、学校法人の計算書類の作成にあたっては、公認会計士及び監査法人による監査を受け、所轄庁に提出することが義務づけられていることから、園の規模にかかわらず公認会計士への報酬等が経常的経費として発生する。県は、私立学校及び学校法人の所轄庁として、法令を遵守させるためにそれらの運営に必要な経常的経費については補助すべきであることから、学校割という配分基準により、各私立幼稚園に一律に配分しているとしている。

園児 1 人当たりの補助金額の公平性のみに視点を置いて補助金を配分した場合、規模の小さい幼稚園が、学校及び法人としての義務を果たすことができない状態に陥らせることとなり、最終的には、その幼稚園に通う園児が教育を継続して受けられないという不利益を被ることになるとしている。

しかし、真の受益者である園児 1 人当たりの補助金の額が学校法人によって あまりに大きな差となっていることは公平性の観点からも問題がある。県では、 基本的には園児数に応じて補助金を配分し、学校割については、園児数により 変動する経費ではなく、各私立幼稚園である程度一律にかかる経費に対して配 分するものであるとしているが、園児数によって学校割に変化をつける等補助 金の配分方法の見直しをすべきである。

(3) 補助金の目的について

私立学校を取りまく環境は、県教育委員会が公表する学校統計一覧によれば (表 62-6) のとおりとなっている。

(表 62-6)

	平成6年度	平成 21 年度	減少数	減少割合
私立幼稚園数	81 園	71 園	10	12.3%
私立幼稚園園児数	10,577 人	7, 180 人	3,397 人	32.1%
私立高等学校数	5 校	5 校	0	_
私立高等学校	6,031 人	2,954 人	3,077 人	51.0%
(全日制) 生徒数				
公立高等学校	41,276 人	26, 331 人	14,945 人	36.2%
(全日制) 生徒数				

平成6年度には81 園あった私立幼稚園が平成21年度には71 園と10園減少

している。園児数も10,577人から7,180人と減少しており、殆どの幼稚園は定員割れの状況であり、平成21年度に収容定員を超える入園児がいる幼稚園は、G幼稚園1園のみの状況であった。全体の収容定員12,250人に対し、実際に入園している園児の数は7,180人と収容定員の58.6%にとどまっており、園によっては、定員160人に対し、実員9人といった場合もある。

私立高等学校については、平成6年度には6,031人であった生徒数が平成21年度には2,954人と半減している。公立高等学校の生徒数も41,276人から26,331人と、こちらも大幅に減少しているが、公立の場合よりも学費のかかる私立の場合の方が減少割合が高くなっている。

以上のように、私立学校を取り巻く環境は、非常に厳しいものになっている。 実際に、消費収支が赤字になる学校法人が大半となっており、補助金による収入がなければ、経営は成り立たないのが実情であって補助金の存在意義は大きなものとなっている。

このように補助金の交付を受ける側では経営を行うために重要な役割を果たしている補助金について、交付する側では、その目的が交付要綱に「私立学校教育の振興を図る」といった抽象的な記載となっているだけであり、具体的な数値目標等は設けられていない。そのため、補助金の配分方法の妥当性、効果の判定について、これを計数的に測定できる状態にはなっておらず、効果の測定等は行われていない。

県は「私立学校教育の振興を図る」ことを具体的な目的にブレイクダウンし、 交付された補助金にふさわしい、補助金の配分基準や数字目標を掲げ、毎年目標を達成できたかどうかを判断し、達成した場合には相応の評価をし、未達の場合には改善を促すようにすべきである。こうすることが、財政状態の厳しい中で、効率的に補助金を使うことに繋がることになる。

63. 私立学校運営費補助金(特別支援教育費補助)

担当部課	教育庁 総務課
根拠要綱等	私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別支援教
	育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経
	費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱(以下こ
	の項で「交付要綱」という)
補助目的	私立幼稚園における障害児の教育内容の充実を図るた
	め、特別支援教育を行うのに必要な人件費を含む経常的
	経費の一部として補助する。
主な補助対象者	障害児が1人以上在籍する私立幼稚園の設置者(以下こ

	の項で「学校法人」という)
補助対象経費	当該障害幼児に係る専任教職員給与費を含む教育に必
	要な経常的経費
事業費の負担割合	定額 ※1

			19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
補助金額	玉		30, 793	29, 440	37, 818
	県		34, 803	32, 617	43, 854
	合	計	65, 596	62, 057	81, 672

※1 平成 21 年度は、国庫補助対象(学校法人立等で障害児が 2 人以上在籍) の場合、1 人当たり 784 千円(国 1/2、県 1/2)、国庫補助対象外(障害児が 1 人のみ在籍、又は、個人立等で障害児が 1 人以上在籍)の場合、1 人当たり 392 千円(県 10/10)

(指摘事項)

(1) 補助対象経費超過額の返還について

学校法人Aの実績報告書において、補助対象経費が補助金交付決定額を下回っていたにもかかわらず、超過額が返還されていなかった。

交付要綱に従えば、以下の超過額を返還せしめる必要があった。

対象経費:487 千円補助金:510 千円差額:23 千円

県は、秋田県財務規則第259条により、返還を求めるべきである。

(2) 補助対象経費の実績報告について

実績報告について補助対象経費と障害の程度を比較した場合、同じような特殊学級で対応するようなレベルの障害児に係る1人当たりの経費の実績について大きな差がある学校法人がある。例えば、学校法人Bにおける障害児1人当たりの経費は、3,763千円であるが、学校法人Cは243千円に過ぎない。なお、特殊学級で対応するレベルの対象者のみがいる学校法人の平均経費は、1,380千円となっているが、これら2つの学校法人のように対象経費が平均より大きくかい離するような場合であっても、県は経費の額を検証することに留めており、

この原因について検証を行っていない。

実績報告を受け取った時点であっても、学校法人Bのように障害児 1 人当たりの経費等が他の学校法人と大きくかい離しているような場合には、実績報告書受領時に調査を行い、それが補助対象経費として妥当なのか慎重な判断を行う必要がある。392 千円という上限があるものの、専任教職員の人件費については全額が認められるが、併任教職員の人件費やその他の経費については、全児童に対する障害児の割合やクラスの園児数に対する割合等によって配分された額が補助対象経費として認められることになる。学校法人Bの場合には、通常クラス(障害児とは別クラス)の副担任をしている教職員が、副担任の職に併せ障害児の専任教職員として任命されているにもかかわらず、専任教職員として全額補助対象経費としたことが補助対象経費が多くなった原因である。なお、本件について県は、事業計画時に提出させている辞令及び確認を行った上で専任教職員としており、学校法人検査により、この副担任は副担任としての業務は全く行っておらず、専任教職員の業務を行ったという勤務実態を確認しているとのことである。

しかし、このような大きなかい離が生じている場合は、実績報告書受領時に その内容を調査し、勤務実態の確認を行うべきである。

(意見)

(1) 補助金の1人当たり単価について

この補助金は、障害の程度に関わらず、1人当たりの補助は一定金額となっている。このことについて県は、障害が同程度と判定された障害児であっても一人ひとり発達段階や行動は異なり、必要な経費を障害の程度に応じて段階的に補助単価を設定することは難しいことから、一律の補助単価としているとする。しかし、例えば、障害の程度が重ければ必要となる経費は嵩むであろう。

障害の程度に応じて補助単価に差をつけたほうが、補助金がより効果的に使われることになる。県は、現在のように補助単価を一定額とするのではなく、補助金の効果がより期待できるように、障害の程度を反映させる等の実情に合わせた方法に改正すべきである。

64. 私立学校運営費補助金(預かり保育推進事業費補助)

担当部課	教育庁 総務課
根拠要綱等	私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別支援教
	育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経
	費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱

補助目的	保護者及び私立幼稚園の負担軽減を図るため、預かり保
	育を実施する幼稚園に対して、人件費を含む経常的経費
	の一部として補助する。 ※1
主な補助対象者	預かり保育を行っている私立幼稚園を設置する学校法
	人等 (以下この項で「学校法人」という)
補助対象経費	預かり保育を実施する私立幼稚園の人件費を含む経常
	的経費
事業費の負担割合	定額(1 園当たり) ※2 ※3
	補助対象経費から預り保育料を差し引いた金額と補助
	単価のいずれか少ない額

補助金額		19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	国	46, 161	48, 926	47, 768
	県	46, 695	49, 068	47, 769
	計	92, 856	97, 994	95, 537

- ※1 「預かり保育」とは、教育時間外(休業日含む)に幼稚園で実施する教育 活動である。
- $\frac{2}{2}$ (表 64-1) (表 64-2) のとおりである。

(表 64-1) 教育日における預かり保育の場合

		- 0		
1 日平均の	1 日平均の	1 園当たりの補助限度額		
預かり保育 担当教員数	預かり保育対象園児数	1日平均預かり保育時間 が4時間以下	1 日平均預かり保育時間 が 4 時間を超える場合の 1 時間ごとの加算額(最 大 4 時間まで)	
1人	1~15 人	800,000円	160,000 円	
2 人	16~30 人	1, 200, 000 円	280,000円	
3 人以上	31 人以上	1,600,000円	400,000 円	

(表 64-2) 長期休業日(夏季休業日)及び休業日の預かり保育の場合

1 日平均の	1 日平均の	1 園当たりの補助限度額
--------	--------	--------------

預かり保育	預かり保育	8月休業日預かり保育	休業日預かり保育
担当教員数	対象園児数		
1人	1~15 人	160,000円	300,000 円
2 人	16~30 人	280,000 円	480,000 円
3 人以上	31 人以上	400,000 円	660,000 円

国庫補助の要件を満たさない私立幼稚園については、上記補助単価の半額が補助単価となる。

※3 負担割合について、学校法人立又は認定こども園を設置する社会福祉法人立の 私立幼稚園の場合、国 1/2、県 1/2。それ以外の場合は、全額県費である。

(意見)

(1) 各学校法人への補助金額算出について

預かり保育料について保護者の負担と補助金の相関関係について、園児 1 人当たりの補助金額が多い幼稚園の保護者の負担が軽く、少ない幼稚園の保護者の負担が重い状況になっている場合がある。例えば(表 64-3)に示すとおり、平成 21 年度において学校法人Aの場合、園児 1 人当たりの補助金 142 千円に対して月額保育料 3 千円なのに対し、学校法人Bでは、補助金 11 千円に対し 13 千円となっている。加えて補助金算出の際には、対象経費から利用者の負担額を差し引いた金額が上限となっているため、園児 1 人当たりの補助金額を見た場合に、10 倍以上の差になっている。

(表 64-3) (金額単位:千円)

	学校法人A	学校法人B
補助金	1, 420	352
預かり保育料	217	4, 597
園負担	1, 981	13
総事業費	3, 618	4, 962
1日平均の対象園児数※1	10 人	30 人
園児1人当たりの補助金	142	11
月額預かり保育料の平均	3	13

※1 1 日平均の対象園児数は、教育日の教育時間外の預かり人数である。 この他、夏季休業日及び休業日の預かり保育がある。 園児 1 人当たりの預かり保育料が低い学校法人になぜ、多額の補助金を注ぎ込まなければならないのか、保護者の負担と補助金の額はバランスすべきであり、現在の補助金の計算方法は、公平性の観点から問題がある。この補助事業において、補助金の受益者は私立幼稚園の設置者であるが、その効果として、県は、保護者の負担軽減を挙げている。この補助制度は、国の補助制度を利用した私立学校に対して行う事業であり、補助対象経費はあくまで私立学校の経常的経費であるが、保護者の経済的負担の公平性の観点からは問題がある。例えば、幼稚園にではなく、就園奨励費のように、園児=保護者に対し補助金を交付し、幼稚園はそのサービス内容に合わせて、これまでは補助金分として差し引いていた額も上乗せした上で、預かり保育料を多様に設定すればより公平になる。県は、改正の余地が十分にある制度であることについて国に対し申し入れを行うべきである。

なお、県は、平成22年度より補助金の交付額の算定方法を改正し、前年に比べ預かり保育料を値下げする、あるいは上限を設けるなどの保護者の経済的負担軽減等を実施した私立幼稚園に対して、(表 64-4)、(表 64-5)のように補助金を増額する措置を講じている。

(表 64-4) 保護者負担の軽減等がなかった場合

1 日豆炒の	1 日平均預かり保育時間		
1日平均の	5 時間未満	5 時間以上(1 時間	
預かり保育担当者数		毎の加算額)	
1人	800	160	
2 人	1, 200	280	
3 人以上	1,600	400	

(表 64-5) 保護者負担の軽減等を図った場合

1日平均の	1 日平均預かり保育時間		
預かり保育担当者数	5 時間未満	5 時間以上(1 時間	
原がり休月担ヨ有剱		毎の加算額)	
1人	1, 200	200	
2 人	1,700	300	
3 人以上	2, 200	400	

この改正は、前年度より保護者の負担を軽減することになり、補助事業の目的である「保護者の負担軽減」をさらに進めることにはなる。

しかし、この改正は、同一の私立幼稚園において前年度比で負担の軽減を図

るものであり、保護者の負担を軽減する意味からは一歩前進だが、保護者の負担が重い幼稚園と軽い幼稚園とに差がある場合の対応には及んでおらず、さらに検討が必要である。

65. 私立学校運営費補助金(生徒指導の充実費補助)

担当部課	教育庁総務課
根拠要綱等	私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別支援教
	育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経
	費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱
補助目的	生徒指導の充実を図るため、専ら生徒のカウンセリング
	を担当する教職員としてカウンセラーを配置し、生徒の
	相談に応じている高等学校に補助する。
主な補助対象者	カウンセラーを配置している私立高等学校の設置者
補助対象経費	私立高等学校の経常的経費
事業費の負担割合	補助対象経費の 2/3、525 千円を限度(国との負担割合
	は以下のとおり)

(金額単位:千円)

			19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
場出入宛	国		1, 504	1, 504	600
補助金額	県		1, 505	1, 505	1, 253
	合	計	3, 009	3, 009	1,853

(指摘事項)

(1) 実績報告書の記載内容について

平成 21 年度の補助事業終了にあたり県に提出された実績報告書に関して、補助金交付先であるA高等学校が、実績報告として記載していた実施状況の一部に、前年度と年度を変えただけと思われる実施状況が記載されていた。具体的には、事業計画に記載されている平成 20 年度の利用者数、利用回数と、実績報告に記載されている平成 21 年度の利用者数、利用回数が全く同じであった。

これに対して、県では、実績報告時には、主に、カウンセラーの勤務状況と 人件費の支払い状況について、出勤簿の写しと領収書等の写しにより書類検査 し、額の確定を実施している。また、後日、実施した学校法人検査により実績 報告の実施状況に誤りがあることを確認したため、学校法人に実績報告書の再 提出をさせているとする。 しかしながら、この学校法人が記載した利用者数、利用回数などの情報は、 事業の効果を評価する重要な情報であり、このように事実と異なる実績報告書 を提出したことは問題である。県は正しい実績報告書を提出することを徹底せ しめるべきである。

66. 日本私立学校振興・共済事業団補助金

担当部課	教育庁 総務課
根拠要綱等	秋田県教育庁総務課関係補助金交付要綱
補助目的	私立学校教職員の福利厚生の向上と負担軽減を図る。
主な補助対象者	日本私立学校振興・共済事業団(以下この項で「私学事
	業団」という)
補助対象経費	私立学校教職員に対する共済事業のうち長期給付事業
	に要する経費の一部を補助する。 ※1
事業費の負担割合	定率(標準給与総額×8/1,000以内)(全額県費)

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
一一 一 一 一 一	35, 928	35, 082	33, 381

※1 私学事業団は、文部科学省所管の特殊法人である。私学事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的としており(日本私立学校振興・共済事業団法第1条)、行政改革の一環として、平成10年1月1日に日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合を廃止し、それぞれの権利義務を承継して統合され設立されたという経緯がある。

私学事業団の共済事業は、以下の事業から構成される。

- (1) 短期給付事業 (加入者とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・ 休業・災害等に対する給付)
- (2) 長期給付事業 (加入者の退職・障害・死亡等にかかる年金や一時 金の給付)
- (3) 福祉事業 (病院・保養所等の経営や貯金・積立共済年金・共済定期保険・資金の貸付等の事業)

本県においては、本県の私立学校及びその職員の長期給付掛金に対して、標準給与総額(大学・短大・高校等の区分別)×8/1,000の率で負担を軽減している。

(意見)

(1) 補助対象者の長期運用勘定の毀損に対する認識不十分について

私学事業団は、日本私立学校振興・共済事業団法第32~34条に基づき、経理区分別に「勘定」を設けて財務諸表を作成している。このうち、各都道府県からの補助金は、「長期勘定」において補助金収入として計上されているが、この「長期勘定」の決算については、平成20年度及び平成21年度において、2期連続で多額の赤字となっている。

長期勘定の主要な損益項目を略記すると、(表 66-1) のとおりとなる。

(表 66-1) 損益計算書

(金額単位:百万円)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常収益	456, 000	486, 830
(うち都道府県からの補助金)	(6, 600)	(6, 848)
経常費用	487, 142	515, 818
経常利益 (△は損失)	△31, 141	△28, 987
当期総利益(△は損失)	△31, 073	△29, 281

(注) 百万円未満は切り捨て(以下同様)

利益=収益-費用

経常損失と当期総損失の差は、臨時損益である。

当期総損失と当期純損失は同額である。

上記の損失が発生した原因を勘定科目別に分析すると、(表 66-2)の要因となる。

(表 66-2)

(金額単位:百万円)

損失の要因	平成 20 年度	平成 21 年度
信託運用損	△58, 979	△60, 458
上記が発生しなかった場合の	27, 905	31, 177
当期総利益		

長期勘定においては、公社債又は有価証券によって運用される投資信託を保 有しており、上記の信託運用損は、当該投資信託にかかる運用損失が計上され たものと推察される。

平成20年度、平成21年度で多額の赤字に至った原因として、「日本私立学校振興・共済事業団決算の概要」では、(表66-3)のような記載がみられる。

(表 66-3)

平成 20 年度	当期総損失は、世界的な金融危機を背景とした運用環境の悪		
	化のため信託運用損が発生し、311 億円を計上するに至っ		
	た。		
平成 21 年度	当期総損失は、前年度に発生した世界的な金融危機から景気		
	は回復方向に向かったが、運用環境は不安定な展開に終始		
	し、資産の評価損は大幅に圧縮されたが、実現損の歯止めに		
	は至らず信託運用損が発生し、293 億円を計上するに至っ		
	た。		

以上の状況から、当該長期勘定については、次のようなことが言える。

- ① 長期給付の財源となるべく本来であれば保守的な運用がなされるべき財産において、いくら「世界的な金融危機」とはいえ、なぜ2期連続で多額の損失が発生するのか。共済事業のリスク管理方針に問題があったのではないか。
- ② 私学事業団は多額の損失を生ぜしめたことについて説明責任があり、県は、県民の税金を補助金として投入している以上、損失発生の原因・今後の対応策について私学事業団へ説明を求めるべきであった。私学事業団の公開情報も損失発生原因、私学事業団の責任に係る説明は満足できるレベルにはない。都道府県からの補助金を上回る信託運用損であり、事実上、県民の税金は運用損に回ったことになるにもかかわらず、県の事実認識は十分ではなかったと言わざるを得ない。

県は、この補助制度は、公立と私立の教職員の福利厚生に関する格差是正するため始めた制度であり、私立学校の教職員の福利厚生の向上と負担軽減のため、長期給付事業にかかる本県の私立学校及びその教職員の掛金負担の一部を軽減するものである。また、当該補助金が廃止された場合、本県の私立学校及びその教職員の負担が急激に増加し、結果的には、この補助金の効果である私立学校の教職員の福利厚生の向上を損なうものであるとしている。

しかし、長期給付の財源となるべく本来であれば保守的な運用がなされるべき財産に対し、県民の税金を原資とした補助金の交付を受けながら安全な運用

を行わず、都道府県からの補助金合計(平成 20 年度及び 21 年度合計 13,448 百万円)を大幅に上回る運用損(同 119,437 百万円)を計上し、十分な説明もせず損失発生の責任も取らない私学事業団に県民の税金を投じなければならないのか理解に苦しむところである。県は、私学事業団から必要な説明を受け、損失発生の責任を追及するとともに、安全な運用を行うよう私学事業団に申し入れを行うべきである。また、今後も安全な運用を行わず、損失が発生するようであれば、補助金の交付を受けながらその資金をリスクのある投資で運用しようとする私学事業団にこれ以上補助金の交付を続けることは県民の理解を得ることができないのであって、県はこの補助事業について廃止を含めた対応も検討すべきである。

67. 秋田県高等学校体育連盟補助金

担当部課	教育庁 保健体育課		
根拠要綱等	秋田県教育庁保健体育課関係補助金交付要綱		
補助目的	高等学校体育振興のための会組織の育成強化を図る。		
主な補助対象者	秋田県高等学校体育連盟(以下この項で「体育連盟」と		
	いう)		
補助対象経費	体育連盟が行う次の事業に要する経費		
	① 連盟運営に要する経費		
	② 大会派遣に要する経費		
事業費の負担割合	予算で定める額 (全額県費)		

(金額単位:千円)

	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
補助金額	13, 510	12, 159	11, 271

(指摘事項)

(1) 適切な領収証の徴求について

県は事業終了にあたって補助対象者に対して事業実績報告書の提出を求め、 当該報告書に領収証のコピー等支払を証明することができる資料の添付を行わせしめている。ここで、提出されたものの中に商品券 5,000 円にかかる領収証があった。この支出は、この体育大会運営のため体育連盟が個人からトラックを借りたことに対し、その謝礼として贈呈するためのものであった。しかし、この領収証だけでは体育連盟が販売店から購入を行った事実は確認できるものの、謝礼として贈呈したことについての確認ができることにはならない。販売 店からの領収証のみでは補助金を目的どおり使用したことを証明する資料としては不十分であって、体育連盟にトラックを貸した個人から商品券を受け取った旨の領収証を入手し、事業実績報告書に添付すべきであった。

県は、体育連盟に対し贈呈した個人から領収証を入手し、事業実績報告書に 添付するよう指導する必要がある。

68. 防犯協会連合会補助金

担当部課	警察本部交通部 生活安全企画課		
根拠要綱等	秋田県警察本部関係補助金交付要綱(以下この項で「交		
	付要綱」という)		
補助目的	犯罪のない明るい住みよい社会を建設し、あらゆる防犯		
	活動を行い各防犯団体の円滑な発展を促すことを目的		
	とする。		
主な補助対象者	社団法人秋田県防犯協会連合会(以下この項で「連合会」		
	という)		
補助対象経費	連合会が行う次の事業に要する経費		
	・防犯団体の指導		
	・防犯思想の普及宣伝と団体相互の連絡協調		
	・青少年不良化防止と補導		
	・防犯対策の総合調査研究		
	・予防検挙に対する協力援助		
	・団体、功労者の表彰		
	・その他		
事業費の負担割合	予算で定める額又は定率等で算出した額(全額県費)		

(金額単位:千円)

補助金額	19 年度実績	20 年度実績	21 年度実績
	1,638	1,638	1,556

(指摘事項)

(1) 補助対象経費の確認について

この補助金は連合会が行う交付要綱に定められた事業であって補助目的にかなう経費に対し交付される。連合会の経費は殆どがこの要件に合致する事業に対して使用されるが、一部には秋田県警察官友の会への負担金等補助対象経費とならないものも含まれている。

県は、3月末に連合会から実績報告書及びその添付資料である一般会計収支計 算書を入手し、補助金の使用内容について確認を行っているが、平成21年度の 連合会の総支出額が約6百万円であり、補助金交付額の1百万円を大きく上回 ったことから、対象経費が支給額を上回っていることは間違いないとして、補 助事業は適正に行われたものという結論に至っており、詳細な検討を行ってい ない。

しかし、過去において多くの経費が補助対象であるような状況であっても、 対象外経費が含まれていることが明らかである以上、補助対象経費の額を算出 し、補助金交付額がそれを下回ることを確認するようにすべきである。

(2) 実績報告書の確認について

連合会は、補助事業終了時に1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の「実績報告書」を作成し、県へ提出することが求められている。 平成21年度は、平成22年3月31日に提出している。

当該年度の「実績報告書」に添付されている「一般会計収支計算書」は、支出額が 6,002 千円となっていた。しかし、後日連合会の会計監査を担当している公認会計士の検証によって、実際の支出額は、5,122 千円であることが判明し、確定した決算書では、支出額は 5,122 千円となった。これは連合会の決算月が 3月であるのに対し、県が年度最終日である 3月 31日に「実績報告書」の提出を要請したため、「仮」の段階の決算書を添付し、そのままになっていたことによる。しかし、3月 31日の段階で法人側の正確な決算の額は把握できないはずである。この対応については 12. 母体健康増進支援事業費補助金で述べたとおりである。

「実績報告書」の提出を求める目的は、補助事業の実施の確認及び補助対象 経費支出額の確認である。「仮」の段階の決算数値が記載された資料のみによっ てこれを判断することは、判断を誤らせる可能性がある。

平成22年5月20日には、連合会の通常総会があり、確定した決算書が提出 承認され、県は当該確定決算書も入手しているが、3月31日に受領した「実績 報告書」添付の「一般会計収支計算書」との照合を行っていなかった。

県の事務処理上、3月31日に「実績報告書」の提出が必要であり、その時点では、「仮」の段階の決算書しか存在しない場合には、「仮」の決算書での検証を行うこともやむをえないが、この場合であっても、確定した決算書を入手後、確定した決算書により確認・修正を行うべきである。